

第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画

令和〇年〇月

(令和〇年〇月〇日認定)

三重県 伊勢市

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 地域の概況	1
[2] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	2
[3] 中心市街地活性化の課題	15
[4] 中心市街地活性化の方針(基本的方向性)	19
2. 中心市街地の位置及び区域	21
[1] 位置	21
[2] 区域	22
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	23
3. 中心市街地の活性化の目標	29
[1] 中心市街地活性化の目標	29
[2] 計画期間の考え方	30
[3] 目標指標の設定の考え方	30
◇ 4 から 8 までに掲げる事業一覧	41
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	45
[1] 市街地の整備改善の必要性	45
[2] 具体的事業の内容	45
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	47
[1] 都市福利施設の整備の必要性	47
[2] 具体的事業の内容	47
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	50
[1] 街なか居住の整備の必要性	50
[2] 具体的事業の内容	50
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	54
[1] 経済活力の向上の必要性	54

[2] 具体的事業の内容	54
--------------	----

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	71
[2] 具体的事業の内容	71

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等	75
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	80
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等	92

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方	93
[2] 都市計画手法の活用	95
[3] 都市機能の集積のための事業等	98

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 都市計画等との調和	99
[2] その他の事項	99

【参考資料】

様式第4〔基本計画標準様式〕

○ 基本計画の名称：伊勢市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：三重県伊勢市

○ 計画期間：令和8年4月から令和13年3月まで（5年間）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔1〕地域の概況

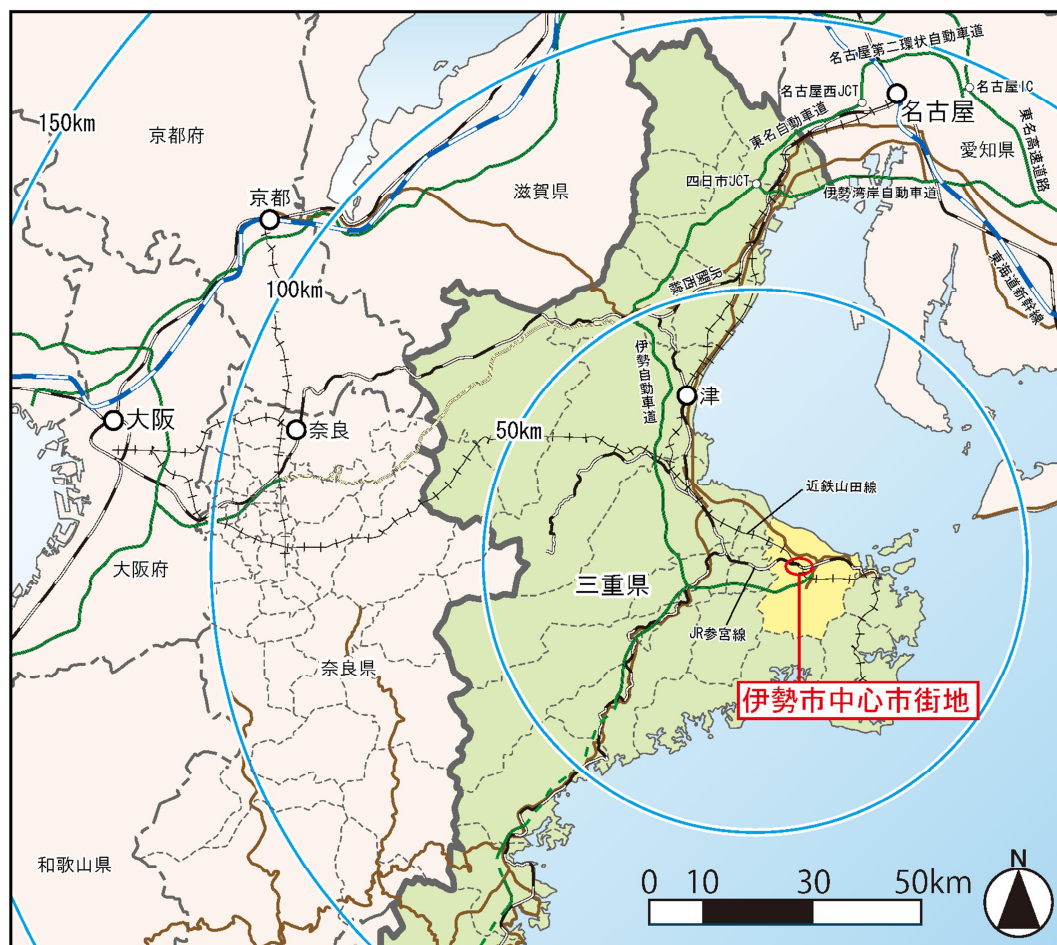
＜位置＞

伊勢市は三重県東部の志摩半島北部に位置し、東は朝熊山を境に鳥羽市、志摩市、西は明和町、玉城町、度会町に、南は南伊勢町、北は伊勢湾に隣接している。

総面積は208.37km²を有し、三重県全体の約3.6%を占めている。

広域的な位置づけとしては、中部圏の中心都市名古屋からは約80km、近畿圏の中心都市大阪、京都からは約110kmの距離があり、距離的条件等からは、中部圏や近畿圏とほぼ同じ条件となっている。

○位置図



〔2〕これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

（１）前回計画（第２期計画）の概要

【計画期間】 令和３年４月～令和８年３月

【区域面積】 約 153ha

【基本的な方針及び目標】

○中心市街地のビジョン

～働きやすく、暮らしやすい、歴史と文化を感じる 伊勢のまち～

○基本方針

- ①地元のニーズに応える魅力的な商店街と、回遊性のあるまちづくり
- ②歩いて生活しやすく安全に暮らせるまちづくり
- ③地域資源の魅力創出と発信、「おもてなしの心」によるまちづくり

○目標

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値	基準値からの改善状況	令和６年度の見通し
商業の活性化とまちなか回遊性の向上	歩行者通行量	3,943 人 (H30 年度)	4,140 人 (R7 年度)	3,543 人 (R6 年度)	C	A
	新規出店数	50 店舗 (H27～R 元 年度合計)	55 店舗 (R3～R7 年 度合計)	13 店舗 (R6 年度) 41 店舗 (R3～R6 年 度合計)	A	A
都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進	中心市街地の居住人口の社会増減	△177 人 (H27～R 元 年度合計)	±0 人 (R3～R7 年 度合計)	△2 人 (R6 年度) △78 人 (R3～R6 年 度合計)	B	A
観光の取組による中心市街地のにぎわい向上	観光関連施設等の利用者数	49,337 人 (H27～R 元年 平均値)	53,300 人 (R7 年)	46,913 人 (R6 年)	C	A

（２）事業の進捗状況

第２期計画では、基本方針に基づき定めた、「地元のニーズに応える魅力的な商店街と、回遊性のあるまちづくり」、「歩いて生活しやすく安全に暮らせるまちづくり」、「地域資源の魅力創出と発信、「おもてなしの心」によるまちづくり」の３つの目標達成に向け、計 46 事業（ハード事業 5 事業、ソフト事業 41 事業）を推進した。ハード事業のうち 4 事業が完了または完了予定であり、残り 1 事業は、検討を進めている。

□実施事業

	事業数	完了	実施中	未実施
市街地の整備改善	5	4	1	0
都市福利施設の整備	3	0	3	0
まちなか居住の推進	4 (5)	0 (1)	4	0
商業の活性化	32	0	32	0
公共交通機関の利便性向上	2	0	2	0
合計	46	4	42	0

□進捗状況

事業 番号	事業名	状 況	備考(計画期間内の変更 等)
1	伊勢市駅前 C 地区第一種市街地再開発事業	完了	
2	伊勢市駅北口駐輪場整備事業	実施中	第1回変更にて事業名変更
3	宮後1丁目1号線整備事業	完了	
4	岡本吹上線ほか2線整備事業	完了	
5	宮後浦口線整備事業	完了	
6	文化資源保存活用事業	実施中	
7	アクティブ・アート推進事業	完了	第1回変更にて新規追加
8	伊勢市健康福祉ステーション利用促進事業	実施中	第1回変更にて新規追加
9	木造住宅耐震補強等事業	実施中	
10	空家対策事業	実施中	
11	空家総合事業	実施中	
12	まちなか移住創業促進事業	実施中	
13	商店街等振興対策事業	実施中	
14	商店街空き店舗対策支援事業	実施中	
15	商業魅力アップ支援事業	実施中	
16	店舗新築・住宅等リフォーム促進事業	実施中	
17	創業支援事業	実施中	
18	伊勢のまつり開催事業	実施中	
19	ふるさと未来づくり事業	実施中	
20	観光客への情報提供事業	実施中	
21	観光客実態調査事業	実施中	
22	伊勢神宮奉納全国花火大会	実施中	
23	お伊勢さんマラソン	実施中	
24	観光客受入推進事業	完了	
25	観光地等混雑状況配信事業	完了	
26	駅前等イルミネーション事業	実施中	

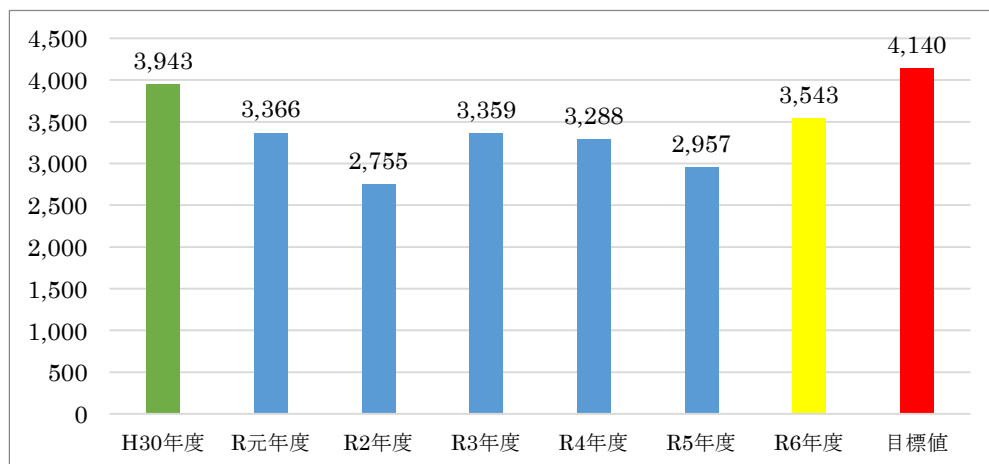
27	伊勢っ子育て事業	完了	
28	集大会・スポーツ合宿誘致補助金(事業)	実施中	
29	公共交通機関とのタイアップキャンペーン事業	実施中	
30	着地型旅行商品造成事業	実施中	
31	都市機能再生促進事業(伊勢市駅前地区)	実施中	第1回変更にて新規追加
32	専門人材活用事業	実施中	
33	皇学館大学地域連携事業	完了	
34	伊勢やまだエリアマネジメント会議	完了	
35	まちなか案内事業	実施中	
36	地域資源を活用した商品開発事業	完了	
37	伊勢やまだ大学事業	完了	
38	河崎まちなみ魅力創出事業	実施中	
39	中心市街地の魅力創出事業	実施中	
40	伝統継承行事初穂曳実施事業	実施中	
41	ナイトタイムエコノミー推進事業	完了	
42	伊勢市駅前商店街活性化事業	実施中	
43	しんみち未来創造事業	実施中	
44	繋ぐ高柳希望の風事業	実施中	
45	おかげバスの運行事業	実施中	
46	レンタサイクル事業	実施中	

[illegible]

(3) 目標指標の達成状況

【指標①】歩行者通行量

●調査結果の推移



年度	(人/日)
H30	3,943 (基準値)
R元	3,366
R2	2,755
R3	3,359
R4	3,288
R5	2,957
R6	3,543 (最新値)
R7	4,140 (目標値)

※調査方法：土曜日の9時～18時に中心市街地内の7地点を通過する歩行者及び自転車計測

※調査月：各年3月

※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地活性化区域内の商店街に設けた5地点及び伊勢市駅以北の市道2地点の歩行者及び自転車の通行量

●指標の達成状況及びその要因分析【C】

歩行者通行量は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、減少傾向にあったが令和6年度は基準値を下回るものの増加する結果となった。

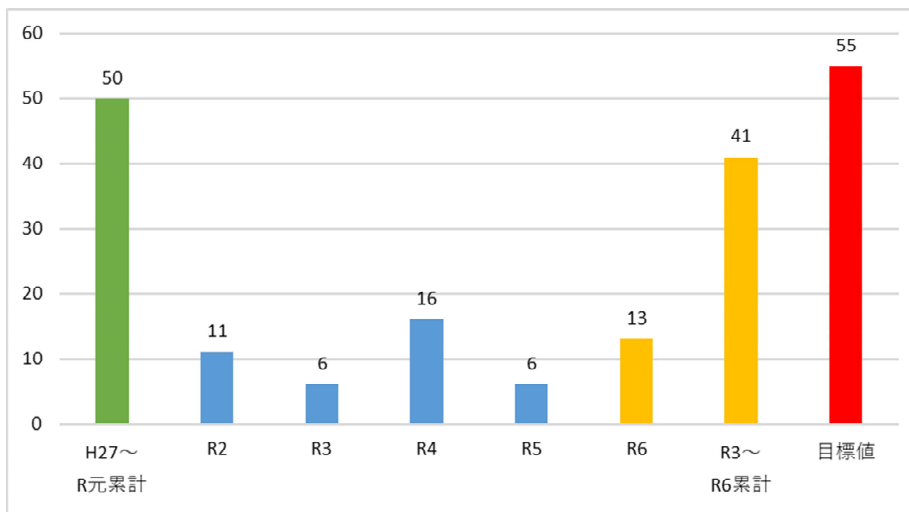
宮後1丁目1号線整備事業や宮後浦口線整備事業など商店街におけるハード整備や、商店街関係者の働きかけなどにより空き店舗への新規出店があったことで、伊勢市駅周辺の商店街の歩行者数が増加するなど、観光・交流活動拠点としてのにぎわいの創出に大きく寄与している。

また、今後、「伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業」の完成により、新規居住者や新規出店の増加が見込まれることから、周辺での更なるにぎわいの創出が期待される。

商店街の歩行者通行量は減少傾向から回復し始めたと思われるが、中心市街地全域へのにぎわいの効果は更に波及させていく必要があると考える。引き続き商店街の魅力を向上させる取組みを進めることにより、来訪者の回遊意欲を高め、快適に滞在できる環境の構築が必要と考えられる。

【指標②】新規出店数

●調査結果の推移



年度	(店舗)
H27～R 元	50 (基準値)
R2	11
R3	6
R4	16
R5	6
R6	13 (最新値)
R3～R6	41 (累計)
R3～R7	55 (目標値)

※調査方法：現地確認及び商店街振興組合へ聞き取り

※調 査 月：各年 3 月

※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地活性化区域内の 5 つの商店街

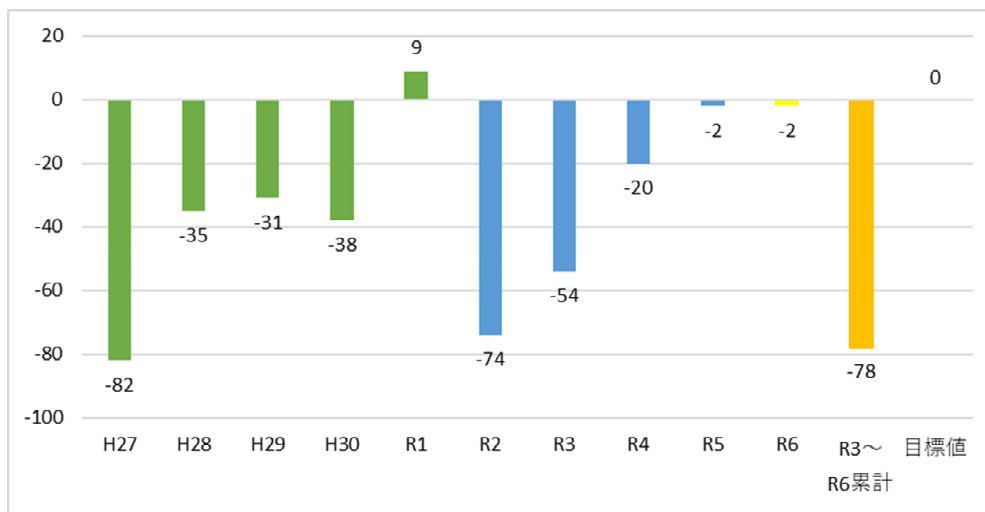
●指標の達成状況及びその要因分析【A】

新規出店数は、各年度にばらつきはあるものの、概ね計画通りの出店があった。

浦之橋商店街では核となる商業施設の開業により周辺の商業環境に好影響を与えたことや、高柳商店街や伊勢市駅前商店街では商店街関係者の積極的な働きかけやにより「貸せる空き店舗」が増えたことで、商店街空き店舗対策支援事業や店舗新築・住宅等リフォーム促進事業、創業支援事業などの支援の活用増加に繋がり、新規出店が増加した。

【指標③】 中心市街地の人口の社会増減

● 調査結果の推移



年度	(人)
H27～R元	-177 (基準値)
R2	-74
R3	-54
R4	-20
R5	-2
R6	-2 (最新値)
R3～R6	-78 (累計)
R3～R7	±0 (目標値)

※調査方法：住民基本台帳

※調査月：各年4月～3月

※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地活性化区域内

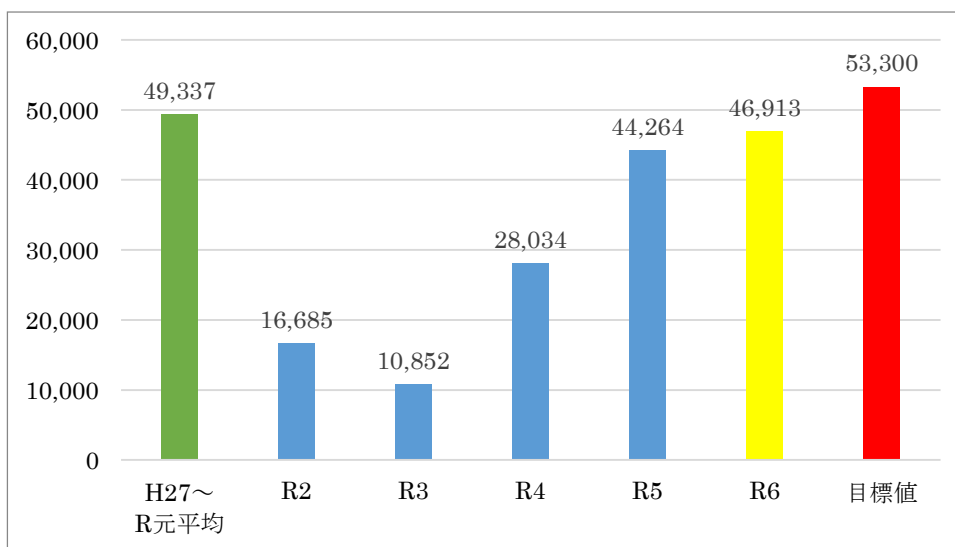
● 指標の達成状況及びその要因分析【B】

令和3年度から令和6年度の社会増減の累計は、目標値を下回る結果となった。

空家利活用の促進を図るため、空家購入促進事業補助金の創設など支援を拡充したが、制度の認知度向上が進まず活用に繋がらなかったことや、空き家バンクへの物件登録が進まなかったことが要因として考えられる。しかし、伊勢市駅前第一種市街地再開発事業（B地区）の賃貸マンションへの入居が始まったことなどから、減少数が抑制されている。

【指標④】観光関連施設等の利用者数

●調査結果の推移



年度	(人)
H27～ R元	49,337 (基準値)
R2	16,685
R3	10,852
R4	28,034
R5	44,264
R6	46,913 (最新値)
R7	53,300 (目標値)

※調査方法：観光統計

※調査月：各年1月～12月

※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地活性化区域内の観光関連施設の利用者数

●指標の達成状況及びその要因分析【C】

新型コロナウイルス感染症拡大対策として全国的に外出の制限がされたため、計画前期では観光客が大きく減少し、観光関連施設等の利用者も数値が伸びなかった。しかし、令和5年度に同感染症が5類感染症に移行され外出の制限もなくなったため、観光客数が回復傾向となり、観光関連施設等の利用者数も増加している。

（４）定性的評価

①地域住民の意識変化

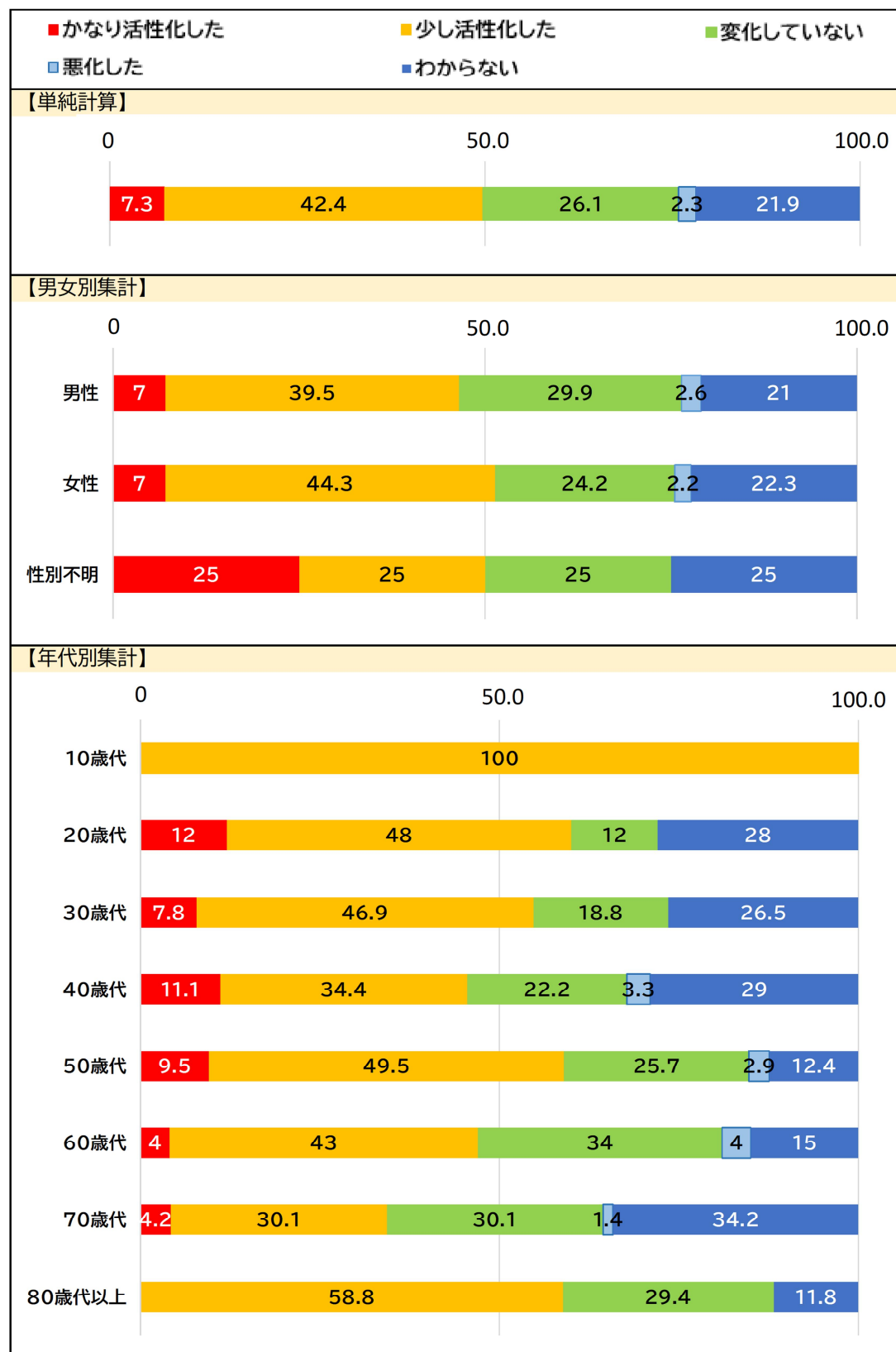
伊勢市の中心市街地に関する市民アンケートを実施し、基本計画に基づく取り組みについて、市民意識の変化や市民ニーズについて分析した。

計画の開始前と比較して、「かなり活性化した」が 7.3%、「少し活性化した」が 42.4% となっており、49.7%が活性化したと評価している。

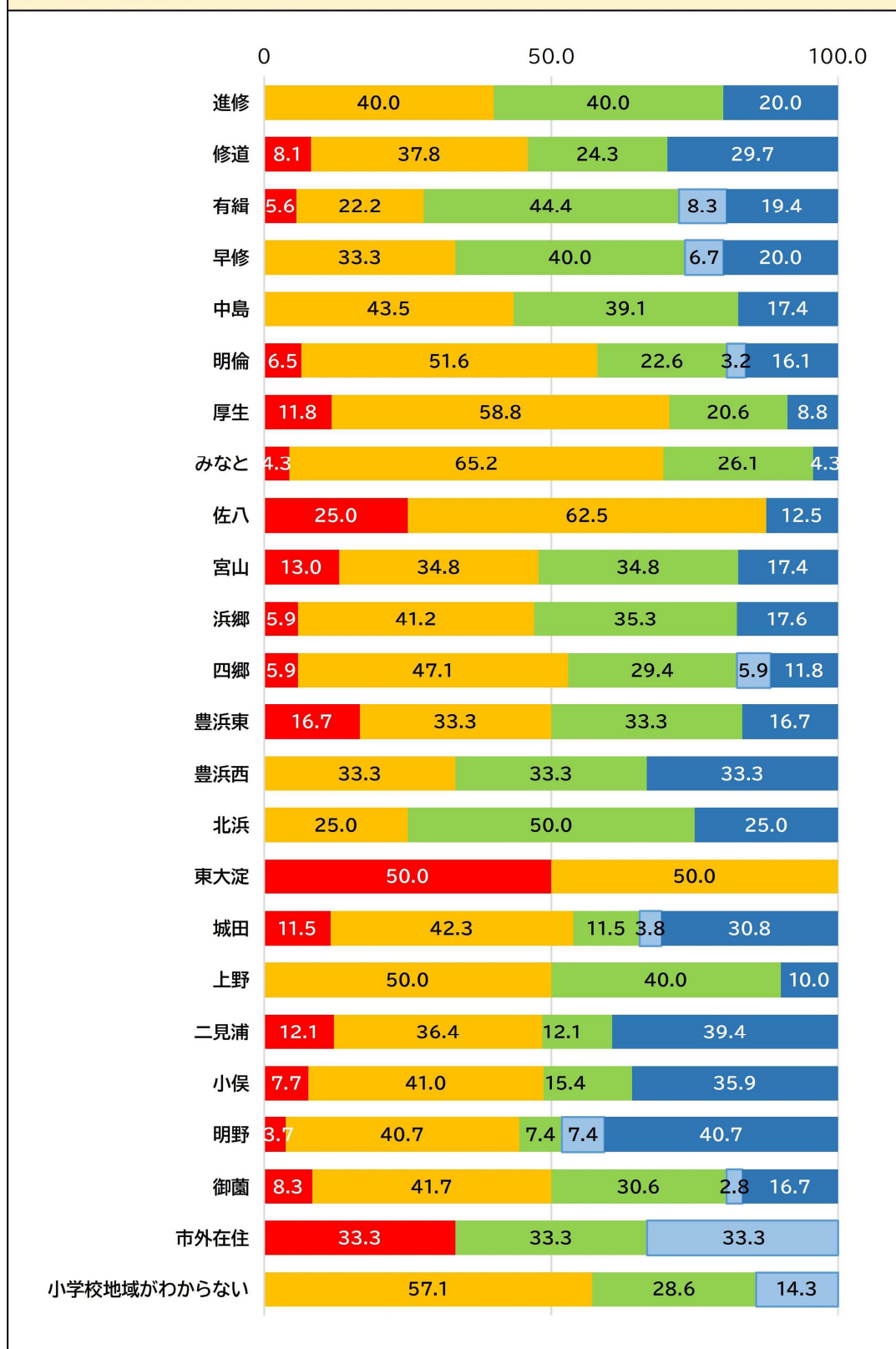
また、中心市街地に必要と感じる施設の 1 位である商業施設は 67%（令和元年度）から 59%（令和 6 年度）に下がっているものの、過半数が必要であると感じていることから、市民ニーズに応える商業環境が十分に整ったとは言えない状況である。

平成 27 年度に伊勢市中心市街地活性化基本計画を策定し、平成 28 年度から
 中心市街地の活性化に取り組んでいます。計画を策定した平成 27 年度以降で、
 中心市街地は活性化したと感じていますか。（1 つに○）※回答数：482 件

令和 6 年度



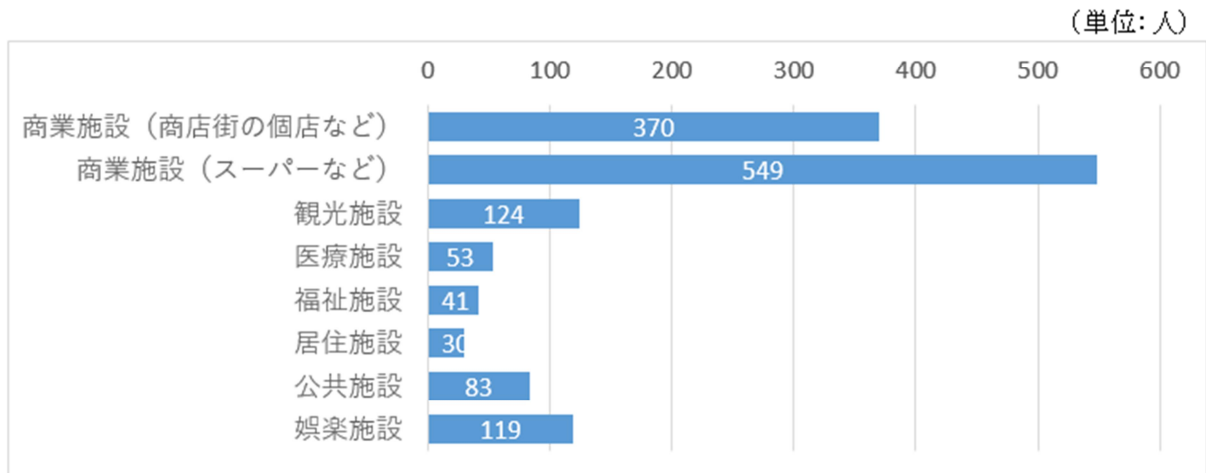
【小学校区別集計】



年齢層が高くなるにつれ、まだ活性化が足りないと感じている割合が多くなっているが、全体的に半数程度の市民が活性化に対して変化を感じている。中心市街地内の地区はもとより、郊外の地区においても活性化を感じている市民の割合が多い。市街地再開発事業を始めとする各種取組みの効果が出始めていると推測される。

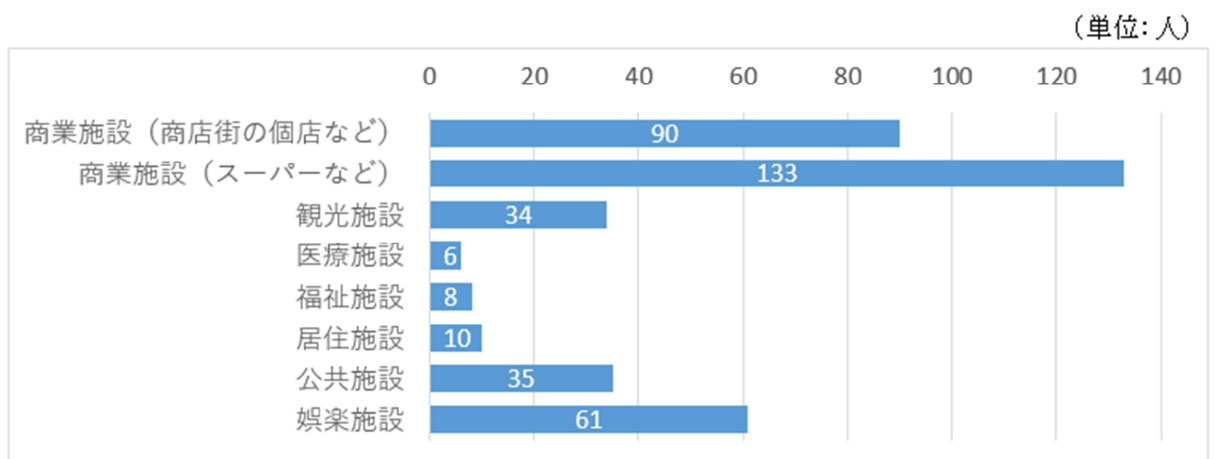
中心市街地が活性化するために必要であると考えられる施設

令和5年度



	割合
商業施設(商店街の個店など)	27%
商業施設(スーパーなど)	40%
観光施設	9%
医療施設	4%
福祉施設	3%
居住施設	2%
公共施設	6%
娯楽施設	9%

令和6年度



	割合
商業施設(商店街の個店など)	24%
商業施設(スーパーなど)	35%
観光施設	9%
医療施設	2%
福祉施設	2%
居住施設	3%
公共施設	9%
娯楽施設	16%

②中心市街地活性化協議会の意見（令和6年度定期フォローアップに関する報告）

令和6年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見

第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画の4年目となった令和6年度は、4月に天皇陛下の第63回神宮式年遷宮の御聴許を賜り、市内でお木曳などの諸行事の準備に取り掛かったほか、本基本計画の核となっている「伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業」の建設工事状況が市民及び観光客に目に入るようになるなど、今後の中心市街地活性化に向けた明るい話題が提供された年となった。

商業の活性化とまちなか回遊性の向上にかかる指標『歩行者通行量』は、基準値を下回っているが、「伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業」と合わせるように「伊勢市駅前商店街活性化事業」が推進されることで、通行量の増加を期待している。一方、各商店街の魅力向上のためのイベント事業は、高齢化や組合員数の減少など組織の弱体化によって独自開催が難しくなっており、他団体の協力や連携が必要不可欠となっている。目標達成のためには、商店街に対して組織強化、事業継続を目的とした手厚い支援が必要である。

指標『中心市街地の新規出店数』では、商店街での新規出店数が基準値の年平均10店舗を上回って13店舗となり、目標値まで残り14店舗となっている。最終年度は、「商店街空き店舗対策支援事業」で交付している伊勢市中心市街地空き店舗出店促進事業補助金の要件緩和が行われることで支援数の増加が見込まれ、目標達成に向けた追い風になると期待している。また、同補助金の対象団体には、吹上地区に設立した新団体が追加されることから、商店街以外の新規出店数の増加も期待したい。

都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか移住の促進にかかる指標『中心市街地の居住人口の社会増減』は、基準値を上回っているが目標値には届いていない。しかし、最終年度は駅前C地区の分譲住宅の供給があることから改善が見込まれる。また、「空家対策事業」や「空家総合事業」などによる同地区以外の社会増も期待したい。

観光の取組による中心市街地のにぎわい向上にかかる指標『観光関連施設等の利用者数』は、基準値を下回っているが、今後は式年遷宮に関連する諸行事の実施によって観光客の増加が見込まれ、改善が期待できる。しかし、本年度の中心市街地活性化区域内の宿泊者数の増加率（10.6%）、外宮参拝者数の増加率（9%）に比べ、観光関連施設等の利用者の増加率が小さい（5.9%）ことから、目標達成のためには、宿泊者や参拝者に対する関連施設等の利用促進を各観光事業で行っていく必要がある。

[3] 中心市街地活性化の課題

中心市街地活性化への課題を次のように整理する。

①商業・回遊に関する課題

課題１：商業の衰退について

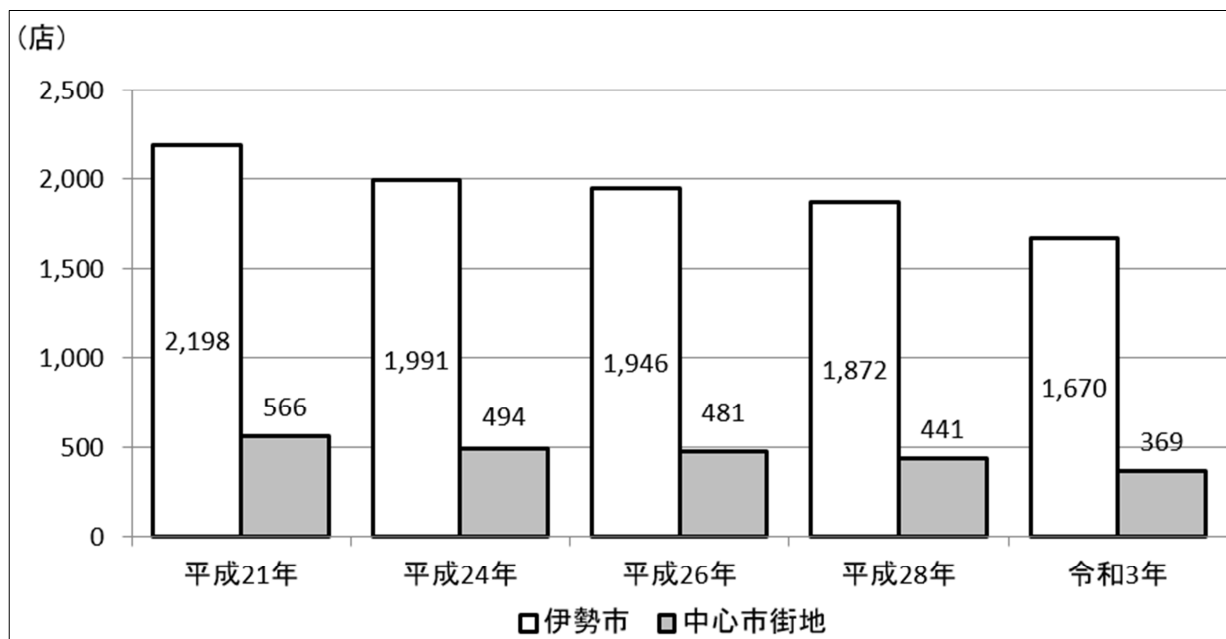
中心市街地区域内の店舗数は減少傾向が続いており、労働人口の減少に伴う人材不足や、少子高齢化に伴う後継者不在の問題などが要因として考えられる。このような状況から、関係機関と連携し店舗経営の維持・向上に取り組み廃業店舗の減少を図るとともに、エリアの魅力を高め新たな出店を促進していく必要がある。

課題２：回遊性の不足について

交通利便性や商業施設の分散などの要因により、区域内の回遊性の低下や、地域の活力低下などが懸念される。

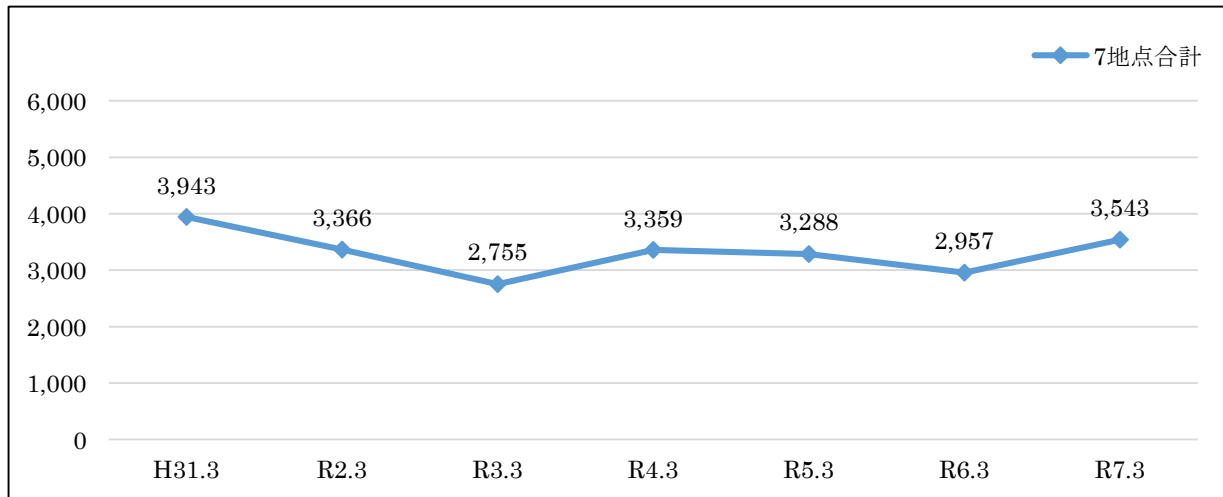
商業施設集積の促進、中心市街地への回遊性の向上、公共交通機関の利便性増進などにより、区域の魅力を向上し、回遊性や区域全体の賑わい創出に繋げていく必要がある。

小売店舗数



資料：商業統計調査（H21、H26）
経済センサス（H24、H28、R3）

中心市街地7地点における歩行者通行量調査



②くらしに関する課題

課題1：人口減少及び高齢化率の上昇について

中心市街地において、若年層の市外流出や少子化等の問題により、居住人口の減少や高齢化率の上昇が進んでいる。この課題に対応するためには、居住環境の満足度を向上させることが求められ、住みよいまちのPR活動などの移住促進の取り組みや、多様なニーズに対応し既存ストックを活用したまちなか居住の検討、高齢者や子供など多様な人にやさしく安心して暮らせる環境づくりなどに取り組む必要がある。

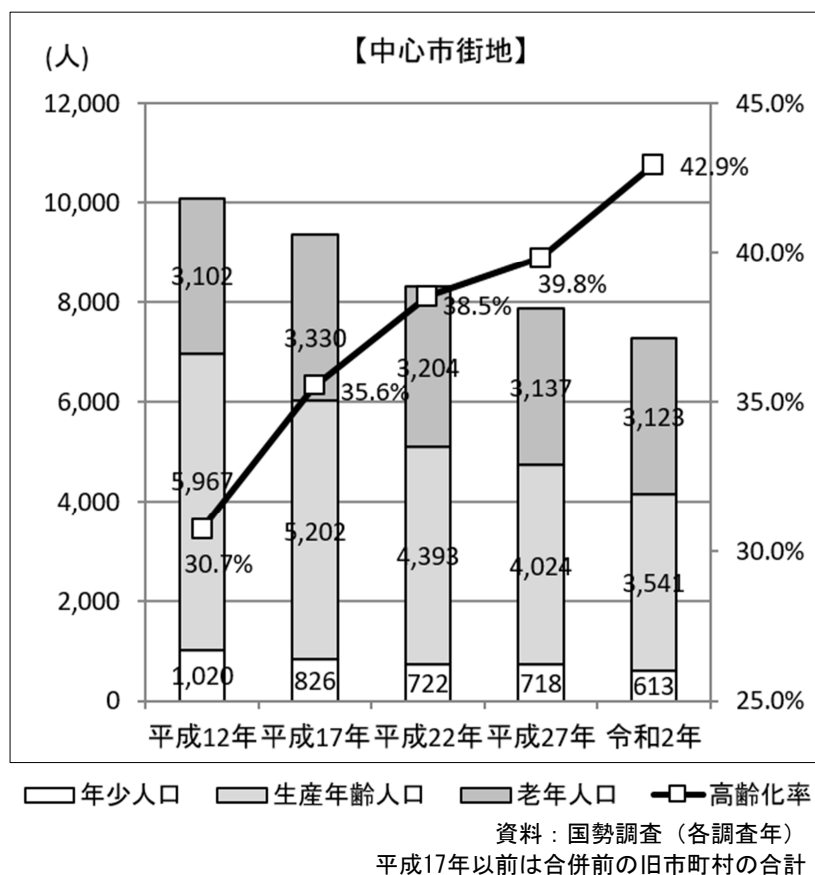
課題2：空家問題について

中心市街地では、適切に管理がされていない空家の増加による周辺生活環境への悪影響及び空家の利活用が進まないことが課題である。これらの課題に対応するため、空家の発生予防につながる啓発を行い、空家が放置されることのないよう空家法等関係法令に基づく措置を講じるとともに、除却、耐震補強及び利活用に関する施策を実施していく必要がある。

課題3：地域活動の推進について

先述の人口減少や空家増加の進行や人々のライフスタイルの多様化などにより、地域コミュニティが弱体化し、社会的なつながりが希薄になることが予測される。これらを防ぐためには、地域住民の交流を促進し積極的にまちなかのにぎわい活動を行える環境の構築が必要となる。

中心市街地における年齢別人口の推移



③観光に関する課題

課題1：中心市街地内への誘導について

神宮参拝者数については、外宮参拝者数よりも内宮参拝者数が多い。そのため、内宮のみの参拝者を外宮および中心市街地へ誘導することが重要である。第63回神宮式年遷宮に向けた諸行事が行われることにより、伊勢市に新たな人の流れを生み出す動きが生じることを見据え、鳥居前町としてふさわしく、地域住民や観光客が駅周辺や商店街、歴史的地域資源などを楽しく回遊・観光できるまちづくりが求められる。

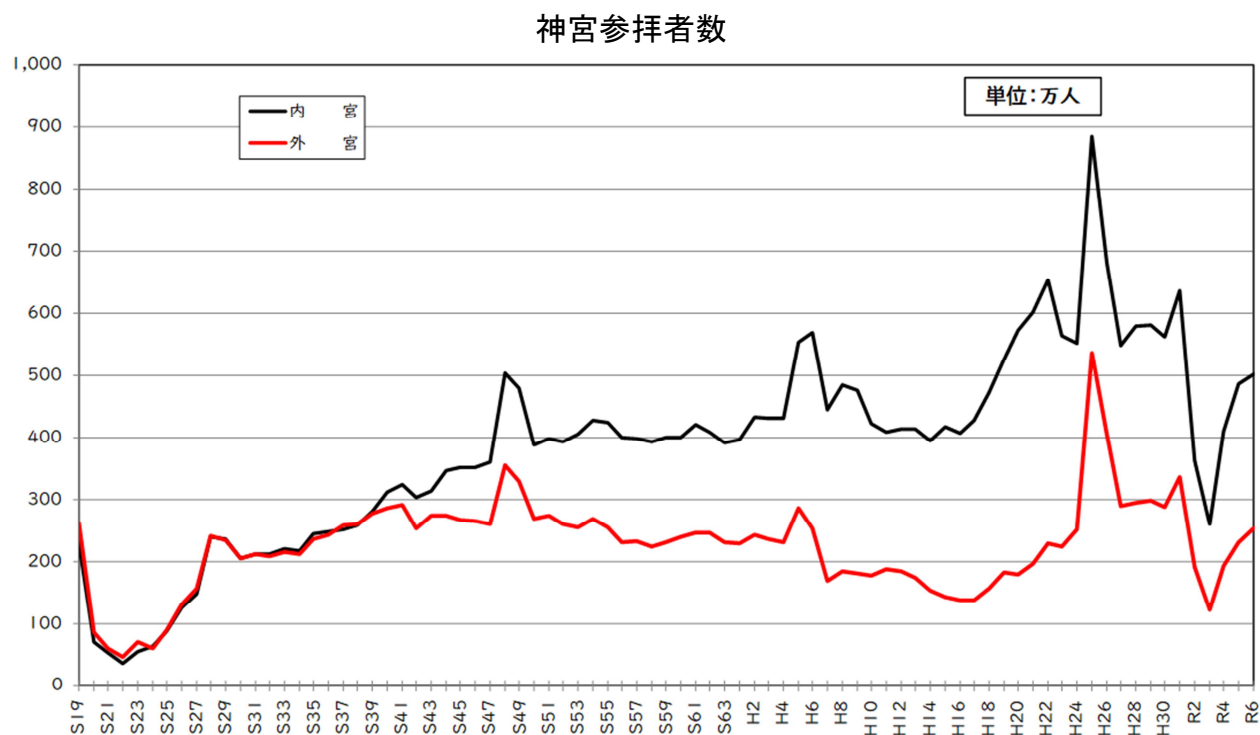
課題2：夜間早朝の観光について

中心市街地の宿泊施設増加に伴い宿泊客も増加傾向にあるが、夜間および早朝に楽しむことができる観光資源や営業店舗の周知が不足していることから、これらに対応する取り組みを進め早朝夜間の賑わい創出が必要である。また、夜間および早朝の移動手段の利便性を向上させるための環境整備も求められる。

課題3：次世代育成について

世界に誇ることのできる伊勢特有の歴史・伝統・文化行事・食などを次世代に引き継ぐために、伊勢に誇りと愛着を持つことができる地域振興が必要である。式年遷宮にまつわ

るお木曳行事など伊勢市が承継してきた民俗行事としての歴史文化を学ぶ機会を創出し、次世代に繋げていくこと、またその担い手の育成も必要である。



資料：伊勢市観光統計

〔4〕 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

第3期では、商業における雇用機会の改善や店舗経営の維持・向上対策、中心市街地での居住人口対策、第63回神宮式年遷宮に向けた観光対策を中心に、住民と来訪者に選ばれるまちづくりを進めていく。

①伊勢市の中心市街地活性化のビジョン

～働きやすく、暮らしやすい、歴史と文化を感じる

伊勢のまち～

それぞれの地域の魅力を引き出し、高め、住民と来訪者が快適で安全に回遊できるまちをつくることで、地域から中心市街地全体へとにぎわいを発展させる。

伊勢の中心市街地は、鳥居前町として発展してきた「山田」のまちで、古くから自治組織が設立されるなど、各地域で独自のまちづくりが行われてきた。そのなかで先人が守り続けてきた自然や伝統、培われてきた文化や「おもてなしの心」などのまちの誇りを現在の「伊勢人」*が受け継ぎ、醸成させながら次世代へ継承していく。このことを踏まえ、以下のとおり整理する。

働きやすく

地元のニーズに応える魅力的な商店街づくりと、創業や雇用機会を生む環境づくりに向け、官民が連携して取組み、地域経済の再生・発展を目指す。

暮らしやすい

空家等の有効な利活用を図るとともに、地域住民が「思いやりの心」、「支えあいの心」を大切に「おかげさまの心」を育むことで、「住みたい」「住み続けたい」と感じるまちを目指す。

遷宮と共に歩む

伊勢人が伊勢のまちに誇りと愛着を持ち、第63回神宮式年遷宮の諸行事として実施する民族行事「お木曳行事」を後世に引き継いでいくなど、郷土愛を醸成するとともに、観光客が伊勢人と交流することで、伊勢らしい歴史・文化を知り、「おもてなし」の心が感じられる魅力とにぎわいがあふれる「何度も訪れたい」と思うまちを目指す。

*「伊勢人」^{いせびと}とは、「市民」を強調した呼び方です。（ここでの「市民」は、住民だけでなく、事業者、市内在勤者・在学者及び市内で活動する団体等も含んだ広い意味で捉えています。）

（出典：第3次伊勢市総合計画 基本構想より）

②基本方針

第2期計画では市街地再開発事業や商店街における道路再整備事業など、まちなか居住の促進や安全で快適な道路空間の創出により、暮らしやすく回遊しやすいまちを目指してきた。これらの取組みにより賑わいが生まれてきているが、第3期計画では前期計画からの継続した取組みを中心に、第63回神宮式年遷宮を契機とした新たな事業に着手していく。

伊勢のまちづくりは、20年に一度執り行われる神宮式年遷宮のたびに、「常若」の精神のもと、まちが生まれ変わり、新たなにぎわいを生み出すなど、式年遷宮と共に発展してきた。令和7年度から第63回神宮式年遷宮に向けた諸祭・諸行事が始まり、今後多くの観光客の来訪が見込まれることから、次期遷宮に合わせ、その特性を活かした交流機能の強化や、住民目線での安全・便利な生活環境改善、商業・観光観点でのまちなかのにぎわい創出などの取組が必要である。

これらの課題をふまえ、下記のとおり基本方針を設定する。

基本方針 1

魅力的な商店街づくりと、回遊性のあるまちづくり

まちなかウォーカブル推進事業や商店街振興対策事業などの取組みにより、各商店街の魅力を上げ居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出することで、伊勢市駅周辺から各商店街への人の流れをつくり、中心市街地全体へ賑わいを広げるまちづくりを推進する。

基本方針 2

歩いて生活しやすく、安全に暮らせるまちづくり

空き家対策や木造住宅の居住安全性の確保を推進する。また、各地域での課題解決や活性化を図るため、自主的な活動を行う自治会等への支援を行い、地域活動の活発化とコミュニケーションの構築を推進する。

基本方針 3

式年遷宮を契機とした誘客の推進と「おもてなしの心」によるまちづくり

第63回神宮式年遷宮を契機に、より一層、伊勢市を全国へPRし、更なる誘客を図るため、世界に誇れる伊勢特有の歴史・伝統・文化行事・食などの魅力的なコンテンツの発信、観光資源の活用、伊勢人と観光客が一体になった、「見る」だけの観光ではなく、「聞く・体験する」といった五感を活かしたイベント等の構築を推進する。

また、新たなまちの魅力発掘と伊勢人がまちに誇りを持ち、愛着を感じられるような地域振興、それらを次世代に繋いでいく担い手の育成を推進する。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

本市の中心市街地は、市域のほぼ中央部やや北側で、ＪＲ及び近鉄、県道鳥羽松阪線など主要交通網が走り、伊勢市駅及び宇治山田駅周辺から中心商店街を含む小売商業の店舗や事業所などの商業業務機能、行政機能などが集積している地区を設定する。

(位置図)

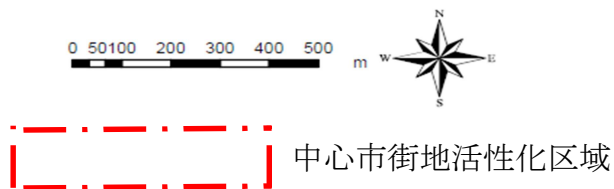
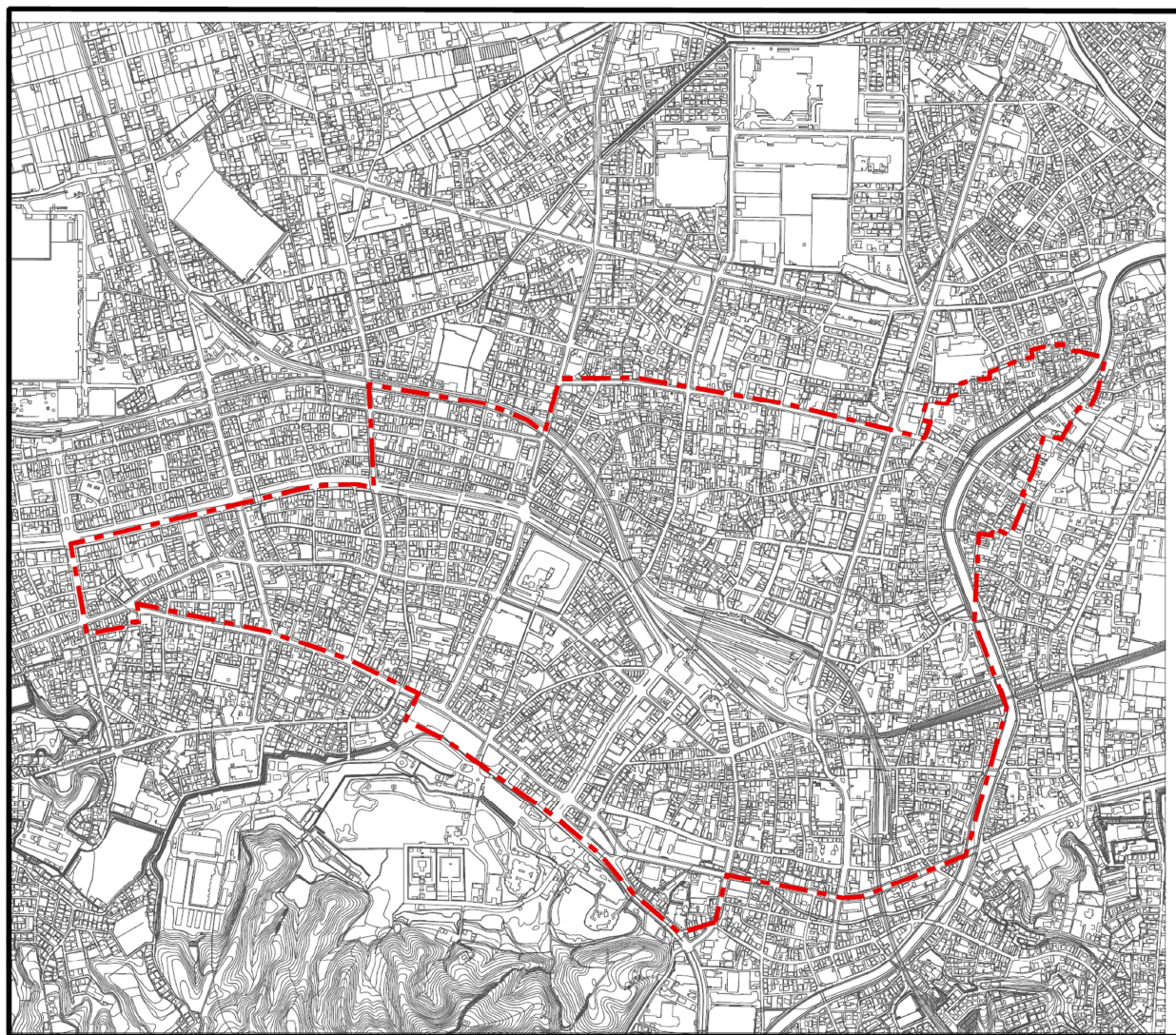


[2] 区域

区域設定の考え方

本市の中心市街地は、立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内、かつ、伊勢の玄関口である伊勢市駅からの徒歩圏内であり、中心市街地の活性化として必要な商業・行政・居住・観光などの主要となる都市機能の繋がりを考慮した結果、第2期計画と同じく約153haと設定する。

(区域図)



【対象町丁】岩渕1丁目、岩渕2丁目、吹上1丁目、吹上2丁目、河崎1丁目、河崎2丁目、河崎3丁目、本町、宮後1丁目、宮後2丁目、一之木1丁目、一之木2丁目、一志町、大世古1丁目、大世古2丁目、曾祢1丁目、宮町1丁目、常盤2丁目

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要 件	説 明																																
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	①伊勢市の商業・業務機能の集積 中心市街地（約 153ha）は、伊勢市の面積（約 20,837ha）の約 0.7%を占めており、中心市街地及びその周辺には 7 商店街が存在している。市全体における中心市街地内での割合については、店舗数が約 2 割程度を占めている。飲食店や金融業・保険業については、事業所数は約 3 割程度を占めており、伊勢市の商業・業務機能が 高い割合で集積している。 ◇小売業の集積																																
	<table><tr><td></td><td>伊勢市 (A)</td><td>中心市街地 (B)</td><td>対市シェア (B/A)</td></tr><tr><td>販売額（百万円）</td><td>127,751</td><td>5,518</td><td>4.3%</td></tr><tr><td>店舗数（箇所）</td><td>1,670</td><td>369</td><td>22.1%</td></tr><tr><td>従業員数（人）</td><td>12,052</td><td>1,619</td><td>13.4</td></tr></table>		伊勢市 (A)	中心市街地 (B)	対市シェア (B/A)	販売額（百万円）	127,751	5,518	4.3%	店舗数（箇所）	1,670	369	22.1%	従業員数（人）	12,052	1,619	13.4																
		伊勢市 (A)	中心市街地 (B)	対市シェア (B/A)																													
	販売額（百万円）	127,751	5,518	4.3%																													
	店舗数（箇所）	1,670	369	22.1%																													
	従業員数（人）	12,052	1,619	13.4																													
	資料：経済センサス活動調査（令和 3 年）																																
	◇事業所の集積																																
	<table><tr><td></td><td></td><td>伊勢市 (A)</td><td>中心市街地 (B)</td><td>対市シェア (B/A)</td></tr><tr><td rowspan="2">全産業</td><td>事業所数（箇所）</td><td>6,344</td><td>1,184</td><td>18.7%</td></tr><tr><td>従業員数（人）</td><td>58,698</td><td>7,506</td><td>12.8%</td></tr><tr><td rowspan="2">【参考】 飲食店</td><td>事業所数（箇所）</td><td>662</td><td>223</td><td>33.7%</td></tr><tr><td>従業員数（人）</td><td>4,175</td><td>860</td><td>20.6%</td></tr><tr><td rowspan="2">【参考】 金融業・保 険業</td><td>事業所数（箇所）</td><td>111</td><td>33</td><td>29.7%</td></tr><tr><td>従業員数（人）</td><td>1,218</td><td>612</td><td>50.2%</td></tr></table>			伊勢市 (A)	中心市街地 (B)	対市シェア (B/A)	全産業	事業所数（箇所）	6,344	1,184	18.7%	従業員数（人）	58,698	7,506	12.8%	【参考】 飲食店	事業所数（箇所）	662	223	33.7%	従業員数（人）	4,175	860	20.6%	【参考】 金融業・保 険業	事業所数（箇所）	111	33	29.7%	従業員数（人）	1,218	612	50.2%
			伊勢市 (A)	中心市街地 (B)	対市シェア (B/A)																												
全産業	事業所数（箇所）	6,344	1,184	18.7%																													
	従業員数（人）	58,698	7,506	12.8%																													
【参考】 飲食店	事業所数（箇所）	662	223	33.7%																													
	従業員数（人）	4,175	860	20.6%																													
【参考】 金融業・保 険業	事業所数（箇所）	111	33	29.7%																													
	従業員数（人）	1,218	612	50.2%																													
資料：経済センサス基礎調査（令和 3 年）																																	
②伊勢市の公共公益施設等の集積 中心市街地には、伊勢市役所、伊勢市健康福祉ステーション、税務署、法務局、裁判所等の官公庁施設のほか、小学校、シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（観光文化会館）等の文化・教養施設も立地しており、多様な都市機能が集積している。																																	
③公共交通機関の拠点 中心市街地内には、市内で最も利用者が多い近鉄宇治山田駅とそれに次ぐ近鉄伊勢市駅が含まれており、それぞれを拠点としてバス路線が各地域へ向けて整備されている。通勤・通学、観光等の交通結節点として、市内の公共交通の中心的役割を担っている。																																	

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

①人口の減少

伊勢市全体で人口減少が続いており、減少率は中心市街地で特に著しくなっている。平成11年度から令和6年度にかけ、3割以上減少している。世帯においては、市全体では増加しているが、全体の人口が減少していることから、1世帯当たりの人数が減少していることが要因と推測できる。

◇人口の推移（人）

	H11年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減率
伊勢市全体	137,319	121,656	120,359	118,884	117,307	▲14.6%
中心市街地	10,163	7,230	7,083	6,927	6,766	▲33.4%

※増減率は、H11年度を基準値とし、R6年度と比較した数値です。

◇世帯の推移（世帯）

	H11年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減率
伊勢市全体	47,258	51,761	51,930	52,042	52,162	10.4%
中心市街地	4,123	3,382	3,351	3,324	3,286	▲20.3%

※増減率は、H11年度を基準値とし、R6年度と比較した数値です。

②高齢化率の上昇

全体的に高齢化の進行が顕著に現れている。中心市街地では、市全体の約1.3倍となっており、地域コミュニティの担い手確保が困難になる恐れがある。

◇高齢化率（65歳以上の割合）の推移（%）

	H17年	H22年	H27年	R2年	増減率
伊勢市全体	23.0	26.0	29.4	32.2	40.0%
中心市街地	35.6	38.5	39.8	42.9	20.5%

※増減率は、H17年度を基準値とし、R2年度と比較した数値です。

③小売業の衰退

店舗数、販売額ともに減少傾向にある。従業員数は、平成26年以降再び減少している。

	H21年	H24年	H26年	H28年	R3年	増減率
店舗数（店）	566	494	457	441	369	▲34.8%
販売額 （百万円）	12,040	12,706	10,670	14,771	5,518	▲54.2%
従業員数（人）	2,338	1,952	2,112	1,959	1,619	▲30.8%

※増減率は、H21年度を基準値とし、R3年度と比較した数値です。

④地価の下落

中心市街地の価格は、平成22年から上昇している地点も一部あるが、平成12年から比較すると全体的に下落している。

◇中心市街地内の地価

	H12年	H22年	H28年	R2年	R7年	増減率
常磐1丁目1160番	100,000	67,600	54,600	49,400	47,900	▲52.1%

一之木 2 丁目 2280 番	234,000	65,800	57,000	50,500	47,400	▲79.7%
本町 426 番 2	440,000	115,000	133,000	142,000	144,000	▲67.3%
岩渕 1 丁目 712 番	201,000	88,500	76,000	70,500	68,700	▲65.8%

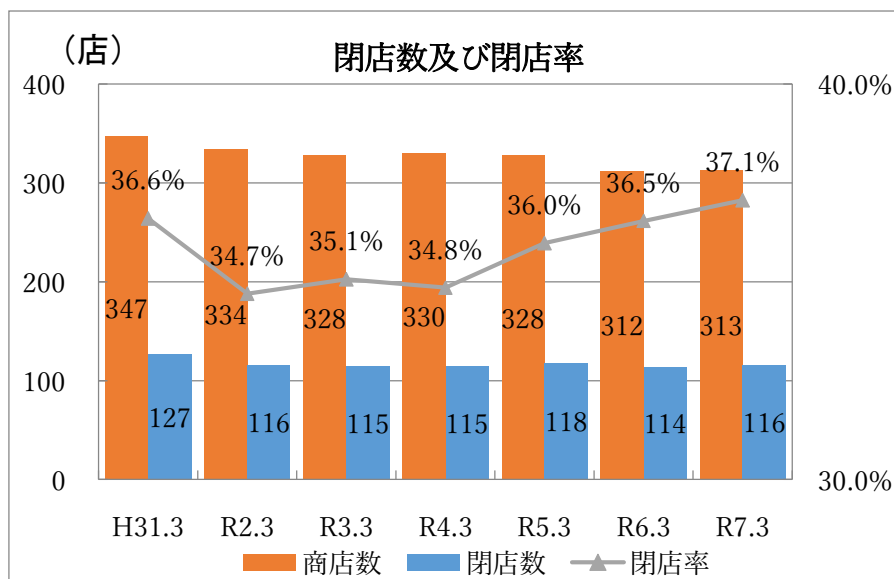
※増減率は、H12 年度を基準値とし、R7 年度と比較した数値です。

資料：地価公示価格

⑤空き店舗率の上昇

令和 2 年に一時的に空き店舗率が下降したが、その後、上昇傾向にある。

◇ 5 商店街空き店舗数と空き店舗率



第 3 号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

①第 3 次伊勢市総合計画（平成 30 年～令和 22 年度）

総合計画では、「まちづくりの主役である市民が、伊勢のまちの誇りと愛着を持ち、夢や希望を抱いていきいきと輝き暮らし続けられるまちをつくる必要がある」としている。「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」と誰をも魅了する、憧れのまちであり続けるために、次の 3 つのまちづくりの基本理念を掲げている。

- ・ 私たちが担うまち～伊勢人の心意気～
- ・ 人と人のつながりで活力と安心を感じられるまち
～おかげさまの心～
- ・ 地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～

中心市街地においては、官民連携の下、伊勢市駅前の拠点整備や第 1 期伊勢市中心市街地活性化基本計画事業の推進、伊勢市駅前～外宮周辺の景観向上等により、にぎわいの創出と活性化を図るための取組みを進めることを方針としている。

②第 2 期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略

（令和 2 年度～令和 7 年度）

本市では、神宮御鎮座のまちとしての豊かな地域資源を活用し、観光との調和のとれた魅力ある暮らしやすい生活圏の構築に向け、実効性のある地方創生を目指している。基本目標は政策分野ごとに、次の4つを設定している。

- ・安定した雇用を創出する
- ・伊勢への新しいひとの流れをつくる
- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・暮らしやすい生活圏をつくる

「暮らしやすい生活圏をつくる」の、基本的方向及び具体的施策の中で、コンパクトなまちづくりとして中心市街地の活性化が謳われている。その中には、商工、観光、交通、まちなか居住等の観点から中心市街地活性化を目的とした伊勢市中心市街地活性化基本計画に基づき、にぎわいの創出や暮らしやすさの向上などに繋がる事業を官民連携で実施し、中心市街地商店街の活性化については、関係機関と連携して商店街が取り組む空き店舗対策やにぎわい創出づくりを支援するとあり、整合がとれた方針となっている。」

③伊勢市都市マスタープラン（令和元年5月～令和15年）

伊勢市都市マスタープラン全体構想では、都市づくりのあり方として、主として基幹的な公共交通沿線で、なおかつ現時点で都市機能が集積している箇所を集約拠点とし、商業・業務・行政・生活サービスといった多様な都市機能を集約させ、拠点間を公共交通でアクセスできる多極点ネットワーク型の集約型都市構造の実現を目指すとしている。

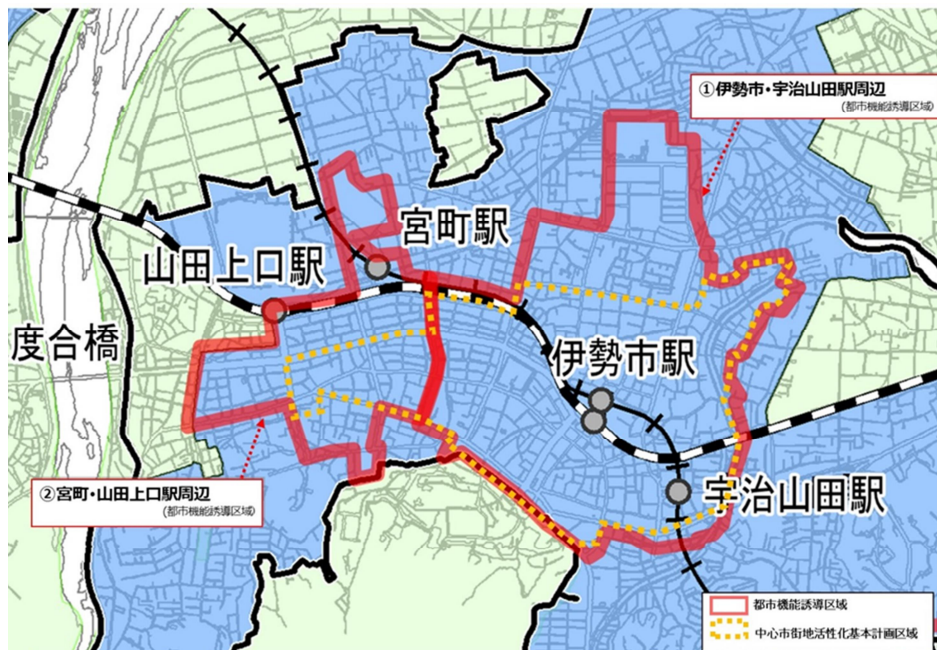
将来都市構造における拠点の形成では、伊勢市の玄関口であり公共交通の拠点である伊勢市駅及び宇治山田駅周辺を、高密度な商業・業務、文化、観光サービスなどの都市活動の核として位置づけ、また、その周辺一帯を山田都市交流拠点とし、新たな活力を生み出す伊勢市全体の都市活動の中心拠点として位置づけている。

④伊勢市立地適正化計画（平成29年度～令和15年度）

「市民の暮らしと伝統を守り育む集約型都市」を都市づくりの理念としている。

医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に緩やかに誘導、集約し各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、人口密度を維持するために居住を誘導すべき居住誘導区域等を設け、中心市街地活性化基本計画等と連携しながら集約型都市構造への実現を図り、人口減少・少子高齢化等に対応した都市づくりを進めることとしている。

立地適正化計画における都市機能誘導区域は中心市街地を包含しており、誘導施策の中でも、誘導を推進する取組として、中心市街地活性化基本計画における各種の取組を推進することとしており、整合がとれた方針となっている。



⑤伊勢市地域公共交通網形成計画（令和２年度～令和７年度）

「私たちが創り、育む、持続性のある地域公共交通網の構築」を基本理念とし、第３次伊勢市総合計画や伊勢市都市マスタープラン、伊勢市立地適正化計画などにおけるまちづくりの方針を踏まえ、誰もが使いやすい地域公共交通網の形成を図ることとしている。

移動手段の展開の１つとして、各幹線と支線等を結び、主に中心部を環状に運行する路線を「市内環状線」として位置づけ、高頻度運行による生活利便性向上や集約型都市実現に向けた公共交通網の形成を強化する地域公共交通として確保・維持・改善し、利便性の向上を図るとあり、整合がとれた方針となっている。

⑥伊勢市観光振興基本計画（令和４年度～令和７年度）

令和４年３月に策定された伊勢市観光振興基本計画では、５つの基本理念が定められており、そのうちの１つに「観光を通じて経済的効果を高める」とある。また、経済効果の目標指標の一つに、中心市街地内の外宮参道通行量を採用し、中心市街地を含めた市内周遊性の向上を図る施策を推進している。具体的方針には、「食の神」である豊受大御神を祀る外宮とともに伊勢の「食」を発信し、滞在や消費の動機付けにしていくとあり、「伊勢まちづくり株式会社」が中心となって推進するDMO事業など、中心市街地のにぎわいも考慮して計画が進められている。

⑦伊勢市地域福祉計画（令和6年度～令和10年度）

令和6年3月に策定された伊勢市地域福祉計画では、「みんなの絆と地域の力で育む心豊かなまち」を基本理念に、基本目標として、みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくりやみんなが参加できる共生の場づくりが掲げられている。取組の中で、気軽に相談できる体制の整備やさまざまな分野、世代を超えた交流ができる「共生の場」の確保を進めるとあり、その拠点となる施設が、中心市街地内に整備予定であり、立地特性を活かし、まちなかに交流とにぎわいが創造されると期待できる。

このことから、中心市街地の活性化はこれらの計画と整合を図りながら進められており、中心市街地において、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、中心市街地のみならず、本市及びその周辺地域にとって、有効かつ適切である。

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕 中心市街地の活性化の目標

中心市街地活性化のビジョン、基本方針に基づく、中心市街地活性化の目標とその指標について次のとおり設定する。

伊勢市の中心市街地活性化のビジョン

～働きやすく、暮らしやすい、歴史と文化を感じる

伊勢のまち～

中心市街地活性化の基本方針

基本方針①

魅力的な商店街づくりと、
回遊性のあるまちづくり

基本方針②

歩いて生活しやすく、
安全に暮らせるまち
づくり

基本方針③

式年遷宮を契機とした
誘客の推進と「おもてな
しの心」によるまちづく
り



中心市街地活性化の目標

目標①

商業の活性化とまちなか
回遊性の向上

目標②

都市機能の強化と活発な
地域活動によるまちなか
居住の促進

目標③

観光の取組による中心
市街地のにぎわい向上



目標指標

目標指標①

歩行者通行量
中心市街地活性化区域
内の店舗数の増減

目標指標②

中心市街地の居住
人口社会の増減

目標指標③

中心市街地活性化区域
内の宿泊施設の宿泊者数

〔2〕計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とする。

〔3〕目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の目標を達成するための「指標」及び「目標値」を下記のとおり設定する。

基本的な方針	中心市街地の 活性化の目標	目標指標	新計画 基準値	新計画 目標値
魅力的な商店街 づくりと、回遊 性のあるまちづ くり	商業の活性化と まちなか回遊性 の向上	歩行者通行量	3,543 人 (R6 年度)	3,822 人 (R12 年度)
		中心市街地活 性化区域内の 店舗数の増減 の増減	△78 店舗 (R3～R6 年度累 計)	△53 店舗 (R8～R12 年度 累計)
歩いて生活しや すく、安全に暮 らせるまちづく り	都市機能の強化 と活発な地域活 動によるまちな か居住の促進	中心市街地の 居住人口の社 会増減	△ 152 人 (R3～R6 年度推計 値)	△72 人 (R8～R12 年度 累計)
式年遷宮を契機 とした誘客の推 進と、「おもてな しの心」による まちづくり	観光の取組によ る中心市街地の にぎわい向上	中心市街地活 性化区域内の 宿泊施設の宿 泊者数	425,382 人 (R6 年度)	497,000 人 (R12 年度)

目標 1

商業の活性化とまちなか回遊性の向上

目標指標① 歩行者通行量（5 商店街＋伊勢市駅北口＋河崎地区）

基準値 R6 年度
3,543 人



目標値 R12 年度
3,822 人

中心市街地全体の商店街への回遊性を高め、まちなかのにぎわいを創出するには、現在の取組事業の継続と新たな取組が必要であり、その各種事業効果を計測するための目標指標として設定する。

※調査方法：土曜日の 9 時～18 時に 7 地点を通過する歩行者及び自転車計測

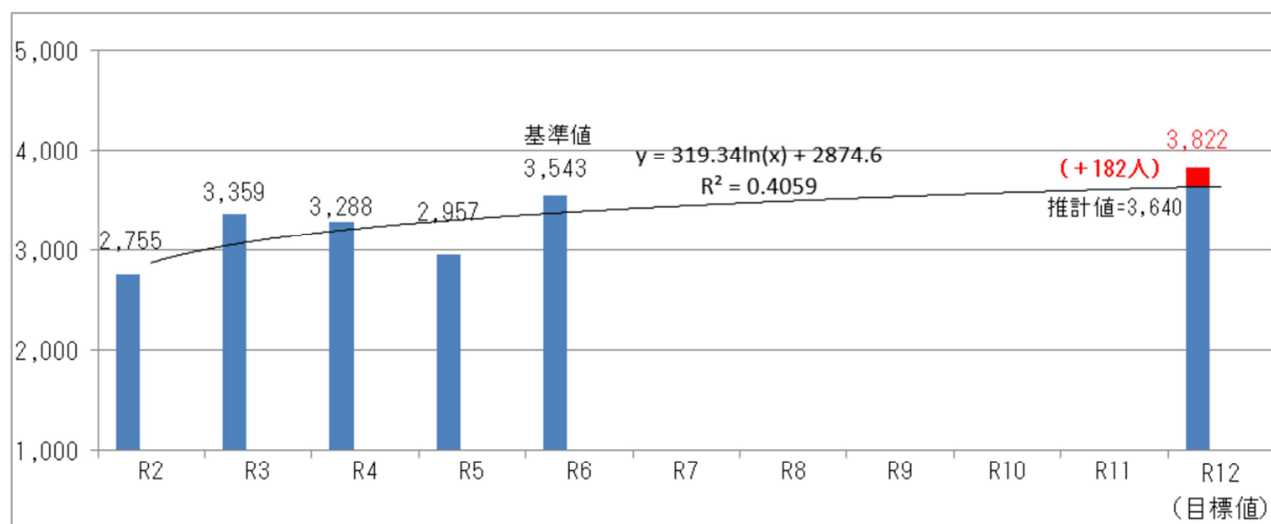
※調査月：各年 3 月

※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地内の商店街に設けた 5 地点及び伊勢市駅以北の市道 2 地点の歩行者及び自転車の通行量 7 地点：伊勢市駅前中央、伊勢銀座新道中央、伊勢高柳中央、浦之橋西、伊勢明倫西、市道北口線、市道外宮二見線

【目標指標の設定方法について】

R2 年度～R6 年度におけるトレンドを踏まえ、目標年度の数値を推計し、事業効果を積み上げ目標値を定める。



【目標指標に寄与する各事業について】

・まちなかウォーカブル推進事業

居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成として、商店街において道路上へのパークレットや公園と民地を一体活用したオープンスペース、道路占用特例を活用した店舗軒先での歩行者の利便増進を図る取り組みなどを実施することにより、歩行者通行量の増

加を促進する。

伊勢市駅前商店街・伊勢高柳商店街の歩行者通行量を10%増加

$(541+500) \times 10\% \div 105 \text{ 人増加}$

・伊勢市駅前商店街活性化事業、しんみち未来創造事業、繋ぐ高柳希望の風事業

月夜見宮に近い商店街において店舗の情報発信や魅力向上イベントを開催することにより、月夜見宮参拝者を周辺商店街へ誘導し、歩行者通行量の増加を促進する。

新型コロナウイルス感染症収束後、外宮参拝者数は増加していることから、月夜見宮周辺の商店街も同様に歩行者通行量を増加させる。

R4 から R6 外宮参拝者数

R4 2,179,151 人 R5 2,446,074 人 R6 2,519,187 人

各年度の増加量 R4-R5 266,923 人 R5-R6 73,113 人 平均 170,018 人

日当たり平均増加量 $170,018 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 466 \text{ 人/日}$

外宮参拝者数と月夜見宮参拝者の割合

外宮参拝者数 R4-R6 平均 2,381,470 人

月夜見宮参拝者数 R4-R6 平均 120,150 人

月夜見宮参拝者数/外宮参拝者数 $\div 5\%$

外宮参拝者数の日当たり平均増加量を月夜見宮参拝者数/外宮参拝者数に換算する。

$466 \text{ 人} \times 5\% = 23 \text{ 人}$

月夜見宮に近い伊勢市駅前商店街・伊勢銀座新道商店街・伊勢高柳商店街で歩行者通行量を増加する。

$23 \text{ 人} \times 3 \text{ 商店街} = 69 \text{ 人増加}$

・伊勢市健康福祉ステーション利用促進事業

伊勢市駅前に位置する伊勢市健康福祉ステーションにおいて、利用者の駐車料金無料化による負担軽減で、隣接する商店街への来訪のきっかけを作り、さらに商店街と連携した取り組みやイベント等の実施により、商店街への回遊を促進し、歩行者通行量を増加する。

健康福祉ステーション利用者数の約5%を回遊させる。

利用者数 R5 53,968 人 R6 61,125 人 平均 57,546 人

$57,546 \div 365 \text{ 日} = 157 \text{ 人/日}$

$157 \text{ 人} \times 5\% \div 8 \text{ 人増加}$

【間接的に効果が見込まれる事業】

・文化資源保存活用事業

新たに中心市街地区域内に開館する郷土資料館において、本市の歴史文化や地域資源の情報を発信し、市内の名所・旧跡や博物館等への周遊を促す。

・御遷宮誘客宣伝事業

・お木曳行事魅力発信事業

令和 15 年に第 63 回神宮式年遷宮が予定されていることや、「お木曳行事」が令和 8 年及び令和 9 年に予定されていることから、伊勢の魅力発信やイベントの開催等により、更なる誘客と中心市街地への集客を図る。

- ・ **伊勢神宮奉納全国花火大会**

「伊勢神宮奉納全国花火大会」を開催することで、交流人口を増加させ、会場への移動の拠点となる駅周辺や、会場への移動経路上の商店街等への回遊を促進する。

- ・ **お伊勢さんマラソン**

伊勢市出身でアテネ五輪女子マラソン金メダリストの野口みずき氏が大会長を務める「野口みずき杯中日三重お伊勢さんマラソン」へ参加する多くの県外・国外からの来訪者について、中心市街地での宿泊や飲食、中心市街地への回遊を促進する。

- ・ **公共交通機関とのタイアップキャンペーン事業**

公共交通機関とタイアップして、旅行商品と連動させたポスター等を作成し、主要駅に掲出することで、公共交通機関を利用した観光客を増加させ、外宮への参拝者を増加させるとともに、その観光客を他の事業と連携して中心市街地内の各商店街へ促す。

- ・ **着地型旅行商品造成事業**

何度も伊勢に来ていただく動機付けとなるような伊勢の魅力を盛り込み、多様化する観光客ニーズにも対応した事業企画、旅行商品造成及びその販売促進、プロモーションを行うことにより、伊勢市駅周辺への集客や回遊を促進する。

- ・ **商店街等振興対策事業**

商店街等の発展及び活性化を目的として、商店街振興組合等が行う事業に対して補助をする。また、AI カメラを用いた歩行者通行量の調査や調査結果の活用、効果の検証により、商業の活性化とまちなか回遊性の向上を図る。

- ・ **河崎まちなみ魅力創出事業**

伊勢河崎商人館の活用や、舟運、商人市等のイベントの実施、並びに空町家や空蔵等の利活用を促進する。

- ・ **自動運転バス事業**

伊勢市駅と外宮・内宮を自動運転バスで結ぶことで、内宮から市の中心市街地への人の流れを促進する。

- ・ **伊勢市「日本版ライドシェア」長期実証実験**

タクシーの稼働台数が不足する金曜と土曜の夜間にライドシェア車両を運行し、市民と観光客へ効率的な移動手段を提供することで、宿泊施設や飲食店が多く集まる市の中心市街地への人の流れを促進する。

目標指標② 中心市街地活性化区域内の店舗数の増減

基準値 R3～R6 年度累計
△ 7 8 店舗



目標値 R8～R12 年度累計
△ 5 3 店舗

前期計画の目標指標として、従来は商店街における「新規出店数」を設定していた。しかし、中心市街地全域の商業活性化を正確に測るためには、対象エリアを拡大する必要があるため、新たな目標指標として、中心市街地における営業店舗数を設定する。これにより、より包括的な商業活性化の状況を把握することができ、計画遂行の成果を適切に評価することが可能となる。

※調査方法：現地確認

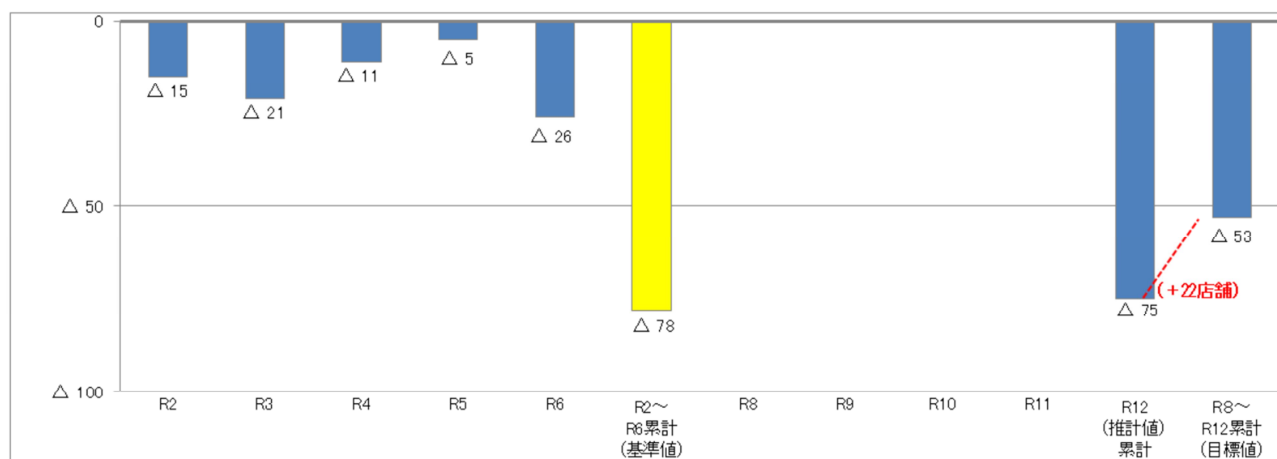
※調査月：各年 3 月

※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地活性化区域

【目標指標の設定方法について】

R2 年度～R6 年度における平均値から、目標年度の数値を推計し、事業効果を積み上げ目標値を定める。



【目標指標に寄与する各事業について】

・経営力向上支援事業利子補給補助金

三重県融資制度及び日本政策金融公庫の融資を受けた場合の利子の一部を補助することにより、区域内店舗の持続的発展や業績向上など、中小企業者の経営維持・向上を図る。過去の申請件数の平均から、本計画期間は年間申請件数の 30% 増加を目指す。

R2～R6 の平均申請数 3.8 件

年間 5 件 (30% 増) を目標 $5 - 3.8 = 1.2 \times 5 \text{ 年} = \underline{\underline{6 \text{ 件増加}}}$

・三重県版経営向上計画実施支援補助金

経営課題の解決に向け策定した計画に基づた取り組みに係る費用の一部を補助すること

により、経営力の強化や業績の向上に繋げ、中小企業者の経営維持・向上を図る。

過去の申請件数の平均から、本計画期間は年間申請件数の 30%増加を目指す。

R2～R6 の平均 4.4 件

年間 6 件 (30%増) を目標 $6 - 4.4 = 1.6 \times 5 \text{年} = \underline{8 \text{件増加}}$

・創業支援事業

創業や事業所の移転に必要な経費の一部を補助することで、新規出店を促進させる。

過去の申請件数の平均から、本計画期間は年間申請件数の 30%増加を目指す。

R2～R6 の平均 5.4 件

年間 7 件 (30%増) を目標 $7 - 5.4 = 1.6 \times 5 \text{年} = \underline{8 \text{件増加}}$

【間接的に効果が見込まれる事業】

・まちなかウォークブル推進事業

中心市街地の商店街等において、ウォークブル空間を創出することで、地域の魅力を高め、中心市街地への居住の促進に繋げ、商業の活性化を図る。

・商店街空き店舗対策支援事業

商店街等が区域の不足業種やニーズに敵う業種を空き店舗に誘致する事業、また、空き店舗所有者が貸出すために空き店舗を改装する事業に対して、まちづくり会社が補助することにより、商店街の集客力及び機能回復の促進を目的として、空き店舗の解消を図る。

・商業魅力アップ支援事業

地域住民や観光客のニーズに応えた商業環境の整備やにぎわいの創出に新たに取り組む商店街などの商業団体等に対して、事業費の一部を補助することで、商業の振興を図る。

・商店街等振興対策事業

商店街等の発展及び活性化を目的として、商店街振興組合等が行う事業に対して補助をする。また、AI カメラを用いた歩行者通行量の調査や調査結果の活用、効果の検証により、商業の活性化とまちなか回遊性の向上を図る。

・中小企業サポート事業

中小企業者の経営基盤強化や経営向上の支援や、創業支援員による創業環境づくりなどに取り組みにより、商業の活性化とまちなか回遊性の向上を図る。

・伊勢市駅前商店街活性化事業、しんみち未来創造事業、繋ぐ高柳希望の風事業

各商店街において、空き店舗のシーリング、空き地、空き店舗を利用した交流の場の整備、それを活用した集客を図るイベントを実施する。

目標 2

都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進

目標指標 中心市街地の居住人口の社会増減

基準値 R3～R6 年度累計
△152人



目標値 R8～R12 年度累計
△72人

前期計画において、まちなか居住の誘導対策を実施したが、自然減少と社会減少が続いており、人口が減少している。まちなか活動の主役で、各分野でのにぎわいの源となる「人」の減少を抑えるため、事業の新たな取組が必要であり、その各種事業効果を計測するための目標指標として設定する。

※調査方法：住民基本台帳

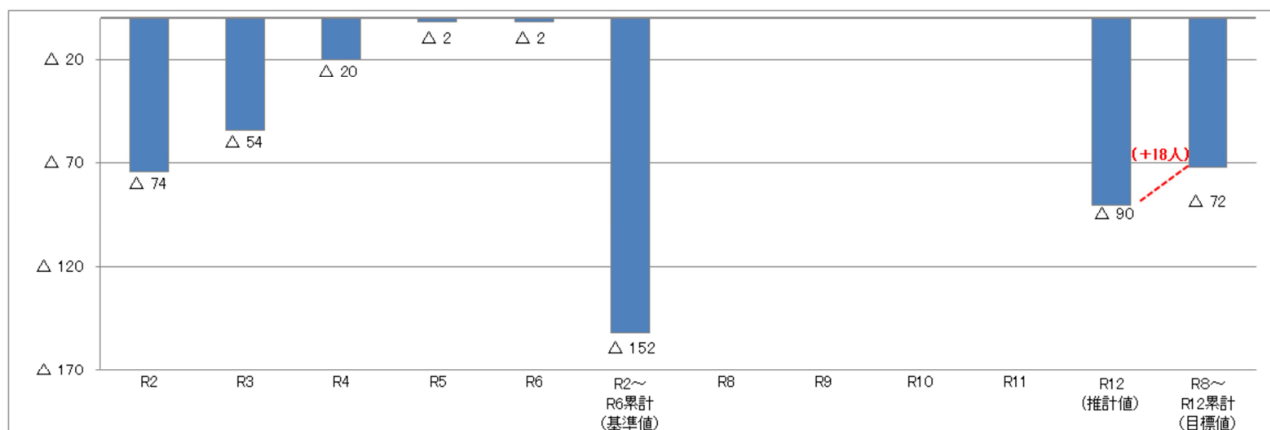
※調査月：各年4月～3月

※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地活性化区域内

【目標指標の設定方法について】

減少差の平均から、目標年度の数値を推計し、事業効果を積み上げ目標値を定める。



【目標指標に寄与する各事業について】

・空家対策事業、空家総合事業、木造住宅耐震補強等事業

市民アンケートでは、中心市街地の中古の1軒家に住みたいという回答が180件であった。全回答数1,815通のうち約80%が中心市街地外在住者であり、この中から5%の世帯が空き家に住むと想定する。

180件×80%＝144件（世帯）

144世帯×5%＝7世帯

7世帯×2.25（人／世帯）＝ 16人増加

- ・ 移住 PR 事業

移住検討者に対して、伊勢市で暮らすことの魅力や移住者支援施策のPRや移住支援金の支給により経済的負担を軽減することで移住を促進する

過去4年間の移住支援金利用件数が1件だったため、本計画期間では1件増加させる。

1世帯×2.25（人／世帯）＝ 2人増加

【間接的に効果が見込まれる事業】

- ・ まちなかウォーカブル推進事業

中心市街地の商店街等において、ウォーカブル空間を創出することで、地域の魅力を高め、中心市街地への居住の促進に繋げていくことから、商業の活性化とまちなか回遊性の向上及び、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住を促進する。

- ・ 伊勢市健康福祉ステーション利用促進事業

子育て世代から高齢者までが安心して暮らせる「笑子・幸齢化」のまちづくりを進め、住みたい・住み続けたいと感じられるまちとなることで、まちなか居住・定住を促進する。

- ・ 住宅リフォーム促進事業

住宅リフォーム等の工事費用の一部を支援し、市民の改修意欲等の向上や、中心市街地の空き家等への入居の促進を図る。

- ・ まちなか移住創業促進事業

創業、就業、子育て支援等施策のPR等による情報発信や、移住相談会等の企画の実施によりまちなかへの移住促進を図る。

- ・ 自動運転バス事業

伊勢市駅と外宮・内宮を自動運転バスで結ぶことで、中心市街地への移動手段の利便向上を図り、まちなか居住を促進する。

目標 3

観光の取組による中心市街地のにぎわい向上

目標指標 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数

基準値 R6 年度
425,382人



目標値 R12 年度
497,000人

観光によるにぎわいを生み出すためには、魅力的な観光コンテンツの充実だけでなく、中心市街地での宿泊により滞在時間を延長させ、市内消費の拡大を図ることが重要である。そのため、これらの取り組みの効果を計測するための目標指標を設定する。

※調査方法：各宿泊施設への聞き取り

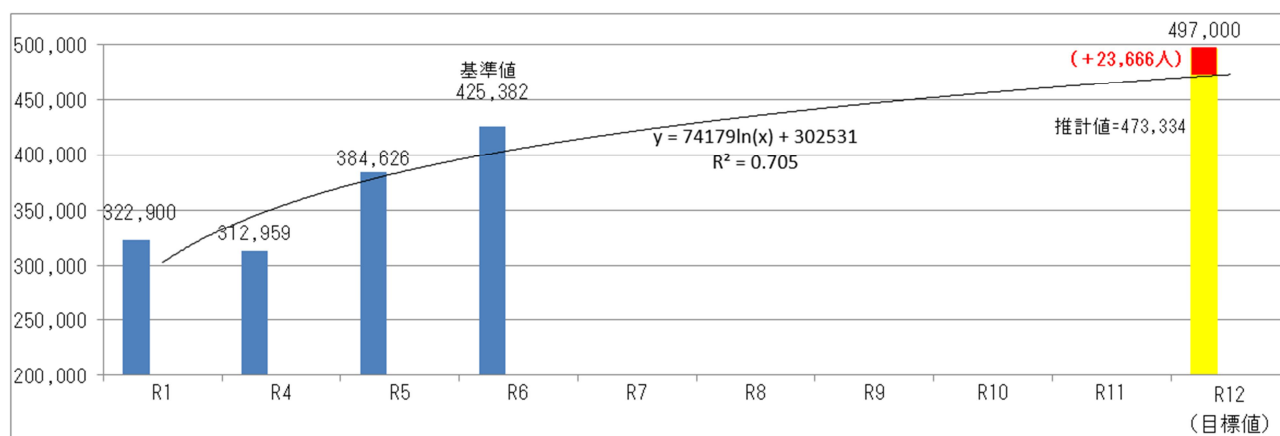
※調査月：各年1月～12月

※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地活性化区域

【目標指標の積算方法について】

R1 年度～R6 年度におけるトレンドを踏まえ、目標年度の数値を推計し、事業効果を積み上げ目標値を定める。R2～R3 は新型コロナウイルスの影響による異常値として判断し算定から除外する。



【目標指標に寄与する各事業について】

- ・御遷宮誘客宣伝事業
- ・お木曳行事魅力発信事業

令和15年に第63回神宮式年遷宮が予定されていることや、「お木曳行事」が令和8年及び令和9年に予定されていることから、伊勢の魅力発信やイベントの開催等により、更なる誘客と宿泊客の増加を図る。

$$425,382 \text{ 人} \times 5\% \div \underline{21,300 \text{ 人増加}}$$

・伊勢神宮奉納全国花火大会

花火大会開催日は前後の週に比して外宮参拝客が増加している。外宮参拝客数から中心市街地での宿泊者を算出し、前回お木曳行事が執り行われた平成18年から5年後の外宮参拝者の増加割合まで、宿泊者を増加させる。

R6.7 外宮参拝者数 131,940 人 中心市街地宿泊者数 28,612 人

中心市街地宿泊者数の外宮参拝者数との割合 $28,612 \div 131,940 = 21.7\%$

R6.7.13 (開催日) の外宮参拝者数 10,934 人

R6.7.13 (開催日) の中心市街地宿泊者推計値 $10,934 \times 21.7\% = 2,373$ 人

前回お木曳開催年 (H18) から5年後 (H22) の外宮参拝者数の増加率

$2,300,461 \text{ 人} \div 1,564,822 \text{ 人} = 47\%$ 増

R12 目標値 $2,373 \text{ 人} \times 47\% \div \underline{1,150 \text{ 人増加}}$

・集大会合宿誘致事業

中心市街地での宿泊を含むスポーツ合宿や文化合宿等の集大会をさらに積極的に誘致し、上記事業と同様に、令和6年度実績の47%増加を目指す。

令和6年度の中心市街地での宿泊数 2,337 人

$2,337 \text{ 人} \times 47\% \div \underline{1,106 \text{ 人増加}}$

・お伊勢さんマラソン

マラソン参加者のうち宿泊プランを利用して中心市街地に宿泊した人数は、令和5年から令和6年にかけて増加している。今後も旅行会社と連携し、プラン利用による中心市街地宿泊者を増加させる。

宿泊プランによる中心市街地宿泊者の増加率 $76 \text{ 人} \div 60 \text{ 人} = 26.7\%$

今後5年間も同様に増加させる $26.7\% \times 5 \text{ 年} = 133.5\%$ 増加

$76 \text{ 人} \times 133.5\% \div \underline{110 \text{ 人増加}}$

【間接的に効果が見込まれる事業】

・文化資源保存活用事業

新たに中心市街地区域内に開館する郷土資料館では、展示や体験イベント、多様な団体と連携した催しを通じて、本市の歴史文化や地域資源の情報を発信していく。これらの取組を通じて、来訪者の興味・関心を喚起し、市内の名所・旧跡や博物館等への周遊を促すことで、滞在時間の延伸、宿泊促進、観光消費額の向上を図る。

・公共交通機関とのタイアップキャンペーン事業

公共交通機関とタイアップし、主要駅にポスターやサイネージ等を掲出することにより、伊勢市駅を中心とした中心市街地への誘客を図り、さらに市内周遊施策も合わせて実施することで、宿泊促進及び滞在時間延伸を図る。

- ・着地型旅行商品造成事業

何度も伊勢に来ていただく動機付けとなるような伊勢の魅力を盛り込み、多様化する観光客ニーズにも対応した事業企画、旅行商品造成及びその販売促進、プロモーションを行うことにより、伊勢市駅周辺への宿泊促進及び滞在時間延伸を図る。

- ・河崎まちなみ魅力創出事業

伊勢河崎商人館の活用や、舟運、商人市等のイベントの実施、空町家や空蔵等の利活用により、宿泊の促進を図る。

- ・伊勢市「日本版ライドシェア」長期実証事業

タクシーの稼働台数が不足する金曜と土曜の夜間にライドシェア車両を運行し、市民と観光客へ効率的な移動手段を提供することで、中心市街地への宿泊促進を図る。

- ・レンタサイクル事業

中心市街地と市内観光スポット等を結ぶ周遊利便の増進及び、サイクルツーリズム推進のための自転車をはじめとした各種モビリティの活用推進により、滞在時間の延伸を図り宿泊を促進する。

◇ 4 から 8 までに掲げる事業一覧

◇ 4 から 8 までに掲げる事業一覧

・全 48 事業（うち、再掲 1 事業）

※「目標（目標指標）」における凡例 ◎：直接目標（目標指標）への効果が見込まれる／○：間接的に目標（目標指標）への効果が見込まれる

事業番号	再掲事業 番号	事業 区分 （新 規/継 続）	事業名	実施主体	支援措置 区分	支援措置	支援主体	目標（目標指標）			
								1. 歩行者通行量	1. 店舗数の増減	2. 居住人口の社会増減	3. 宿泊施設の宿泊者数
4-1		新規	まちなかウォーカブル推進事業	伊勢市	(3)	社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）	国土交通省	◎	○	○	—
4-2		新規	公園長寿命化事業	伊勢市	(3)	防災・安全交付金（都市公園安全・安心対策事業）	国土交通省	—	—	○	—
5-1		継続	文化資源保存活用事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	○
5-2		継続	伊勢市健康福祉ステーション利用促進事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	—	○	—
6-1		継続	住宅リフォーム促進事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	—
6-2		新規	移住PR事業	伊勢市	(3)	新しい地方経済・生活環境創生交付金	内閣府	—	—	◎	—
6-3		継続	木造住宅耐震補強等事業	伊勢市	(3)	防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）	国土交通省	—	—	◎	—
6-4		継続	空家対策事業	伊勢市	(3)	社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業（伊勢市中心市街地活性化区域地区））	国土交通省	—	—	◎	—
6-5		継続	空家総合事業	伊勢市	(3)	空き家対策総合支援事業	国土交通省	—	—	◎	—
6-6		継続	まちなか移住創業促進事業	伊勢まちづくり株式会社ほか	(4)			—	—	○	—

7-1		新規	御遷宮誘客宣伝事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	◎
7-2		新規	お木曳行事魅力発信事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	◎
7-3		新規	経営力向上支援事業利子補給補助金	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	◎	—	—
7-4		新規	三重県版経営向上計画実施支援補助金	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	◎	—	—
7-5		新規	二十歳のつどい連携事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	—
7-6		新規	地域ブランド推進支援事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	—
7-7		継続	商店街空き店舗対策支援事業	伊勢市、伊勢まちづくり株式会社	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—	—
7-8		継続	商業魅力アップ支援事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—	—
7-9		継続	創業支援事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	◎	—	—
7-10		継続	伊勢のまつり開催事業	伊勢まつり実行委員会	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	—
7-11		継続	観光客への情報提供事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	—	○
7-12		継続	観光客実態調査事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	○
7-13		継続	伊勢神宮奉納全国花火大会	伊勢神宮奉納全国花火大会委員会	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	◎
7-14		継続	お伊勢さんマラソン	お伊勢さんマラソン実行委員会	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	◎
7-15		継続	駅前等イルミネーション事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	○
7-16		継続	集大会合宿誘致事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	◎

7-17		継続	公共交通機関とのタイアップキャンペーン事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	－	－	○
7-18		継続	着地型旅行商品造成事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	－	－	○
7-19	5-1	継続	文化資源保存活用事業	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	－	－	○
7-20		継続	伝統継承行事初穂曳実施事業	伊勢神宮奉仕会	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	－	－	－
7-21		継続	都市機能再生促進事業（伊勢市駅前地区）	伊勢市	(2) ①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	－	－
7-22		新規	ビジネス・移住コミュニティ推進事業	伊勢市	(3)	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）	総務省	－	○	○	－
7-23		新規	中小企業サポート事業	伊勢市	(3)	ローカルスタートアップ経費）	総務省	－	○	－	－
7-24		継続	商店街等振興対策事業	伊勢市、伊勢まちづくり株式会社	(3)	社会資本整備総合交付金（まちなかウォークブル推進事業（伊勢市中心市街地活性化区域地区））	国土交通省	○	○	－	－
7-25		継続	地域おこし協力隊事業	伊勢市	(3)	地域おこし協力隊導入に係る特別交付税措置		－	○	－	－
7-26		継続	ふるさと未来づくり事業	伊勢市	(3)			－	－	○	－
7-27		新規	ウォーキング普及事業	伊勢市	(4)			○	－	－	－
7-28		新規	ペアレント・トレーニング事業	伊勢市	(4)			○	－	－	－
7-29		継続	まちなか誘客事業	伊勢商工会議所、伊勢まちづくり会社ほか	(4)			○	－	－	○
7-30		継続	河崎まちなみ魅力創出事業	伊勢河崎まちづくり衆、河崎本通り活性化会議、伊勢河崎まちづくり株	(4)			○	－	－	○

				式会社							
7-31		継続	中心市街地の魅力創出事業	外宮にぎわい会議、伊勢市実業委員会ほか	(4)			○	—	—	○
7-32		継続	伊勢市駅前商店街活性化事業	伊勢市駅前商店街振興組合	(4)			◎	○	—	—
7-33		継続	しんみち未来創造事業	伊勢銀座新道商店街振興組合	(4)			◎	○	—	—
7-34		継続	繋ぐ高柳希望の風事業	伊勢高柳商店街振興組合	(4)			◎	○	—	—
8-1		新規	自動運転バス事業	伊勢市	(3)	自動運転社会実装推進事業	国土交通省	○	—	○	—
8-2		新規	伊勢市「日本版ライドシェア」長期実証事業	伊勢市	(3)	「交通空白」解消緊急対策事業	国土交通省	○	—	—	○
8-3		継続	おかげバスの運行事業	伊勢市	(3)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業）	国土交通省	○	—	○	—
8-4		継続	レンタサイクル事業	伊勢市観光協会	(4)			—	—	—	○

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

中心市街地にかつて立地していた大規模小売店舗に代わり、伊勢市駅前周辺では、優良建築物等整備事業や伊勢市駅前第一種市街地再開発事業が完成したことや、民間事業者によるホテルの整備が相次いでいる。新型コロナウイルス感染症拡大対策によるにぎわいの創出が低迷しているが、同感染症の収束後は、徐々に回復傾向となり、周辺商店街の空き店舗への出店や、観光客の増加など、にぎわいが戻りつつある。

今後も継続して人口減少、高齢化に対応したコンパクトシティを推進するとともに、商店街を中心とした居心地がよく歩きたくなるまちなかを目指し、歩行者の利便増進や、人が集い憩える空間の確保など、住環境の向上とにぎわい空間の創出を図り、エリアの価値を高めていく。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 4-1 【事業名】 まちなかウォーカブル推進事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和9年度
【実施主体】	伊勢市
【事業内容】	商店街等において、道路空間へのパークレット整備や民地と一体的な公園の再整備の実施により、ウォーカブルな空間を創出する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の店舗数の増減 中心市街地の居住人口の社会増減

【活性化に資する理由】	中心市街地の商店街等において、ウォークアブル空間を創出することで、人々の回遊性の向上や滞在時間の延伸等により、中心市街地の賑わい創出に寄与する。また、地域の魅力を高めることで、中心市街地への居住の促進に繋げていくことから、商業の活性化とまちなか回遊性の向上及び、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進に必要な事業である。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（まちなかウォークアブル推進事業（伊勢市中心市街地活性化区域地区））		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4－2 【事業名】 公園長寿命化事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～令和 15 年度		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	公園の安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理や更新の投資を行っていくため、公園施設の長寿命化を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	中心市街地周辺にある既存都市公園施設を、市民や来訪者が気軽に憩える空間として、機能保全や改修等の環境整備を行い、安全性確保をするとともに利便性や魅力を向上させ、誰もが居心地良く利用しやすい公園環境を促進し、中心市街地の活発な賑わい創出という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置置名】	防災・安全交付金（都市公園安全・安心対策事業）		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

中心市街地およびその周辺には、市役所などの官庁施設や、コミュニティの拠点となる多くの施設が立地している。

また、伊勢市駅前第一種市街地再開発事業により整備された再開発ビルには、「赤ちゃんから高齢者まで」「健康づくりから福祉サービスまで」総合的な相談と支援を行う、市の福祉拠点である健康福祉ステーションが入居している。第3期中心市街地活性化基本計画では、健康福祉ステーションにより、切れ目のない福祉サービス、同じ施設に整備されているハローワークと連携した就労支援の強化などにより、働きやすく暮らしやすいまちづくりを継続して促進していくとともに、地域や商店街と連携した取組を進め、人が集い、にぎわいがあふれるまちづくりを進めていく。

第2期中心市街地活性化基本計画で整備を進め、新たに開館する郷土資料館では、市民だけでなく観光客も集い交流できる拠点として、展示や体験イベント、多様な団体と連携した催しを通じて、市の歴史文化等の情報を発信していくことが必要である。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】5-1 【事業名】文化資源保存活用事業

【事業実施時期】	平成19年度～
【実施主体】	伊勢市
【事業内容】	郷土資料館の事業活動及び各施設の情報発信
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数
【活性化に資する理由】	「伊勢市全市博物館構想」に基づき、市全体を大きな博物館としてとらえ、全域に広がる博物館や自然・文化資産などを相互に連携させて有効活用を図る。 新たに中心市街地区域内に開館する郷土資料館では、展示や体験イベント、多様な団体と連携した催しを通じて、本市の歴史文化や地域資源の情報を発信していく。これらの取組を通じて、来訪者の興味・関心を喚起し、市内の名所・旧跡や博物館等への周遊を促すことで、滞在時間の延伸、宿泊促進、観光消費額の向上に繋げていく。 特に、令和8・9年には「お木曳行事」が予定されており、多くの観光客の来訪が見込まれるため、効果的な施策の展開を図るとともに、他の博物館施設との連携を強化し、相乗効

	果を生むための取組みを進めていく。 各博物館施設においても、企画展示や催し物の開催、季節の魅力を活かした情報発信などに積極的に取り組んでいく。 以上の取組みは、市内への誘客を促し、にぎわいを創出するものであることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 5－2 【事業名】 伊勢市健康福祉ステーション利用促進事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	伊勢市健康福祉ステーションの利用者の負担軽減を図るため、駐車料金の無料化を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	市街地再開発事業により、民間事業者が施行した伊勢市駅前地区の施設に入居する伊勢市健康福祉ステーションの利用者の駐車料金を、無料化することで、気軽にまちなかへ訪れやすい環境を作る。また、子育て世代から高齢者までが安心して暮らせる「笑子・幸齢化」のまちづくりを進め、住みたい・住み続けたいと感じられるまちとなることで、まちなか居住・定住の目標に繋がる。 さらに、伊勢市駅前地区の市街地再開発事業は、隣接商店街への回遊など、にぎわいの創出を目的に整備した事業である。交流拠点へ入る本施設利用者の負担軽減を、隣接商店街を訪れる一つのきっかけとし、さらに、商店街と連携した取組みやイベント、情報発信によって、商店街を含めた周辺地域の商業施設へ回遊を促せることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業
該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

〔1〕街なか居住の推進の必要性

中心市街地では、伊勢市駅前第一種市街地再開発事業による賃貸マンションや分譲マンションの整備等により、人口社会減少率は抑制されているものの、依然として市全体における中心市街地の人口率は低下し、高齢化率も上昇している。

また、中心市街地内の空き家については、非耐震の木造空家除却に対する補助金利用などにより、地域の安全性は改善傾向にあるが、空き家の有効的な活用を促進する制度の活用がなかなか進んでいない。

今後、さらに高齢化が想定される中、歩いて暮らせる環境整備がより必要であり、中心市街地は都市基盤や商業施設、福利施設などの既存ストックが集積した生活利便性の高い地域であることから、居住環境の向上を図り、地域住民等が実施している空家対策と連携を図りながら、空家の有効的な活用を促進するとともに、移住・定住PRの推進などの取り組みを進め、まちなか居住の促進を図る必要がある。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】 6－1 【事業名】 住宅リフォーム促進事業

【事業実施時期】	令和 5 年度		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	住宅のリフォームに対する補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	住宅のリフォーム・増改築を行う場合に、その工事費用の一部を補助することで、市民の改修意欲等を向上させ、区域内の居住環境を維持・改善することで、定住や移住による人口の増加を促進し、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 6－2 【事業名】 移住PR事業

【事業実施時期】	令和３年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	①首都圏における移住フェアでの相談やＰＲの実施（令和３年度～） ②移住支援金の支給（令和４年度～）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	移住検討者に対して、伊勢市で暮らすことの魅力や移住者支援施策のＰＲや移住支援金の支給により経済的負担を軽減することで移住を促進し、転入者増に寄与するものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	②新しい地方経済・生活環境創生交付金		
【支援措置実施時期】	令和４年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業番号】 6－3 【事業名】 木造住宅耐震補強等事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	木造住宅の居住安全性の確保または除却		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	木造住宅の居住安全性の確保あるいは除却を通じて、まちなかの居住環境及び地域の防災力の向上に寄与するものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）		
【支援措置実施時期】	平成 28 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 6－4 【事業名】 空家対策事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	移住者等を対象とした空家の利用促進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	移住者等を対象とした空家の活用促進を通じて、空家の再利用と移住者等の定住による人口増を図るものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（まちなかウォークアブル推進事業（伊勢市中心市街地活性化区域地区））		
【支援措置実施時期】	令和２年度～令和６年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 6－5 【事業名】 空家総合事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	空家の適正管理の啓発、実態調査		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	空家の適正管理の周知、実態調査、危険空家の除却推進等、計画的な空家対策を推進することで、まちなかの居住環境の向上を図るものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	空き家対策総合支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 2 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】 6－6 【事業名】 まちなか移住創業促進事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	伊勢まちづくり株式会社 ほか		
【事業内容】	まちなか移住・創業・就業に係る促進事業の企画		

活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	中心市街地の定住人口を増やすべく、伊勢市・商工会議所・まちづくり会社等の関係機関が連携し、主に市外、県外からの移住希望者を対象に、創業、就業、子育て支援等施策のPRや企画の検討、実施を行うものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕経済活力の向上の必要性

中心市街地の小売業は、商店数、従業者数、商品販売額のいずれも減少傾向が続いており、市域全体に占めるシェアも低下している。

一方、民間事業者によるホテルの整備や、周辺商店街の空き店舗への新規出店などが見受けられ、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたものの、同感染症の収束後は、にぎわいが回復傾向にある。

しかし、商店の経営維持の問題、建物の利用形態や老朽化、社会的な人口減少などの要因により、商業環境については市民ニーズに対応できておらず、中心市街地全体が十分に活性化しているとは言い難い。

今後は、戻りつつあるにぎわいを更に中心市街地全体へと波及させ、高齢化する地域住民の日々の暮らしを支える上でも、生活商業機能の充実を図り、自動車に依存しない歩いて暮らせるまちづくりを促進する必要がある。

また、伊勢市は観光都市であり、第63回神宮式年遷宮に向け、伊勢神宮（内宮・外宮）の参拝者数は、増加する見込みであるが、外宮の参拝者は内宮の5割程度しかないことから、内宮のみを訪れている観光客を、情報発信や魅力ある商品の提供等により外宮へ誘導し、また、移動の利便性を向上することで、そのにぎわいを周辺商店街等へも広げるなど、中心市街地内を回遊・観光できるまちづくりをすすめていく必要がある。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】 7-1 【事業名】 御遷宮誘客宣伝事業

【事業実施時期】	令和8年度～
【実施主体】	伊勢市
【事業内容】	第63回神宮式年遷宮を契機とした宿泊促進施策の実施
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数

【活性化に資する理由】	オンライン総合旅行サイトを活用し、伊勢市駅周辺における夜間及び早朝の魅力を発信し、さらに、外宮前広場等における、第 63 回神宮式年遷宮をキーワードとした夜間イベントを定期開催することにより、伊勢の新たな夜間の魅力を創出し、宿泊促進及び滞在時間延伸を図り、観光消費額の向上を目指すものであることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7－2 【事業名】 お木曳行事魅力発信事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	お木曳行事を活用した誘客施策の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	第 63 回神宮式年遷宮の諸祭・諸行事の一つとして令和 8 年度から令和 9 年度にかけて実施する民俗行事「お木曳行事」に、国内・国外において発信力の高いメディア・著名人を招聘し、特設 WEB ページや自社媒体・SNS 等にて伊勢での体験を発信するとともに、行事を通じた伊勢の歴史や文化をはじめ、自然や食などの魅力も併せて発信することで、伊勢への誘客を図り、行事の主会場に該当する中心市街地への集客及び観光消費額の向上を目指すものであることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7－3 【事業名】 経営力向上支援事業利子補給補助金

【事業実施時期】	平成 29 年度～
【実施主体】	伊勢市
【事業内容】	融資に係る利子に対する補助
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の店舗数の増減
【活性化に資する理由】	中小企業者が、三重県融資制度及び日本政策金融公庫の融資を受けた場合に、その利子の一部を補助することで、営業店舗の経営の維持及び持続的発展を促し、区域内における店舗の業績向上に繋げ空き店舗の減少を図る。商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。

【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7－4 【三重県版経営向上計画実施支援補助金】

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	作成した計画に基づき課題解決に向け行う取組みに係る経費に対する補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の店舗数の増減		
【活性化に資する理由】	中小企業者が自社の経営課題の解決に向けた計画を策定し、その計画に基づき実施する取り組みに対して支援し経営の強化を図ることで、区域内における店舗の業績向上に繋げ空き店舗の減少を図る。商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7－5 【事業名】 二十歳のつどい連携事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（伊勢市観光文化会館）において、二十歳を迎えた多くの対象者が集う二十歳のつどいの式典開催に併せ、お祝いアトラクションなどを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	式典には多くの若者の参加があることから、中心市街地区域内の施設で式典やアトラクションを実施し来街機会を作ることにより、にぎわいの創出を図る。また、式典参加者のうち有志者に、地域課題の解決に向け自治会や商店街等との取り組みを実施してもらうことにより、シビックプライドの醸成を図り、若者の定住やまちなか居住の促進に繋げていく。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-6 【事業名】 地域ブランド推進支援事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	伊勢市の地域農産物の魅力発信や高付加価値化に向けたイベントなどの取組みを支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地区域内においての地域農産物をPRするイベントの実施や地域農産物を活用した加工品の販売を支援することにより、農村部と中心市街地をつなげ、地域農産物の認知度やブランド価値の向上を図るとともに、シビックプライドの醸成が図られる。 また、PRイベントの実施により、まちなかへの来街者が見込まれることから、歩行者通行量の増加に寄与し中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7-7 【事業名】 商店街空き店舗対策支援事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	伊勢市、伊勢まちづくり株式会社		
【事業内容】	商店街における空き店舗対策		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の店舗数の増減		
【活性化に資する理由】	商店街等が区域の不足業種やニーズに敵う業種を空き店舗に誘致する事業、また、空き店舗所有者が貸出すために空き店舗を改装する事業に対して、まちづくり会社が補助することにより、商店街の集客力及び機能回復の促進を目的として、空き店舗の解消を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-8 【事業名】 商業魅力アップ支援事業

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	商業環境の整備やにぎわいの創出を目的とした取組への補助		

活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の店舗数の増減		
【活性化に資する理由】	地域住民や観光客のニーズに応えた商業環境の整備やにぎわいの創出に新たに取り組む商店街などの商業団体等に対して、事業費の一部を補助することで、商業の振興を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7－9 【事業名】 創業支援事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	創業や移転に必要となる経費の一部の補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の店舗数の増減		
【活性化に資する理由】	創業や第二創業、事業所移転に必要となる経費の一部を補助することで、雇用創出及び移住・定住の促進を図るものであり、区域内における新規出店数の増加及び空き店舗数の減少に寄与し、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7－10 【事業名】 伊勢のまつり開催事業

【事業実施時期】	明治 28 年度～
【実施主体】	伊勢まつり実行委員会
【事業内容】	地域最大のまつりである「伊勢まつり」を開催
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	パレード、イベント、出店など 150 を超える団体が参加する地域最大級のまつりである伊勢まつりは、市民が「見て」、「参加して」、「楽しめる」行事をコンセプトに、市民主体で企画・運営する秋の恒例行事である。このまつりは、多くの市民や近隣市町の住民が訪れ、中心市街地のにぎわいを創出することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。

【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和3年4月～令和8年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-11 【事業名】 観光客への情報提供事業

【事業実施時期】	平成 5 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	観光客への適時適切な観光情報の提供		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	「外国人観光客案内所」の認定を受けた観光案内所を年間 365 日開設し、観光客への適時適切な観光情報の提供を行う。中心市街地内にある外宮界隈の様々なお店で特典が受けられるクーポンの販売や、旅行商品のノベルティ交換の請負、レンタサイクルの貸し出し等を行い、周遊を促進し、滞在時間の延伸を図るものであり、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7-12 【事業名】 観光客実態調査事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	観光客の行動実態に関する調査を実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	伊勢市を訪れる観光客の行動実態に関する調査を中心市街地活性化区域内やその他の地域で実施し、その特性、傾向等を分析する。分析から導きだした観光客のニーズなどを、中心市街地への更なる観光客流入や滞在時間延伸、宿泊促進を図る事業を実施する際の検討材料として活用し、増加につなげるものであり、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7-13 【事業名】 伊勢神宮奉納全国花火大会

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	伊勢神宮奉納全国花火大会委員会		
【事業内容】	伊勢神宮奉納全国花火大会の開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	全国各地から選抜された花火師たちが神宮に奉納し、日頃の研鑽の成果を神都伊勢の夜空に放揚する「伊勢神宮奉納全国花火大会」を開催することで、交流人口を増加させ、会場への移動の拠点となる駅周辺や、会場への移動経路上の商店街等への回遊を促す。これにより、中心市街地にある商店等によるイベント実施や経路沿道店舗による店頭販売などの波及効果があり、地域経済の活性化に寄与している。また、中心市街地の宿泊施設や飲食店等の利用者増にもつながっており、商業・観光の官民が連携した取組による、中心市街地の商業の活性化とまちなか回遊性の向上及び観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域外		

【事業番号】 7-14 【事業名】 お伊勢さんマラソン

【事業実施時期】	昭和 57 年度～
【実施主体】	お伊勢さんマラソン実行委員会
【事業内容】	伊勢の観光名所を含むコースで、全国各地から約 1 万人が参加する「野口みずき杯中日三重お伊勢さんマラソン」を開催し、宿泊プランの提供や臨時バスによる中心市街地への参加者の輸送、中心市街地店舗で利用可能な参加賞（500 円分のチケット）を配布することで、大会を通じて中心市街地への回遊を促進し、まちの賑わいを創出する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数
【活性化に資する理由】	伊勢市出身でアテネ五輪女子マラソン金メダリストの野口みずき氏が大会長を務める「野口みずき杯中日三重お伊勢さんマラソン」へ参加する多くの県外・国外からの来訪者について、中心市街地での宿泊や飲食、中心市街地への回遊を促進することで、地域のにぎわいを創出し、宿泊者数の増加を図るものであり、商業・観光の官民が連携した取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業

【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域外		

【事業番号】 7－15 【事業名】 駅前等イルミネーション事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	伊勢市駅、宇治山田駅周辺、伊勢市駅前商店街にてイルミネーションの設置		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	伊勢市の玄関口にあたる伊勢市駅と宇治山田駅前広場及び伊勢市駅前商店街にイルミネーションによる灯りの演出をすることで誘客を促し、にぎわいの創出を図ることから、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7－16 【事業名】 集大会合宿誘致事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	集大会・スポーツ、文化合宿等の誘致補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	市内のスポーツ・文化施設を利用した市内宿泊施設への宿泊者に対し、補助金を交付することで、集大会等の誘致を図り、市内への来訪・滞在者数を増加させることにより観光による経済波及を促すものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7－17 【事業名】 公共交通機関とのタイアップキャンペーン事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
----------	-----------	--	--

【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	公共交通機関とタイアップした事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	公共交通機関とタイアップし、主要駅にポスターやサイネージ等を掲出することにより、伊勢市駅を中心とした中心市街地への誘客を図り、さらに市内周遊施策も合わせて実施することで、宿泊促進及び滞在時間延伸を図り、観光消費額の向上を目指すものであることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7－18 【事業名】 着地型旅行商品造成事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	誘客にかかる事業企画・旅行商品造成及びその販売促進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	第 63 回神宮式年遷宮を契機とし、何度も伊勢に来ていただく動機付けとなるような伊勢の魅力を盛り込み、多様化する観光客ニーズにも対応した事業企画、旅行商品造成及びその販売促進、プロモーションを行うことにより、伊勢市駅周辺への宿泊促進及び滞在時間延伸を図り、観光消費額の向上を目指すものであることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7－19 【事業名】 文化資源保存活用事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 19 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	郷土資料館の事業活動及び各施設の情報発信		

活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	「伊勢市全市博物館構想」に基づき、市全体を大きな博物館としてとらえ、全域に広がる博物館や自然・文化資産などを相互に連携させて有効活用を図る。 新たに中心市街地区域内に開館する郷土資料館では、展示や体験イベント、多様な団体と連携した催しを通じて、本市の歴史文化や地域資源の情報を発信していく。これらの取組を通じて、来訪者の興味・関心を喚起し、市内の名所・旧跡や博物館等への周遊を促すことで、滞在時間の延伸、宿泊促進、観光消費額の向上に繋げていく。 特に、令和８・９年には「お木曳行事」が予定されており、多くの観光客の来訪が見込まれるため、効果的な施策の展開を図るとともに、他の博物館施設との連携を強化し、相乗効果を生むための取組みを進めていく。 各博物館施設においても、企画展示や催し物の開催、季節の魅力を活かした情報発信などに積極的に取り組んでいく。 以上の取り組みは、市内への誘客を促し、にぎわいを創出するものであることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年４月～令和１３年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 ７－２０ 【事業名】 伝統継承行事初穂曳実施事業

【事業実施時期】	昭和 47 年度～		
【実施主体】	伊勢神宮奉仕会		
【事業内容】	初穂曳の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	神宮に新穀を奉納する行事「初穂曳」を行う。「初穂曳」は 20 年に 1 度行われるお木曳・お白石持行事の伝統を継承するためにも行われている。地元住民を中心に多くの人々が集まり、にぎわいの創出に資することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-21 【事業名】 都市機能再生促進事業（伊勢市駅前地区）

【事業実施時期】	令和5年4月～令和10年3月		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	都市機能再生事業（市街地再開発事業）の施行者等に対し、奨励金を交付する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の店舗数の増減		
【活性化に資する理由】	伊勢市駅周辺の賑わい創出と中心市街地の活性化を図ることを目的に施行された都市機能再生事業の施行者や店舗営業者等に対し、都市機能再生奨励金制度に基づいた奨励金を交付することで、資金が乏しい初動期の事業の健全化と、新たな事業展開への契機へと繋げる。 また、雇用奨励金により市内在住者の新規雇用を進めることで、施設への来訪者の増加と中心市街地への定住の促進を図り、事業効果を一層高めていく。 本事業により、複合施設が健全な運営がされることで、施設だけでなく周辺地域の商業機能の強化が図られ、商業の活性化と回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 7-22 【事業名】 ビジネス・移住コミュニティ推進事業

【事業実施時期】	令和8年度～
【実施主体】	伊勢市
【事業内容】	ビジネス・移住コミュニティ空間の設置と運営業務
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の店舗数の増減 中心市街地の居住人口の社会増減
【活性化に資する理由】	人や企業の地域内外連携による二地域居住等を推進し、定住人口・定着企業の増加を目指すことで、持続可能な中心市街地の活性化を推進するものであり、外部企業の創業環境支援や地域密着型イベントを行うなど区域内での雇用の創出と人口増加に寄与し、商業の活性化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進の

	ために必要な事業である。		
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和11年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-23 【事業名】 中小企業サポート事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	中小企業者への支援及び創業に関する伴走的支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の店舗数の増減		
【活性化に資する理由】	市内製造業を中心とする中小企業者の経営基盤の強化や経営向上に係る支援に取り組むとともに、創業しやすい環境づくりのため、創業支援員により創業準備から創業後のフォローまで一貫した支援を推進するものであり、区域内の中小企業者の経営の安定化及び後継者不在による廃業の抑制、区域内における新規出店数の増加及び空き店舗数の減少に寄与することで、商業の活性化とまちなか回遊性の向上のために必要な事業である。		
【支援措置名】	ローカルスタートアップ（ローカル10，000プロジェクト除く）経費		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-24 【事業名】 商店街等振興対策事業

【事業実施時期】	令和元年度～
【実施主体】	伊勢市、伊勢まちづくり株式会社
【事業内容】	中心市街地内の商店街の活性化に寄与する事業への補助・支援
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の店舗数の増減
【活性化に資する理由】	商店街等の発展及び活性化を目的として、消費者に魅力ある商店街づくりのために商店街振興組合等が行う事業に対して補助をする。また、AIカメラを用いて商店街等における歩行者通行量を調査し、得られた性別や年齢層、その他の属性についてデータを分析し、来客者の属性やピークタイムを効果的に活用するとともに来客者数や売上はどういった影響があったかその効果を検証する。これらの取り組みは、商業の振興に資することから、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（まちなかウォークブル推進事業（伊勢市中心市街地活性化区域地区））

【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 7－25 【事業名】 地域おこし協力隊事業

【事業実施時期】	令和 2 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	中心市街地活性化を図るための専門人材の活用		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の店舗数の増減		
【活性化に資する理由】	大都市圏から人材を積極的に誘致し、地域資源の発掘や資源を生かした地域活動を通じ、地域力の維持・強化に取り組むものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	地域おこし協力隊導入に係る特別交付税措置		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 3 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業番号】 7－26 【事業名】 ふるさと未来づくり事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	地域活動を行う自治組織に対する運営資金等の支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	地域の課題を解決する地域自治組織が行う事業、イベント等について補助を行う。住民の日常生活の手伝いをする活動や子供たちの見守り活動、防災フェス、健康フェア、名所旧跡巡りウォーキング等様々な活動により多くの住民が集い世代間交流を図ることで地域コミュニティを活性化させ、住みよいまちを実現する。また、地元の声を聞きながら市と連携・協働のもと空家対策活動も実施しており、活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために、必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】 7－27 【事業名】 ウォーキング普及事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～		
【実施主体】	伊勢市		

【事業内容】	中心市街地の賑わいを創出するため、駅前商店街などを歩くウォーキングコースを活用したウォーキング大会を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	多くの市民がウォーキング大会として中心市街地を歩くことで商店街等が賑やかになるとともに、終了後の消費行動へのきっかけになることが期待でき、市街地の活性化に資すると考えられる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-28 【事業名】 ペアレント・トレーニング事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	発達に課題のある子どもを持つ保護者に対して、子どものほめ方や指示の出し方などの具体的な対応方法を学ぶプログラムを実施することで、子どもの特性や行動を理解し、育児の負担を軽減する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	伊勢市駅前に位置する伊勢市健康福祉ステーションにおいて、ペアレント・トレーニングの実施により、子育て世代が伊勢市駅前地区を訪れるきっかけとなり、商店街を含む周辺地域の商業施設への回遊を促進することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-29 【事業名】 まちなか誘客事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～
【実施主体】	伊勢商工会議所、伊勢まちづくり株式会社　ほか
【事業内容】	お伊勢さん観光案内人、お伊勢さんまち歩きクーポン等、地元住民及び観光客が利用できる商品・サービスの提供

活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数

【活性化に資する理由】	お伊勢さん観光案内人、お伊勢さんまち歩きチケット等、地元住民及び観光客が利用できる商品・サービスを提供することで、まちなかへの誘客及び中心市街地の滞在時間の延伸を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-30 【事業名】 河崎まちなみ魅力創出事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	伊勢河崎まちづくり衆、河崎本通り活性化会議、伊勢河崎まちづくり株式会社		
【事業内容】	登録有形文化財や舟運並びに空町家・空蔵等の活用		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	かつて問屋街として栄えた河崎地区にて、登録有形文化財の伊勢河崎商人館の活用(だいでこ市、商人市ほか)や、勢田川を活用した事業の実施、さらに地区内の歴史的な空町家・空蔵等の活用を促進することで、地区の魅力創出を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-31 【事業名】 中心市街地の魅力創出事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～
【実施主体】	外宮にぎわい会議、伊勢市楽市実行委員会ほか
【事業内容】	地元の特産品にまつわる市やイベントの開催 地域の歴史や文化・伝統を継承するまつりの開催
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数
【活性化に資する理由】	中心市街地内の多様な団体が歴史、文化、伝統、民俗行事、地域の特性を活かしたイベント(祭り、特産品の市場等)等を実施すること、及び当事業内容の情報発信を行うことで、

	地域のにぎわいを創出する他、観光客の誘客を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-32 【事業名】 伊勢市駅前商店街活性化事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	伊勢市駅前商店街振興組合		
【事業内容】	伊勢市駅前商店街活性化に向けた事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の店舗数の増減		
【活性化に資する理由】	組合活動と商店街地区活性化のため、道路空間の一部を滞在スペース等に利活用するなど、伊勢市駅前の新たなにぎわいの創出を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-33 【事業名】 しんみち未来創造事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	伊勢銀座新道商店街振興組合		
【事業内容】	しんみち商店街活性化に向けた事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の店舗数の増減		
【活性化に資する理由】	商店街の将来像を定めたビジョンに基づいた組合事業を継続し、複数ある空き店舗の削減、来客数の増加を目指し、商店街の魅力向上を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7 - 3 4 【事業名】 繋ぐ高柳希望の風事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	伊勢高柳商店街復興組合		
【事業内容】	伊勢高柳商店街活性化に向けた事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の店舗数の増減		
【活性化に資する理由】	平成 30 年に発生した商店街中心部の火災事故跡地である被災空地の利活用を主として組合員数の維持と空き店舗の解消等の課題へ取組み、100 年以上の歴史をもつ商店街を次世紀へと繋げるための事業であり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

【1】公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性
伊勢市の中心市街地は、鉄道や路線バス、コミュニティバスの乗降拠点となっており、観光交通の面では第63回式年遷宮に向けて、さらなる拠点の重要性が高まっている。しかし、観光客及び市民の移動手段は依然として自動車の割合が高く、自家用車で来訪する観光客の増大による駐車場不足などが懸念される。観光交通においては、自動運転バスやライドシェアなどによる交通利便性の向上を図り、自動車に依存しない移動環境の整備を行うとともに、高齢者や交通弱者に対応した市民生活を支える地域公共交通の充実も図る必要がある。

【2】具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】8-1 【事業名】自動運転バス事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	第63回式年遷宮（令和15年）に向け、路線バスの外宮内宮線を「自動運転レベル4」の自動運転バスにより運行		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	第63回式年遷宮（令和15年）に向けて、観光路線の「外宮-内宮線」を、自動運転レベル4の自動運転バスで有償運行を行う事業。この事業では、伊勢市駅と外宮・内宮を自動運転バスで結ぶことで、内宮から市の中心市街地への人の流れを促進することから、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	自動運転社会実装推進事業		
【支援措置実施時期】	令和6年度～	【支援主体】	国土交通省

【その他特記事項】	
-----------	--

【事業番号】 8－2 【事業名】 伊勢市「日本版ライドシェア」長期実証事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	夜間の移動需要を補うため、金曜と土曜の夜間にライドシェア車両を実証的に運行		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	市民や観光客の夜間の移動需要を補うため、「日本版ライドシェア」を長期で実証する事業。 この事業では、タクシーの稼働台数が不足する金曜と土曜の夜間にライドシェア車両を運行し、市民と観光客へ効率的な移動手段を提供することで、宿泊施設や飲食店が多く集まる市の中心市街地への人の流れを促進することから、中心市街地の活性化のため必要な事業である。		
【支援措置置名】	「交通空白」解消緊急対策事業		
【支援措置実施時期】	令和6年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 8－3 【事業名】 おかげバスの運行事業

【事業実施時期】	平成 19 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	交通不便地域や市内主要施設を循環するバスの運行		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	交通不便地域や市内主要施設を循環するバスを運行することで、地域間の交通格差を解消するとともに、中心市街地への移動手段を確保し、にぎわいを創出することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業）		
【支援措置実施時期】	令和 2 年度～	【支援主体】	国土交通省

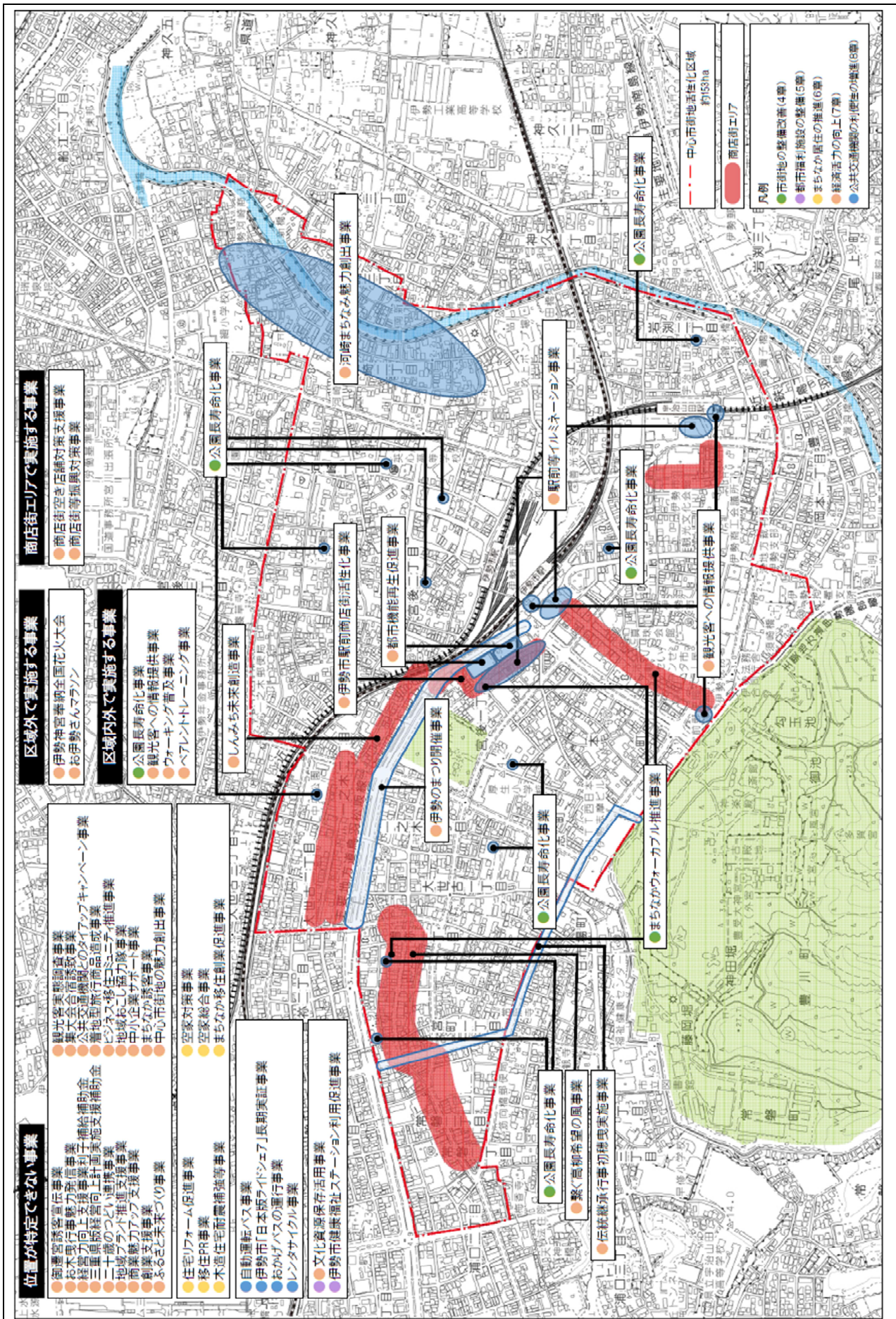
【その他特記事項】	
-----------	--

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】 8－4 【事業名】 レンタサイクル事業

【事業実施時期】	昭和 50 年度～		
【実施主体】	伊勢市観光協会		
【事業内容】	周遊促進のための自転車等のモビリティ貸出、自転車等を活用した周遊促進のための案内や情報発信		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	自転車をはじめとした各種モビリティの活用を推進することで、中心市街地と市内観光スポット等を結ぶ周遊性と利便性を向上し、サイクルツーリズムを推進する。この取り組みにより観光客の滞在時間の延伸や宿泊の促進を図ることから、中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

（1）伊勢市中心市街地活性化庁内検討会

- ・伊勢市中心市街地活性化庁内検討会設置要領
（設置）

第1条 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、本市の中心市街地の活性化を図るよう庁内各課の調整等を行うため、伊勢市中心市街地活性化庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 中心市街地活性化に関する庁内の連絡調整に関すること。
- （2） 中心市街地活性化に関する施策の評価及び検証に関すること。
- （3） 中心市街地活性化に関する課題の把握及び分析に関すること。
- （4） 中心市街地活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく中心市街地活性化基本計画の策定に関すること
- （5） 前各号に定めるもののほか、その他中心市街地活性化に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 検討会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長、副会長は委員の互選によって選出する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議等）

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年8月26日から施行する。

附 則（平成27年1月19日）

この要領は、平成27年1月19日から施行する。

附 則（平成27年4月6日）

この要領は、平成27年4月6日から施行する。

附 則（令和3年5月11日）

この要領は、令和３年５月１１日から施行する。

別表（第３条関係）

部局名	役職名
危機管理部	危機管理課長
情報戦略局	企画調整課長
	文化政策課長
環境生活部	市民交流課長
	環境課長
健康福祉部	福祉総務課長
産業観光部	商工労政課長
	観光振興課長
	観光誘客課長
都市整備部	都市計画課長
	交通政策課長
	基盤整備課長
	住宅政策課長

・ 庁内検討会の活動状況

	年 月 日	概 要
第１回	平成 25 年 5 月 28 日	中心市街地活性化の概要 本会の設置目的 今後のスケジュール
第２回	平成 25 年 10 月 9 日	中心市街地活性化に係る現況 旧法計画の事業評価（事業進捗状況）
第３回	平成 25 年 12 月 4 日	事業検証シート及び現況調査の結果報告 中心市街地活性化の方針（案）の検討 中心市街地活性化プラン（案）の対象区域
第４回	平成 26 年 1 月 28 日	中心市街地の活性化に向けた考え方 中心市街地の活性化区域や評価指標の設定 中心市街地の活性化のための事業の組み立て
第５回	平成 26 年 2 月 21 日	中心市街地の活性化区域や評価指標の設定 中心市街地の活性化のための事業の組み立て 中心市街地活性化プラン（案）のとりまとめ
第６回	平成 27 年 1 月 26 日	中心市街地活性化基本計画に記載する事業
第７回	平成 27 年 8 月 20 日	中心市街地活性化基本計画に記載する事業 今後のスケジュール
第８回	平成 27 年 11 月 2 日	パブリックコメントの結果 前回からの変更点と今後のスケジュール

第 9 回	平成 28 年 6 月 21 日	中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュール
第 10 回	平成 28 年 9 月 8 日	中心市街地活性化基本計画の変更について 中心市街地活性化協議会の動向について
第 11 回	平成 29 年 6 月 19 日	平成 28 年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画の変更及び今後のスケジュールについて
第 12 回	平成 29 年 9 月 22 日	中心市街地活性化基本計画の変更について 中心市街地活性化協議会の動向について
第 13 回	平成 30 年 6 月 14 日	平成 29 年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画への新規追加事業及び今後のスケジュールについて
第 14 回	平成 30 年 10 月 9 日	中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュールについて
第 15 回	令和元年 6 月 11 日	平成 30 年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画の変更・新規追加事業及び今後のスケジュールについて
第 16 回	令和元年 10 月 4 日	中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュールについて
第 17 回	令和 2 年 6 月 8 日	フォローアップ報告書について 第 2 期中心市街地活性化基本計画について
第 18 回	令和 2 年 8 月 28 日	第 2 期中心市街地活性化基本計画について
第 19 回	令和 3 年 4 月 26 日	第 1 期最終フォローアップ報告書について 第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画について 伊勢市中心市街地活性化庁内検討会設置要領の改正について
第 20 回	令和 4 年 4 月 28 日	第 2 期中心市街地活性化基本計画の概要について 定期フォローアップ報告書について
第 21 回	令和 5 年 4 月 21 日	第 2 期中心市街地活性化基本計画の概要について 定期フォローアップ報告書について
第 22 回	令和 5 年 10 月 12 日	第 2 期中心市街地活性化基本計画の変更について 伊勢市中心市街地活性化担当者会議について 第 3 期中心市街地活性化基本計画の検討について
第 23 回	令和 6 年 3 月 27 日	定期フォローアップ報告書について 第 3 期中心市街地活性化基本計画の検討について
第 24 回	令和 7 年 3 月 28 日	定期フォローアップ報告書について 第 3 期中心市街地活性化基本計画について

(1) 伊勢市議会における審議内容

年 月	審議の要旨
平成 25 年 2 月 常任委員会	・伊勢市駅前整備と伊勢再開発ビルの進捗状況について ・中心市街地活性化基本計画の概要と今後の取り組みについて ・中心市街地活性化基本計画に関する他市の取り組みについて ・法律改正に伴う伊勢市の土地利用方針について
平成 26 年 2 月 常任委員会	・中心市街地活性化プラン(案)の進捗状況について ・中心市街地活性化の旧法計画による実施状況について ・中心市街地における人口等増減の比較について ・中心市街地に関する市民アンケート結果について
平成 26 年 4 月 常任委員会	・中心市街地活性化のビジョン・施策の柱・目標について ・中心市街地活性化の計画区域の設定について ・中心市街地活性化の各エリアにおける事業の方向性について
平成 26 年 9 月 常任委員会	・まちづくり会社の設立について ・まちづくり会社の中心市街地活性化への関わりについて
平成 26 年 12 月 定例会	・まちづくり会社の出資金について ・まちづくり会社に対する伊勢市の果たすべき役割と責任について ・まちづくり会社の収益事業による利益の還元について
平成 27 年 6 月 常任委員会	・中心市街地の区域及び実施事業について
平成 27 年 8 月 常任委員会	・中心市街地の区域及び実施事業について ・パブリックコメントの実施について
平成 27 年 11 月 常任委員会	・基本計画(案)の変更点について ・パブリックコメントの結果について ・今後のスケジュールについて
平成 29 年 6 月 常任委員会	・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
平成 30 年 6 月 常任委員会	・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
令和元年 6 月 常任委員会	・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
令和 2 年 6 月 常任委員会	・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について ・第 2 期中心市街地活性化基本計画の作成について
令和 2 年 8 月 常任委員会	・第 2 期中心市街地活性化基本計画の目標指標、掲載事業、パブリックコメントの実施、及び今後のスケジュールについて
令和 2 年 11 月 常任委員会	・パブリックコメントの実施結果について

令和 3 年 6 月 常任委員会	・ 中心市街地活性化基本計画最終フォローアップの概要について
令和 4 年 6 月 常任委員会	・ 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
令和 5 年 6 月 常任委員会	・ 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
令和 6 年 6 月 常任委員会	・ 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
令和 7 年 5 月 常任委員会	・ 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について

〔２〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（１）伊勢市中心市街地活性化協議会の基本的な考え方

伊勢市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という）は、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、伊勢商工会議所とまちづくり会社を核として、伊勢市中心市街地活性化に関係する地域団体、商店街、民間事業者、学識経験者、国、県、市等で構成し、伊勢市が作成する中心市街地活性化基本計画について協議し、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について調整を行う。

（２）伊勢市中心市街地活性化協議会 規約

（設置）

第１条 伊勢商工会議所及び伊勢まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号。以下「法」という。）第１５条第１項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第２条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「伊勢市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務局）

第３条 協議会は、事務を処理するために伊勢商工会議所内に事務局を置く。

２ 事務局に、事務局長１人その他必要な職員を置くことができる。

３ 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

（目的）

第４条 協議会は、法第９条第１項の規定により伊勢市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第９条第１０項に規定する認定基本計画及びその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

（公告の方法）

第５条 協議会の公告は、協議会のホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

（活動）

第６条 協議会は、その目的を達成するため、総会、役員会、幹事会及び必要に応じて専門委員会を設け次の活動を行う。

（１）中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

ア 基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し、必要な事項についての意見提出

イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ウ 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換

エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究

オ 協議会の会員及び地域向けの情報発信

カ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) その他中心市街地の活性化に関すること

ア 各種組織、団体との交流

イ 関係情報の収集

ウ その他、目的達成のための必要な活動

(構成員)

第7条 協議会の会員は、次の者をもって構成する。

(1) 伊勢商工会議所

(2) 伊勢まちづくり株式会社

(3) 伊勢市

(4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者

(5) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者

(アドバイザーの設置)

第8条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第9条 協議会は必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(入会)

第10条 会員として入会する場合は、入会申込書により会長に申し込み、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第11条 別途定めるところにより、会員より会費を徴収することができる。

(退会)

第12条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第14条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(役員)

第15条 協議会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以内
- (3) 理事 20 名以内
- (4) 会計監事 1 名

2 会長は、総会において会員の中から選任する。

3 副会長、理事、会計監事は会長が指名する。

4 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続き職務を行うものとする。

(職務)

第16条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(総会)

第17条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出その他役員会が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第18条 役員会は、協議会の目的を達成するために必要な事項の審議及び幹事会協議事項等の承認を行う。

2 役員会は会長、副会長、理事をもって構成する。

3 役員会は、役員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 役員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第19条 第6条に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため幹事会を設置する。

2 幹事会の構成員及び幹事長は会長が指名する。

3 幹事会は適宜開催し、活動方針と活動計画を策定し、毎年度の活動報告について審議するとともに、基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し協議し、意見の提出を行う。

4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

5 その他運営に必要な事項は会長の承認を得て幹事長が定める。

(専門委員会)

第20条 幹事会の目的を達成するため、専門的な協議又は調査研究の必要が生じた場合は専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の設置及び構成員は会長の承認を得て幹事長が決める。

3 専門委員会協議事項は幹事会に報告を行う。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第22条 協議会の収入は、会費、寄附金及び事業収入による。

2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

(解散)

第23条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附則

1 この規約は、平成27年3月25日から施行する。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の承認を得て、別に定める。

伊勢市中心市街地活性化協議会構成員

法令根拠	所属団体	所属団体役職	備考
法第15条第1項 (商工会議所)	伊勢商工会議所	会頭	会長
		中心市街地活性化 委員会委員長	幹事
		中心市街地活性化 委員会副委員長	幹事
		中心市街地活性化 委員会	幹事
		中心市街地活性化 委員会	幹事長
		専務理事	事務局長
法第15条第1項 (まちづくり会社)	伊勢まちづくり株式会社 (伊勢市出資比率3%)	社長	副会長
法第15条第4項 (観光事業者)	公益社団法人 伊勢市観光協会	会長	副会長
		副会長	幹事
		専務理事	幹事
法第15条第4項	伊勢市商店街連合会	会長	理事

(商業者)	伊勢明倫商店街協同組合	理事長	
	伊勢銀座新道商店街振興組合	理事長	
	伊勢市駅前商店街振興組合	理事長	
	伊勢高柳商店街振興組合	代表理事	
	浦之橋商店街振興組合	代表理事	
	外宮参道発展会	会長	
法第 15 条第 4 項 (交通関係)	三重交通株式会社	取締役/不動産営業部担当役員	
	近畿日本鉄道株式会社	執行役員 鉄道本部企画統括部長	
法第 15 条第 4 項 (再開発事業者)	伊勢まちなか開発株式会社	社長	
法第 15 条第 4 項 (市)	伊勢市	副市長	理事
		観光振興課長	幹事
		商工労政課長	幹事
		都市計画課長	幹事
法第 15 条第 7 項 (県)	三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	課長	理事
		主幹	幹事
法第 15 条第 8 項 (教育・文化)	神宮司廳 総合企画室	室長	理事
		課長	幹事
法第 15 条第 8 項 (地域経済)	NPO 法人伊勢河崎まちづくり衆	理事長	
	伊勢河崎本通り活性化会議	会長	
	伊勢楽市実行委員会	実行委員長	
	外宮にぎわい会議		
	伊勢御遷宮委員会	事務局長	
	伊勢まつり実行委員会	会長	

オブザーバー

団 体 名
経済産業省 中部経済産業局 流通・サービス産業課
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

協議会の開催状況

開 催 日	概 要
平成 27 年 3 月 25 日	中心市街地活性化協議会設立総会 第 1 回中心市街地活性化協議会

	・規約(案)について ・構成員(案)について
平成 27 年 8 月 31 日	第 2 回中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化協議会の概要について ・活動報告と今後のスケジュールについて ・伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)について
平成 27 年 11 月 30 日	第 3 回中心市街地活性化協議会 ・専門委員会及びタウンマネージャーについて ・活動報告と今後のスケジュールについて ・伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)とそれに対する意見書(案)について
平成 28 年 3 月 29 日	第 4 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の認定について ・中心市街地活性化協議会運営体制について ・専門委員会の進捗状況について ・中心市街地活性化協議会の事業報告及び事業計画について
平成 28 年 10 月 5 日	第 5 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
平成 29 年 2 月 2 日	第 6 回中心市街地活性化協議会 ・提案事業について
平成 29 年 4 月 18 日	第 7 回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・平成 28 年度事業報告(案)、平成 29 年度事業計画(案)について
平成 29 年 10 月 2 日	第 8 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
平成 30 年 4 月 23 日	第 9 回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・平成 29 年度事業報告(案)・平成 30 年度事業計画(案)について
平成 30 年 10 月 11 日	第 10 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・中小機構 中心市街地商業活性化診断・サポート事業プロジェクト型の申請について ・活動報告と今後のスケジュールについて
平成 31 年 4 月 16 日	第 11 回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・平成 30 年度事業報告(案)、令和元年度事業計画・収支予算(案)について

令和元年 10 月 9 日	第 12 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
令和 2 年 6 月 14 日	第 13 回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・第 2 期基本計画ビジョン・基本方針（案）等について ・令和元年度事業報告・収支決算(案)、令和 2 年度事業計画・収支予算(案)について
令和 2 年 9 月 7 日	第 14 回中心市街地活性化協議会 ・第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について
令和 2 年 11 月 20 日	第 15 回中心市街地活性化協議会 ・第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画及び意見書について ・伊勢市中心市街地活性化協議会の活動報告について
令和 3 年 4 月 28 日	第 16 回中心市街地活性化協議会 ・最終フォローアップに関する報告について ・第 2 期「伊勢市中心市街地活性化基本計画」認定について ・令和 2 年度事業報告(案)、令和 3 年度事業計画・収支予算(案)について
令和 3 年 11 月 5 日	第 17 回中心市街地活性化協議会 ・第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画事業進捗状況について
令和 4 年 4 月 28 日	第 18 回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・令和 3 年度事業報告(案)、令和 4 年度事業計画・収支予算(案)について
令和 4 年 12 月 22 日	第 19 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
令和 5 年 4 月 28 日	第 20 回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・令和 4 年度事業報告(案)、令和 5 年度事業計画・収支予算(案)について
令和 5 年 11 月 17 日	第 21 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
令和 6 年 4 月 26 日	第 22 回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・令和 5 年度事業報告(案)、令和 6 年度事業計画・収支予算(案)について

令和 7 年 4 月 30 日	第 23 回中心市街地活性化協議会 ・ 定期フォローアップに関する報告について ・ 令和 6 年度事業報告(案)、令和 7 年度事業計画・収支予算(案)について
-----------------	--

幹事会の開催状況

	年 月 日	検討課題等
第 1 回	平成 27 年 3 月 27 日	・ 伊勢市中心市街地活性化協議会設立総会について ・ 伊勢市中心市街地活性化プラン（案）について ・ スケジュールについて
第 2 回	平成 27 年 4 月 24 日	・ コア会議のメンバーについて ・ 中心市街地活性化事業素案について
第 3 回	平成 27 年 6 月 2 日	・ 中心市街地活性化基本計画の認定制度の流れについて ・ 中心市街地活性化事業(民間)と活用する補助制度について ・ 中心市街地活性化協議会構成員について
第 4 回	平成 27 年 7 月 9 日	・ 中心市街地活性化基本計画区域について ・ 中心市街地活性化事業について ・ 伊勢市中心市街地活性化協議会新規加入団体(案)について
第 5 回	平成 27 年 8 月 6 日	・ 中心市街地活性化事業について ・ 伊勢市中心市街地活性化協議会新規加入団体(案)について
第 6 回	平成 27 年 9 月 18 日	・ 伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)について ・ 中心市街地活性化協議会での意見について ・ 内閣府現地調査について
第 7 回	平成 27 年 11 月 5 日	・ 専門委員会の設置について ・ パブリックコメントの結果について ・ 今後のスケジュールについて ・ タウンマネージャーの設置について
第 8 回	平成 27 年 12 月 17 日	・ 伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)について ・ JT 用地活用事業について ・ タウンマネージャーの募集について
第 9 回	平成 28 年 2 月 10 日	・ タウンマネージャーの公募について ・ 今後の進め方について ・ 専門委員会からの報告について
第 10 回	平成 28 年 3 月 17 日	・ 基本計画認定の報告について ・ 今後の進め方について

第 11 回	平成 28 年 5 月 12 日	・タウンマネージャーについて ・各事業進捗報告について ・今後の進め方について
第 12 回	平成 28 年 7 月 15 日	・専門委員会について ・中小機構サポート事業について ・各事業進捗報告について
第 13 回	平成 28 年 9 月 6 日	・基本計画の変更認定申請について ・各事業進捗報告について ・今後の進め方について
第 14 回	平成 28 年 11 月 18 日	・空き地・空きビル活用調査事業の調査状況について ・今後の進め方について
第 15 回	平成 29 年 1 月 25 日	・伊勢市中心市街地活性化協議会 (2/2) について ・タウンマネージャー業務評価について ・提案事業について ・今後の進め方について
第 16 回	平成 29 年 4 月 12 日	・伊勢市中心市街地活性化協議会 (4/18) について ・今後の進め方について
第 17 回	平成 29 年 7 月 18 日	・伊勢市中心市街地活性化協議会 (10 月) について ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について ・今後の進め方について
第 18 回	平成 29 年 11 月 6 日	・JR 東海へ伊勢市中心市街地活性化協議会との連携依頼文提出について ・今後の進め方について
第 19 回	平成 30 年 2 月 14 日	・定期フォローアップ報告書に関する報告について ・今後の進め方について
第 20 回	平成 30 年 4 月 13 日	・伊勢市中心市街地活性化協議会 (4/23) について ・今後の進め方について
第 21 回	平成 30 年 8 月 8 日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・中小機構 中心市街地商業活性化診断・サポート事業プロジェクト型の申請について ・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について
第 22 回	平成 30 年 11 月 28 日	・各事業進捗報告について
第 23 回	平成 31 年 4 月 11 日	・伊勢市中心市街地活性化協議会 (4/16) について ・今後の進め方について
第 24 回	令和元年 5 月 24 日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について

第 25 回	令和元年 7 月 29 日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・「繋ぐ高柳希望の風事業」 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業申請について ・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について
第 26 回	令和元年 12 月 23 日	・各事業進捗報告について
第 27 回	令和 2 年 4 月 17 日	・定期フォローアップ報告書に関する報告について
第 28 回	令和 2 年 8 月 19 日	・第 2 期中心市街地活性化事業素案について
第 29 回	令和 2 年 10 月 30 日	・第 2 期基本計画（案）について ・各事業進捗報告
第 30 回	令和 3 年 4 月 20 日	・最終フォローアップ報告書に関する報告について
第 31 回	令和 3 年 6 月 14 日	・伊勢銀座新道商店街振興組合「しんみち未来創造事業」に係る中心市街地商業活性化診断・サポート事業（セミナー型）申込について
第 32 回	令和 3 年 11 月 5 日	・各事業進捗報告
第 33 回	令和 3 年 4 月 22 日	・定期フォローアップ報告書に関する報告について
第 34 回	令和 4 年 10 月 19 日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について
第 35 回	令和 5 年 4 月 19 日	・定期フォローアップ報告書に関する報告について
第 36 回	令和 5 年 11 月 8 日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・各事業進捗報告
第 37 回	令和 6 年 4 月 19 日	・定期フォローアップ報告書ににかかる協議会意見について ・伊勢市中心市街地活性化協議会(4/25)について ・伊勢市中心市街地活性化協議会の活動予定について
第 38 回	令和 7 年 4 月 21 日	・定期フォローアップ報告書ににかかる協議会意見について ・伊勢市中心市街地活性化協議会(4/30)について ・令和 5 年度伊勢市中心市街地活性化基本計画の各

		事業費について ・第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画について
第39回	令和7年8月8日	・第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画について

(3) 伊勢市中心市街地活性化協議会の意見

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

（1）客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①過去の取組に対する評価

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[4]これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載している。

②地域の現状等に関する統計的なデータによる客観的現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載している。

③アンケート調査等から得られた地域住民ニーズに基づく客観的現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[3]地域住民のニーズ等の把握・分析の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析をしている。

（2）様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①パブリックコメントの実施

中心市街地活性化に関する市民の声を基本計画に取り入れるため、策定の間段階における市民参加の手続きとして、令和2年9月16日から令和2年10月16日まで「伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）」についてのパブリックコメントを実施した。

②各種団体との連携

伊勢市商店街連合会青年部においては、伊勢やまだ大学を組織化し、学生を市民などから公募している。活動としては、全国的に有名なまちゼミを取り入れて商店街各個店の売向上に繋げているほか、伊勢の歴史文化を学ぶ講座を開催することで、外宮前に広がる山田地域の魅力発信に繋げている。また、地元の皇学館大学だけでなく、滋賀県の立命館大学の食マネジメント学部や、同じ市民大学の東京山の上大学との交流の中で、外から見た伊勢市の情報を吸収し、学生達が様々なサークル活動の中で意見交換することにより、将来のリーダー醸成も進めている。これらの活動を通じて、商店街の垣根を越えた交流が生まれ、店同士が繋がり、団結力を深めることで商店街の魅力を向上させている。

今後、第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画を進めるにあたり、商店街だけでなく、市民団体、地域自治組織、民間事業者、商工会議所、大学等、様々な主体を巻き込み、連携・調整を図りながら、一体となり各種事業を円滑に推進していく。

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 第3次伊勢市総合計画について[平成30年度～平成33年度]

総合計画では、「まちづくりの主役である市民が、伊勢のまちの誇りと愛着を持ち、夢や希望を抱いていきいきと輝き暮らし続けられるまちをつくる必要がある」としている。「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」と誰をも魅了する、憧れのまちであり続けるために、次の3つのまちづくりの基本理念を掲げている。

- ① 私たちが担うまち～伊勢人の心意気～
- ② 人と人のつながりで活力と安心を感じられるまち～おかげさまの心～
- ③ 地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～

中心市街地においては、官民連携の下、伊勢市駅前の拠点整備や第1期伊勢市中心市街地活性化基本計画事業の推進、伊勢市駅前～外宮周辺の景観向上等により、にぎわいの創出と活性化を図るための取組みを進めることを方針としている。

(2) 伊勢市都市マスタープランについて

伊勢市都市マスタープラン全体構想では、都市づくりのあり方として、主として基幹的な公共交通沿線で、なおかつ現時点で都市機能が集積している箇所を集約拠点とし、商業・業務・行政・生活サービスといった多様な都市機能を集約させ、拠点間を公共交通でアクセスできる多極点ネットワーク型の集約型都市構造の実現を目指すとしている。

将来都市構造における拠点の形成では、伊勢市の玄関口であり公共交通の拠点である伊勢市駅及び宇治山田駅周辺を、高密度な商業・業務、文化、観光サービスなどの都市活動の核として位置づけ、また、その周辺一帯を山田都市交流拠点とし、新たな活力を生み出す伊勢市全体の都市活動の中心拠点として位置づけている。

図 伊勢市都市マスタープランにおける将来都市構造図

The figure is a map illustrating the future urban structure of Ise City according to its Master Plan. The title is "Ise City's Future Urban Structure (Center of Ise City)". The map shows the city's layout with various nodes and corridors. Key features include:

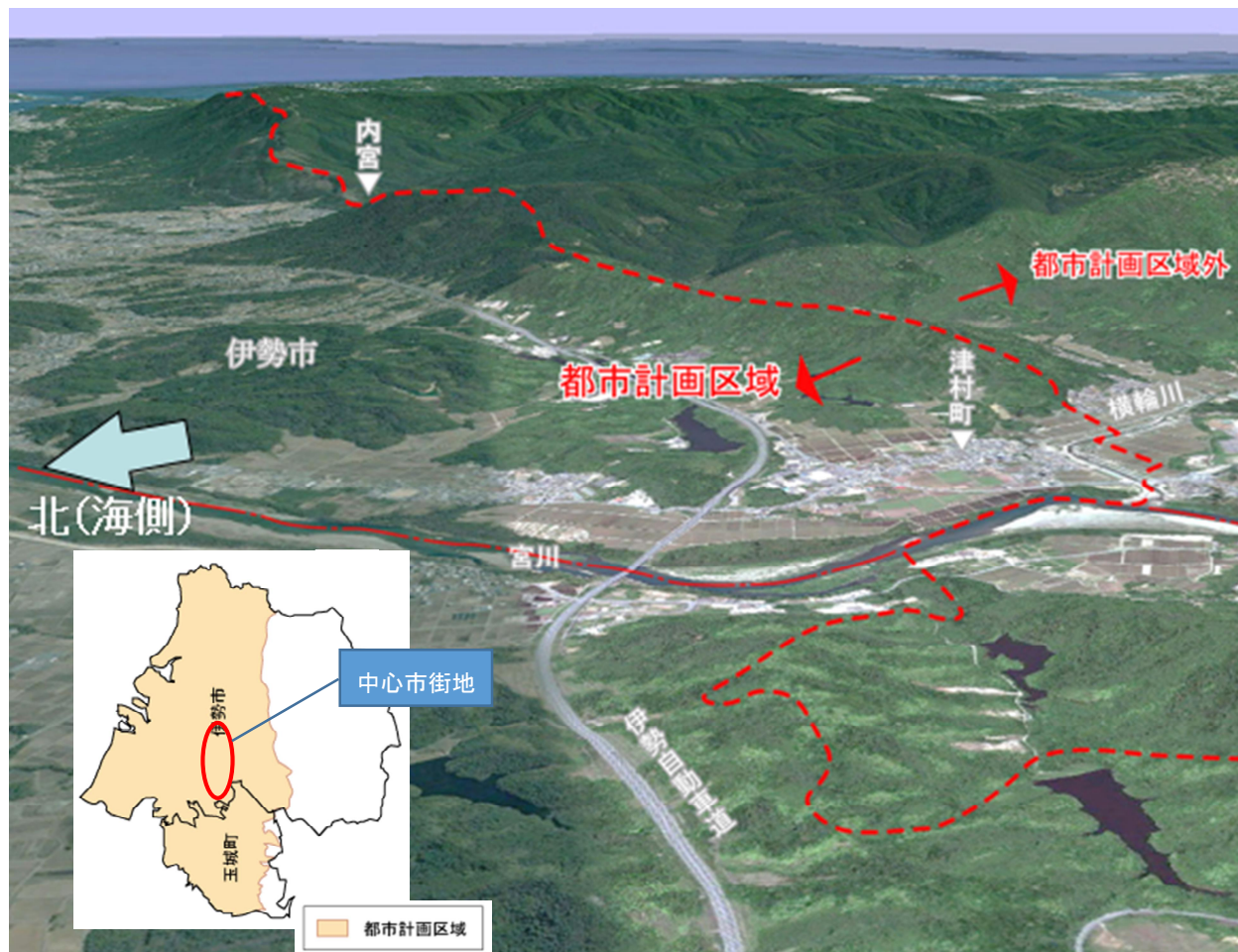
- Nodes (拠点を形成):**
 - Urban Exchange Node (都市交流拠点):** Represented by a pink circle, located at Ise Station.
 - Mountain Area Exchange Node (山地交流拠点):** Represented by a red circle, located near Utsunoyama Station.
 - Cultural Exchange Node (歴史文化交流拠点):** Represented by a green circle, located near the Koto River.
 - Municipal Exchange Node (市長交流拠点):** Represented by a blue circle, located near the Koto River.
 - Public Elementary School Node (公立小中学校):** Represented by a yellow circle, located near the Koto River.
- Corridors (軸):**
 - Koto River Corridor (河川・海浜緑地軸):** A green line along the coast.
 - Koto River Cultural Corridor (河川・歴史文化交流軸):** A brown line along the river.
 - Inner City Corridor (内回り軸):** A red line connecting the central area to the mountain area.
 - Outer Ring Corridor (外回り軸):** A blue line connecting the outer areas.
- Other Features:**
 - Green Front (グリーンフロント):** Areas designated for development near the station.
 - Public Facilities (公共施設):** Indicated by small icons.
 - Road Network (道路網):** Shown with different line styles for expressways, national roads, etc.

A legend on the right side explains the symbols used for nodes, corridors, and other urban elements. A scale bar at the bottom left indicates distances up to 1km.

(3) 都市計画区域について

伊勢都市計画区域は、伊勢市と三重県が調整を行ったうえで三重県が指定しており、市の北半分及び隣接する玉城町の一部で構成されている。都市計画区域内においては、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域等を指定し、住環境の悪化や無秩序な市街化を抑制するとともに計画的な市街化を図っている。また、中心市街地活性化に寄与するプロジェクトなど、市の活性化に寄与する計画に対しては、都市マスタープランや土地利用方針との整合を確認しながら、必要に応じて用途地域の変更や特別用途地区その他の都市計画制度を活用している。

本市の南半分は都市計画区域外となっているが、大部分が山林であり、伊勢志摩国立公園に指定されている。また、伊勢自動車道のインターチェンジもなく、大規模な開発が行われ、急激な都市化が生じるおそれは低いことから、現時点においては都市的土地利用のコントロールを図る必要性は低い。今後、この区域において、幹線道路沿道の宅地開発やサービス施設の立地等、住環境を阻害するような用途の混在が想定される場合、必要な調査を実施して状況を把握した上で、準都市計画区域の指定または都市計画区域



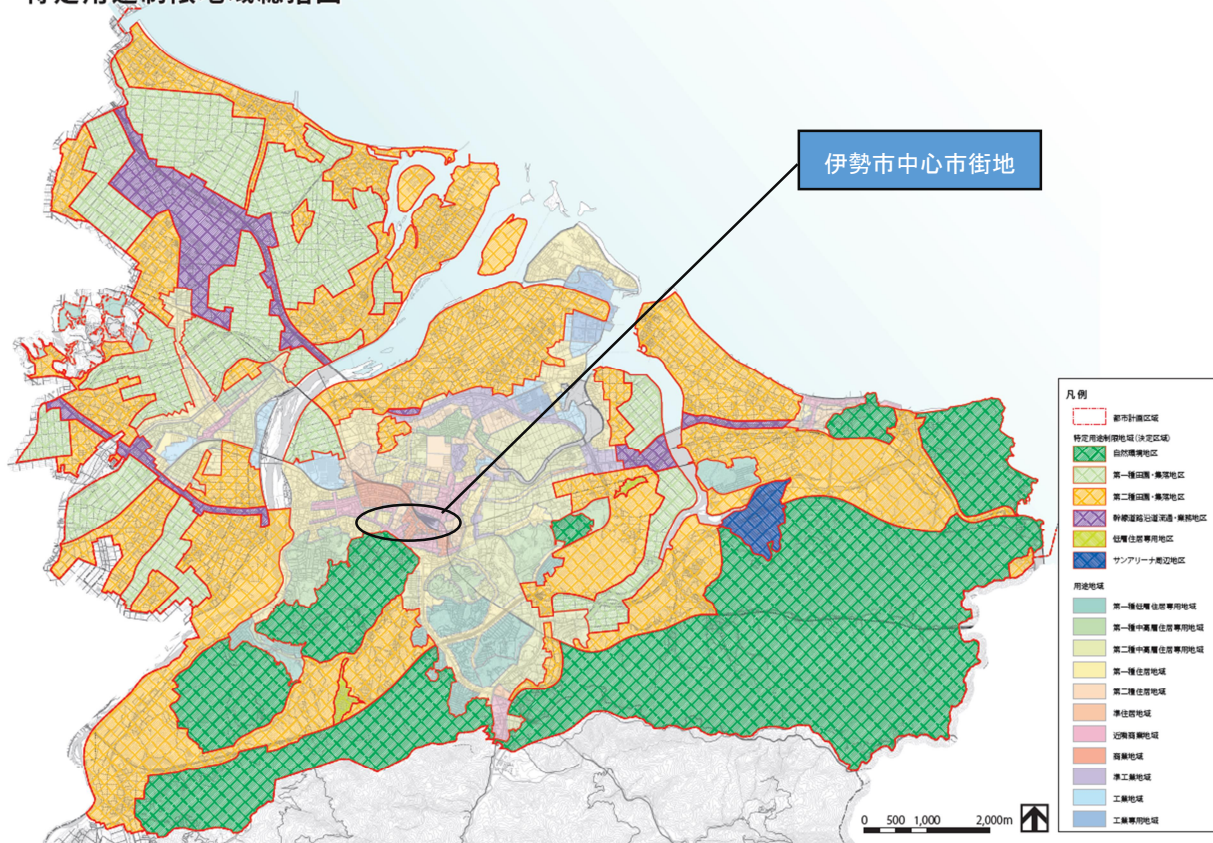
伊勢市の都市計画区域の境界を鳥瞰した写真（左が北）

〔2〕都市計画手法の活用

(1) 特定用途制限地域について

特定用途制限地域は、都市計画区域の中の用途地域が定められていない区域において、その良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物や工作物の用途に対する制限を定めるものである。本市では、平成24年4月10日に、都市計画区域内の用途地域が指定されていない区域全域を対象として、6種類の地区と、地区の特性に応じた制限内容を次のとおり定め、都市機能の無秩序な拡散の抑制を図ってきた。

特定用途制限地域総括図



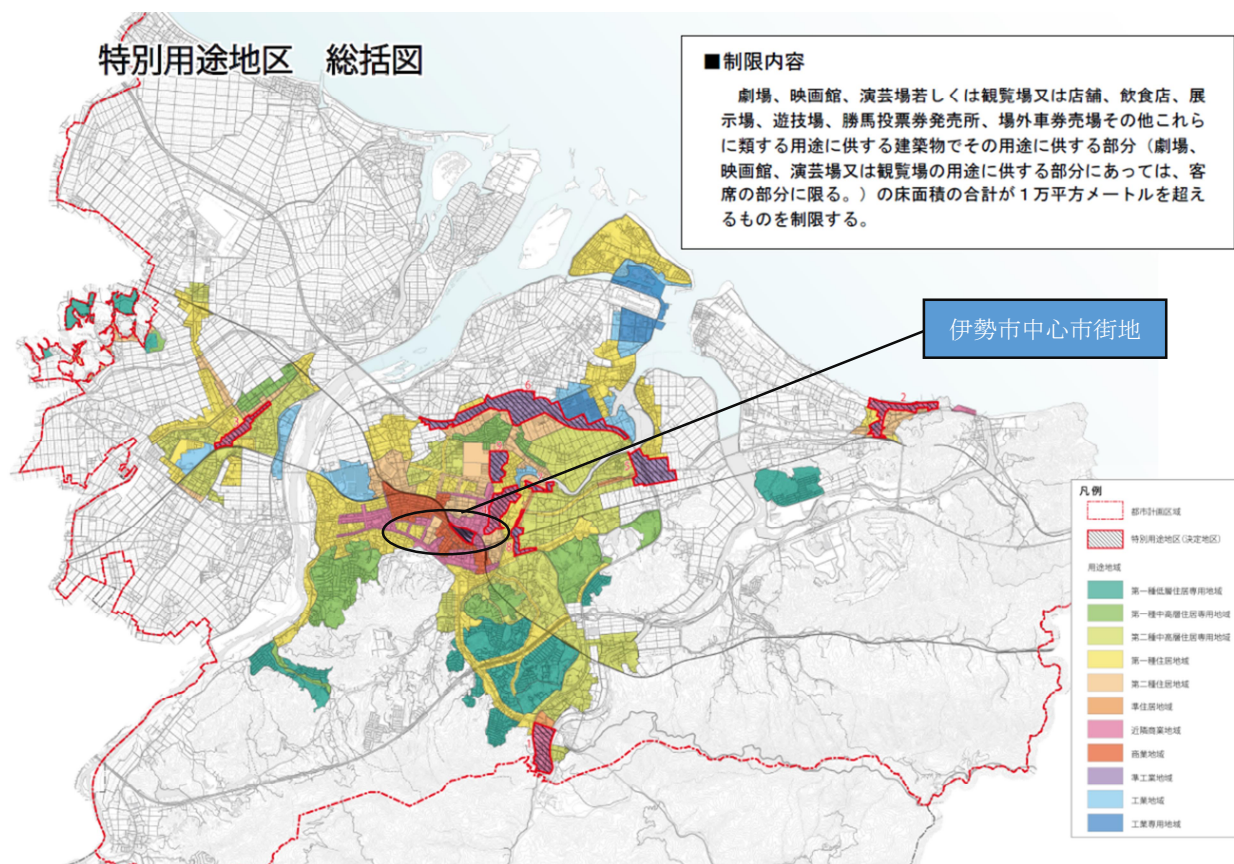
種 類	制限の概要
自然環境地区	・店舗等の床面積の合計が150㎡を超えるものまたは3階以上の部分にその用途に供するもの ・事務所の床面積の合計が150㎡を超えるものまたは3階以上の部分にその用途に供するもの ・スポーツ施設・カラオケボックス、パチンコ屋、劇場、キャバレー・ナイトクラブ等の遊技施設・風俗施設 ・自動車教習所 ・倉庫業を営む倉庫 ・工場（ただし、作業場の面積が50㎡以下のパン屋等は除く） ・工作物等
第一種田園・集落地区	・店舗等の床面積の合計が150㎡を超えるものまたは3階以上の部分にその用途に供するもの

	・事務所の床面積の合計が150㎡を超えるものまたは3階以上の部分にその用途に供するもの ・ホテル・旅館 ・スポーツ施設・カラオケボックス、パチンコ屋、劇場、キャバレー・ナイトクラブ等の遊技施設・風俗施設 ・自動車教習所 ・倉庫業を営む倉庫 ・工場（ただし、作業場の面積が50㎡以下のパン屋等は除く） ・工作物等
第二種田園・ 集落地区	・店舗等の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの ・ホテル・旅館 ・スポーツ施設で、床面積の合計が3,000㎡を超えるもの ・カラオケボックス、パチンコ屋、劇場、キャバレー・ナイトクラブ等の遊技施設・風俗施設 ・自動車教習所で、床面積の合計が3,000㎡を超えるもの ・倉庫業を営む倉庫 ・工作物等
幹線道路沿道 流通・業務地区	・店舗等の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの ・客席が200㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・キャバレー・ナイトクラブ等 ・工作物等
低層住居専用地 区	・第一種低層住居専用地域に建築することができる住宅、学校等、神社等、老人ホーム、診療所等以外の建築物 ・工作物等
サンアリーナ周 辺地区	・住宅等、店舗等 ・カラオケボックス、麻雀屋、パチンコ屋、キャバレー・ナイトクラブ等の遊技施設・風俗施設 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等 ・神社、病院、老人ホーム等

(2) 準工業地域への特別用途地区の指定について

郊外における無秩序な市街化を抑え、中心市街地へ都市機能を集約させるため、平成24年4月10日に、市内の近隣商業地域の一部及び準工業地域のほぼ全域において特別用途地区の都市計画決定を行い、市全体に及ぼす影響の大きい大規模集客施設の立地を制限している。

また、JR伊勢市駅及び伊勢車両区ならびに近鉄伊勢市駅が立地する準工業地域においては、特別用途地区の指定及び用途地域の変更をし、平成27年11月30日に告示を行った。



〔３〕 都市機能の集積のための事業等	
---------------------------	--

4～8 に記載した事業のうち、都市機能の集積に資すると考えられる事業は次のとおりである。

（１）市街地の整備改善に関する事業

- ・ まちなかウォークアブル推進事業

（２）都市福利施設の整備に関する事業

- ・ 文化資源保存活用事業

（３）まちなか居住の推進に関する事業

- ・ 木造住宅耐震補強等事業
- ・ 空家対策事業
- ・ 空家総合事業

（４）経済活力の向上に関する事業

- ・ 商店街等振興対策事業
- ・ 商店街空き店舗対策支援事業

〔４〕 その他の事項	
-------------------	--

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

〔1〕 都市計画等との調和
(1) 伊勢市総合計画及び伊勢市都市マスタープランとの調和 本内容については、「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」の「〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方」及び「〔2〕 都市計画手法の活用」に記載している。
(2) 伊勢市景観計画との調和 良好な景観形成を図るため、平成 20 年 3 月に景観法に基づく景観行政団体となり、その翌年には本市固有の豊かな自然風土や個性あふれる歴史文化に育まれた景観を後世に引き継いでいくため、景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めた伊勢市景観計画を策定している。このことは、総合計画においても記載されており、基本計画とも調和している。
〔2〕 その他の事項
(1) 第 2 期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年度～令和 7 年度）との調和 本市では、神宮御鎮座のまちとしての豊かな地域資源を活用し、観光との調和のとれた魅力ある暮らしやすい生活圏の構築に向け、実効性のある地方創生を目指している。基本目標は政策分野ごとに、次の 4 つを設定している。 ① 安定した雇用を創出する ② 伊勢への新しいひとの流れをつくる ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④ 暮らしやすい生活圏をつくる 「暮らしやすい生活圏をつくる」の、基本的方向及び具体的施策の中で、コンパクトなまちづくりとして中心市街地の活性化が謳われている。その中には、商工、観光、交通、まちなか居住等の観点から中心市街地活性化を目的とした伊勢市中心市街地活性化基本計画に基づき、にぎわいの創出や暮らしやすさの向上などに繋がる事業を官民連携で実施し、中心市街地商店街の活性化については、関係機関と連携して商店街が取り組む空き店舗対策やにぎわい創出づくりを支援するとあり、整合がとれた方針となっている。

【参考資料】

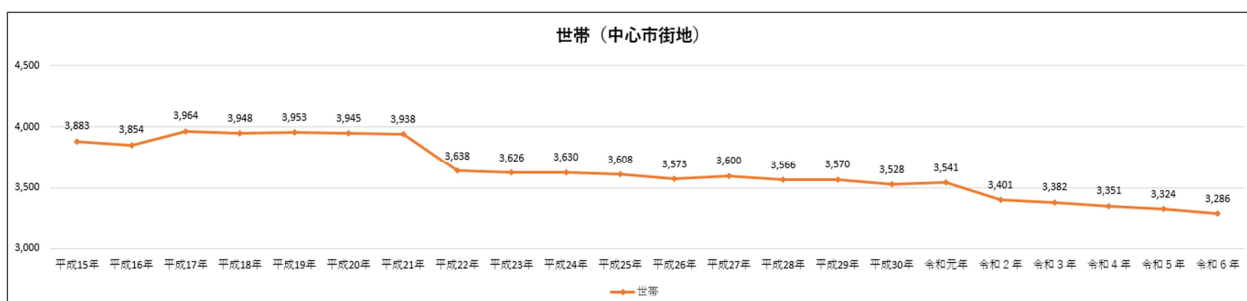
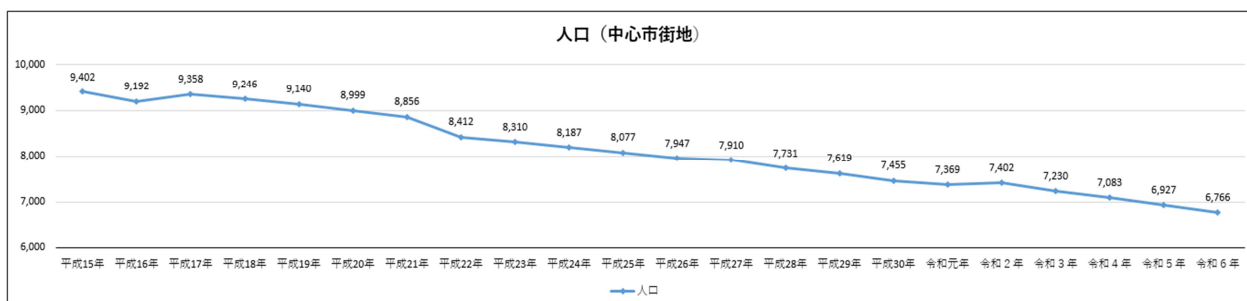
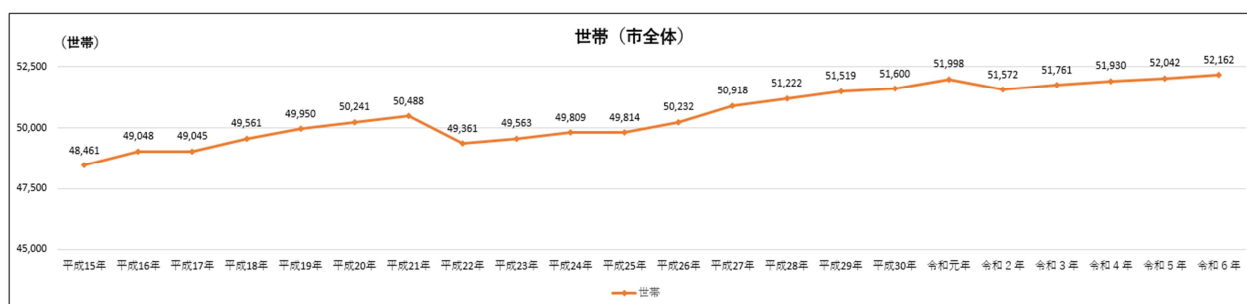
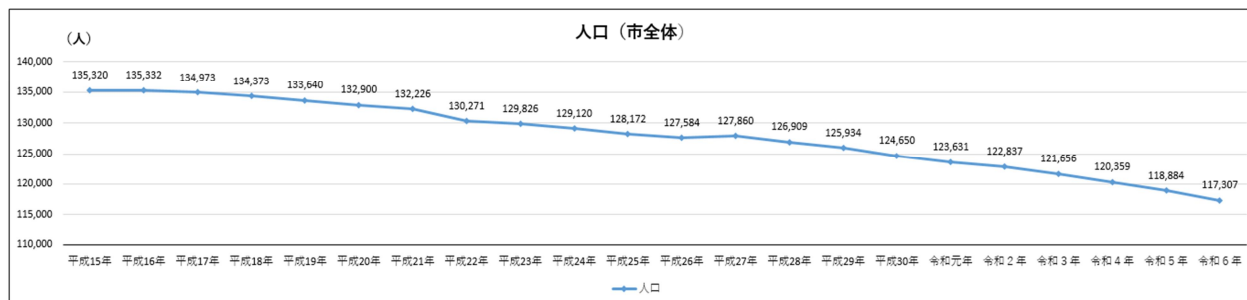
[1] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 中心市街地における都市機能・人口状況

①人口動態等

◇人口と世帯数の推移

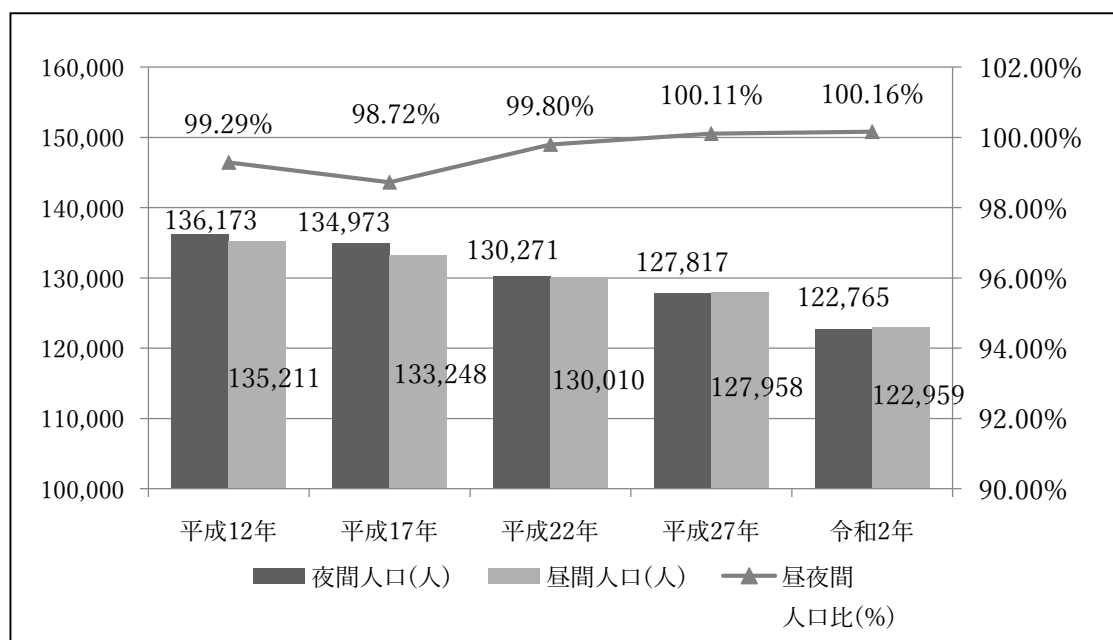
伊勢市全体人口は、徐々に減少しているが、世帯数は増加傾向となっている。
中心市街地では、人口は同様に減少しているが、世帯数は横ばい傾向である。



資料：伊勢市情報調査室(各年10月1日現在)
平成17年以前は合併前の旧市町村の合計

◇昼夜間人口の推移

本市の昼夜間人口は、就業地及び住宅地としての均衡が概ね保たれているが、平成27年及び令和2年では、比率が100%を超えており、就業地としての機能を持ち始めている。

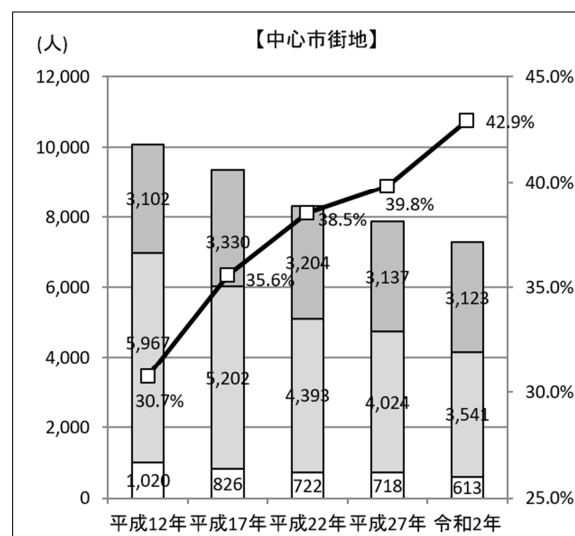
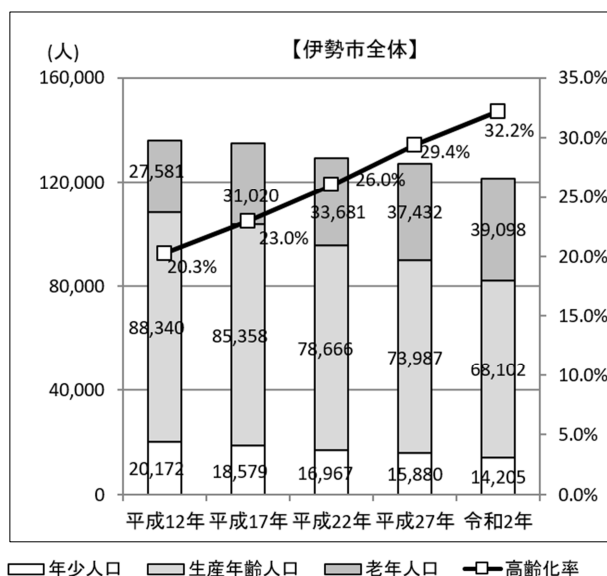


資料：国勢調査（各調査年）
平成17年以前は合併前の旧市町村の合計

◇年齢別人口の推移

本市の年齢別人口は、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているが、高齢人口（65歳以上）は増加し続けている。

令和2年度の国勢調査結果では、高齢者人口の割合は、市の全体人口に対し、32.2%と高い数値であり、特に中心市街地では生産年齢人口の減少が著しいことから、高齢化のスピードが速く42.9%となっている。



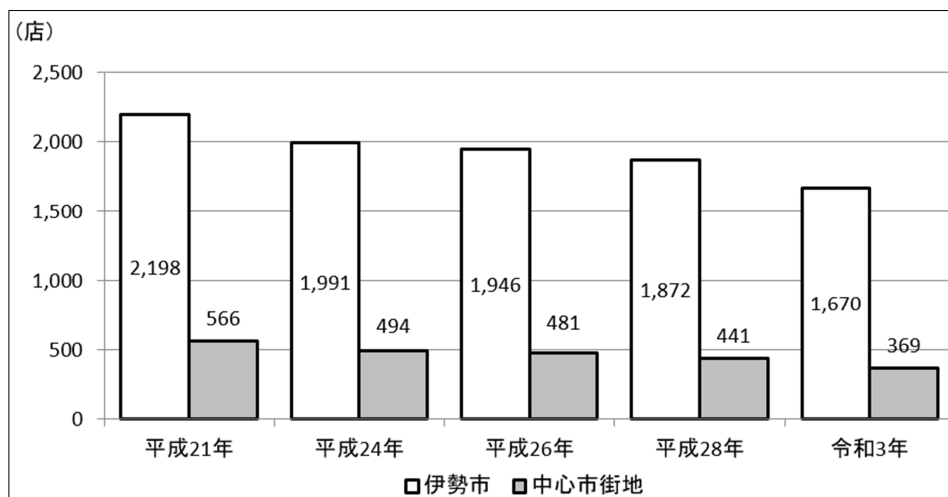
資料：国勢調査（各調査年）
平成17年以前は合併前の旧市町村の合計

(2) 経済活力関係

□ 商業に関する状況

① 小売店舗数の状況

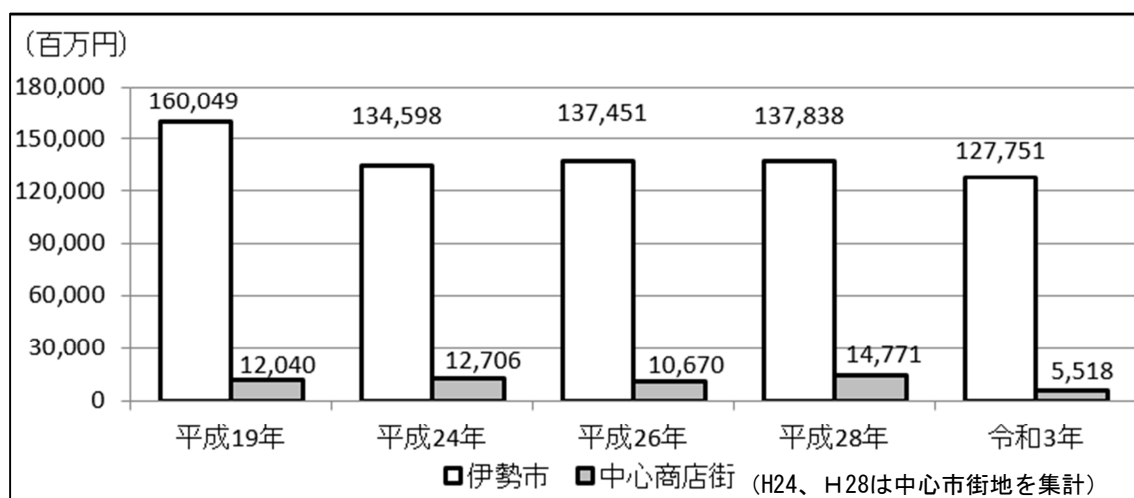
本市の小売業の商店数は、平成21年の2,198店舗から、令和3年には1,670店舗と減少が続いている。この傾向は中心市街地の事業所数も同様で、平成21年の566店舗から、令和3年には369店舗と減少が続き、減少の割合は本市全体よりやや高くなっている。要因として、中心市街地内の人口減少・高齢化が進んでいることにより、店舗来訪者の減少による店舗経営の悪化、また店舗後継者不足に伴う閉店などによるものと推測される。



資料：商業統計調査（H21、H26）
経済センサス（H24、H28、R3）

② 小売販売額の推移

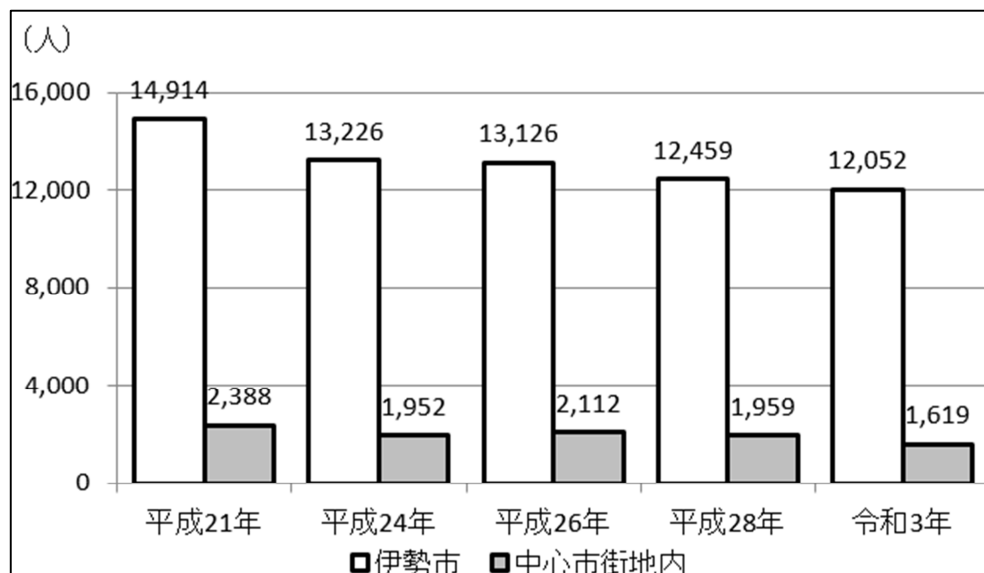
本市の小売業の小売販売額は、平成19年から令和3年にかけて、増減を繰り返しているものの、減少傾向にある。中心市街地における小売販売額は、平成28年に増加したが、令和3年に大幅に減少している。令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、観光客を中心に購買需要が減少したことが、ひとつの要因だと考えられる。



資料：商業統計調査（H19、H26）
経済センサス（H24、H28、R3）

③小売従業者数の状況

本市の小売業の従業者数は、平成21年の14,914人から、令和3年には12,052人と減少が続いている。中心市街地においては、平成26年に一時増加したが、令和3年にかけて現状が続いている。平成25年の式年遷宮を契機とした伊勢市駅周辺の観光客による大きな賑わいが創出されたが、賑わいが維持できず、令和3年まで減少が続いたものと考えられる。

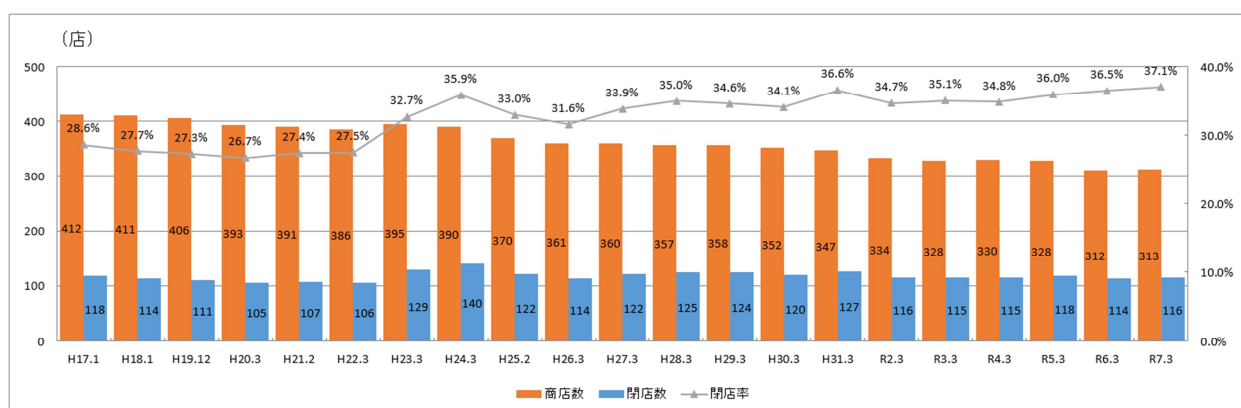


資料：経済センサス（各年）
※卸売業と小売業の合計

④商店街の状況

商店街（伊勢市駅前、伊勢銀座新道、伊勢高柳、浦之橋、明倫）の店舗数は、平成17年の412店舗から減少しており、平成23年に増加するものの微減傾向を示し、令和7年には313店舗となっている。閉店数は平成24年の140店舗が最大値であり、その後、115店舗前後で増減を繰り返している。

◇商店街の店舗数及び閉店数の推移



資料：伊勢市商工労政課（各年）

⑤大規模小売店舗の状況

本市内には、令和6年時点で、36店舗の大規模小売店舗が立地しているが、中心市街地内には、2店舗のみしか立地していない。

しかし、中心市街地区域に隣接しているミタス伊勢は、都市基盤も整備されていることから、市内全域からもアクセスしやすく日常的な求心力に繋がっている。ミタス伊勢が立地したことにより、大型小売店舗の郊外化で魅力が低下していた伊勢市駅北口エリアの魅力・利便性が向上し、中心市街地への居住人口を誘導する一因となっており、住居系の新築に繋がっていると考える。

◇中心市街地の大規模小売店舗の状況

番号	名称	設置年月日	店舗面積 (㎡)	備考
①	宇治山田ショッピングセンター	S50.12.10	1,077	
②	ぎゅーとら新浦の橋店	R6.5.28	1,604	
参考	ミタス伊勢	H20.3.7	17,995	中心市街地活性化区域に隣接

資料：伊勢市商工労政課（令和6年）

図 伊勢市内の大規模小売店舗分布図



◇大規模小売店舗の状況

10	伊勢ショッピングセンター	伊勢市楠部町乙160番地の2		20,017	H9.4.19
11	ザ・ビッグ エクスプレス小俣店	伊勢市小俣町宮前296-1		1,277	H1.7.21
12	ザ・ビッグエクスプレス神田久志本店	伊勢市楠部町156-2 外5筆		3,022	H18.10.24
13	MEGAドン・キホーテ上地店	伊勢市上地町川西3118-1 外62筆		6,959	H12.6.30
14	ミタス伊勢	伊勢市船江1丁目471番地1		17,995	H20.3.7
15	コメリホームセンター伊勢店	伊勢市御薊町王中島758		5,000	S55.10.29
16	ニトリ伊勢店	伊勢市御薊町長屋字清水3074 他		5,143	H23.7.3
17	エディオン伊勢店	伊勢市上地町2680-1 外1筆		1,900	H10.6.5
18	ヤマダ電機テックランド伊勢店	伊勢市御薊町新開字城垣外613番地 外29筆		3,528	H19.6.14
19	ケーズデンキ伊勢御薊店	伊勢市御薊町長屋字清水3103番1 外16筆		3,317	H19.12.1
20	T S U T A Y A伊勢上地店	伊勢市上地町字水飲788-1外6筆		1,718	H24.7.22
21	しまむら御薊店	御薊村大字新開字沖田842 外3筆		1,268	H16.5.6
22	伊勢市御薊町複合商業施設	伊勢市御薊町長屋字吉祥2960外24筆		2,616	H23.3.1
23	宇治山田ショッピングセンター	伊勢市岩渕2-2-18	○	1,077	S50.12.10
24	二見ブラザ	二見町江580		2,554	H1.12.16
25	BOOKOFF、ダイソー、SEGAほか	伊勢市中須858		1,472	S53.6.30
26	ドン・キホーテ伊勢店	伊勢市中須町627-3		2,401	H28.3.3
27	トライアル伊勢店	伊勢市小俣町本町341番地		4,318	H31.2.16
28	クスリのアオキ黒瀬店	伊勢市黒瀬町字間黒648番地		1,266	R3.6.16
29	クスリのアオキ馬瀬店	伊勢市馬瀬町19		1,323	R4.1.29
30	ドラックコスモス伊勢小木店	伊勢市小木町字出淵674-1		1,548	R4.2.24
31	ドラックコスモス御薊店	伊勢市御薊町高向字井ノ口1860		1,525	R4.4.13
32	ドラックコスモス上地店	伊勢市上地町4331		1,205	R5.4.18
33	伊勢忍者キングダム	伊勢市二見町三津1201-1		1,869	R6.2.6
34	クスリのアオキ小俣店	伊勢市小俣町明野1882-1		1,206	R6.4.11
35	ぎゅーとら新浦の橋店	伊勢市常磐二丁目1551	○	1,356	R6.5.28

※店舗名は現状の名称を記載しています。また、名称、所在地は届出時のものとしているため、実際とは異なる場合があります。

※店舗面積については、小売を行っている店舗の面積です。

資料：伊勢市商工労政課（令和6年）

□観光に関する状況

①イベント別入込客数

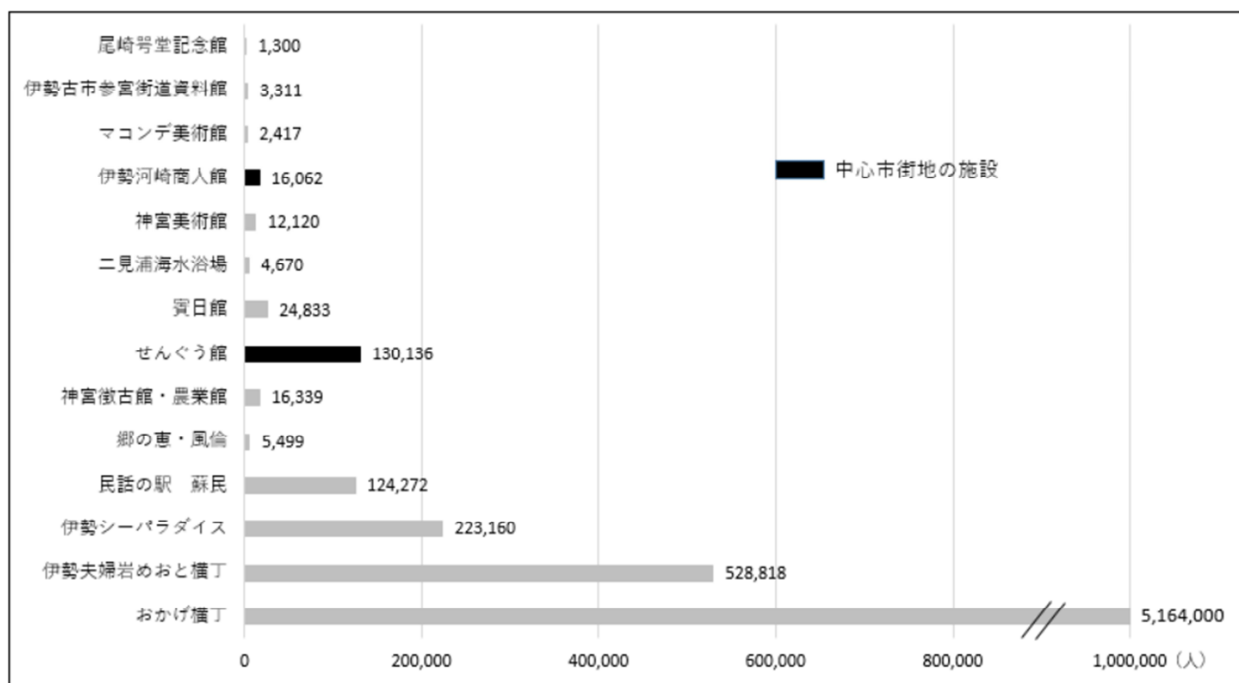
令和6年のイベント別年間入込客数は、伊勢神宮奉納全国花火大会が最も多く、約19万人が訪れており、公共交通機関を利用する観光客や、中心市街地内の宿泊施設に宿泊する多数の観光客が、花火大会の開催時間前後は回遊しにぎわいを創出している。次に、中心市街地内で行われている伊勢まつりが約18万人となっており、多くの来訪者が中心市街地を訪れるイベントとなっている。



資料：伊勢市観光統計（令和6年）

②施設別入込客数の状況

本市の施設別年間入込客数は、おかげ横丁が最も多く、約516万人となった。中心市街地にある伊勢河崎商人館は1万6千人、せんぐう館は、約13万人であった。まだまだ、おかげ横丁を訪れている観光客を中心市街地内の施設へ誘導しきれていないのが現状である。



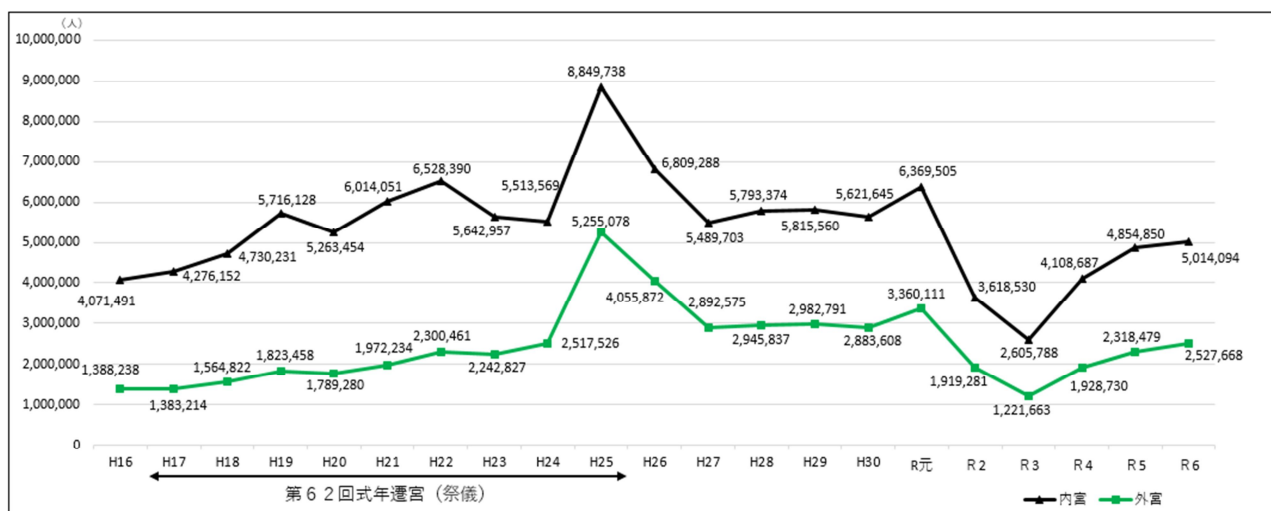
資料：伊勢市観光統計（令和6年）

③伊勢神宮参拝者数の推移

伊勢神宮（内宮・外宮）の参拝者数は、第 62 回神宮式年遷宮の祭儀がはじまる平成 17 年以降徐々に増加傾向となり、遷宮の儀が執り行われた平成 25 年は、両宮で過去最大となる参拝者数となった。その後減少するが、伊勢志摩サミットや令和への改元などにより年間約 900 万人となった。

次回の第 63 回神宮式年遷宮は、令和 15 年に予定しており、令和 7 年から様々な遷宮行事が執り行われることから、徐々に観光客は増加していくと想定される。

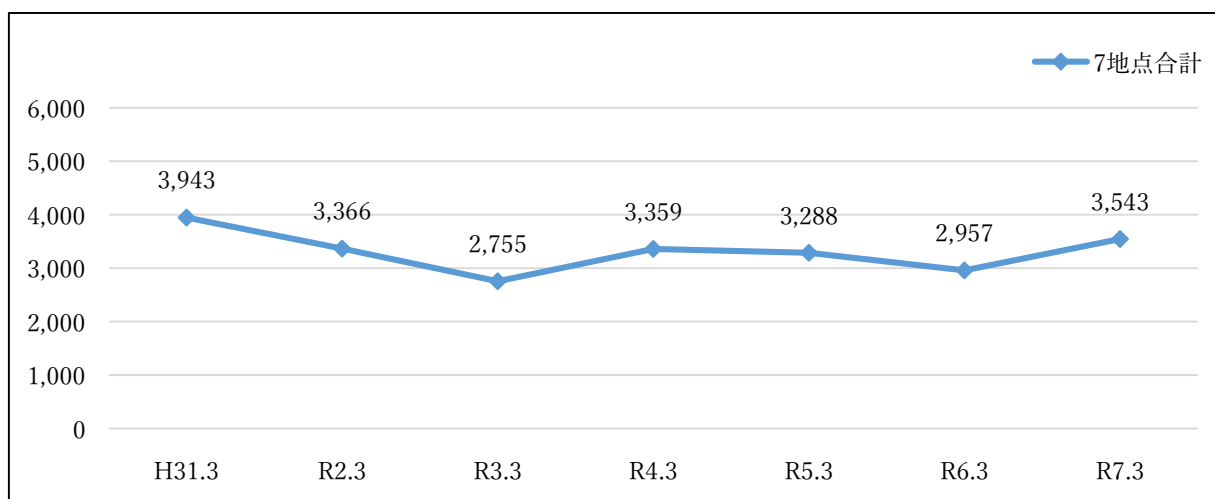
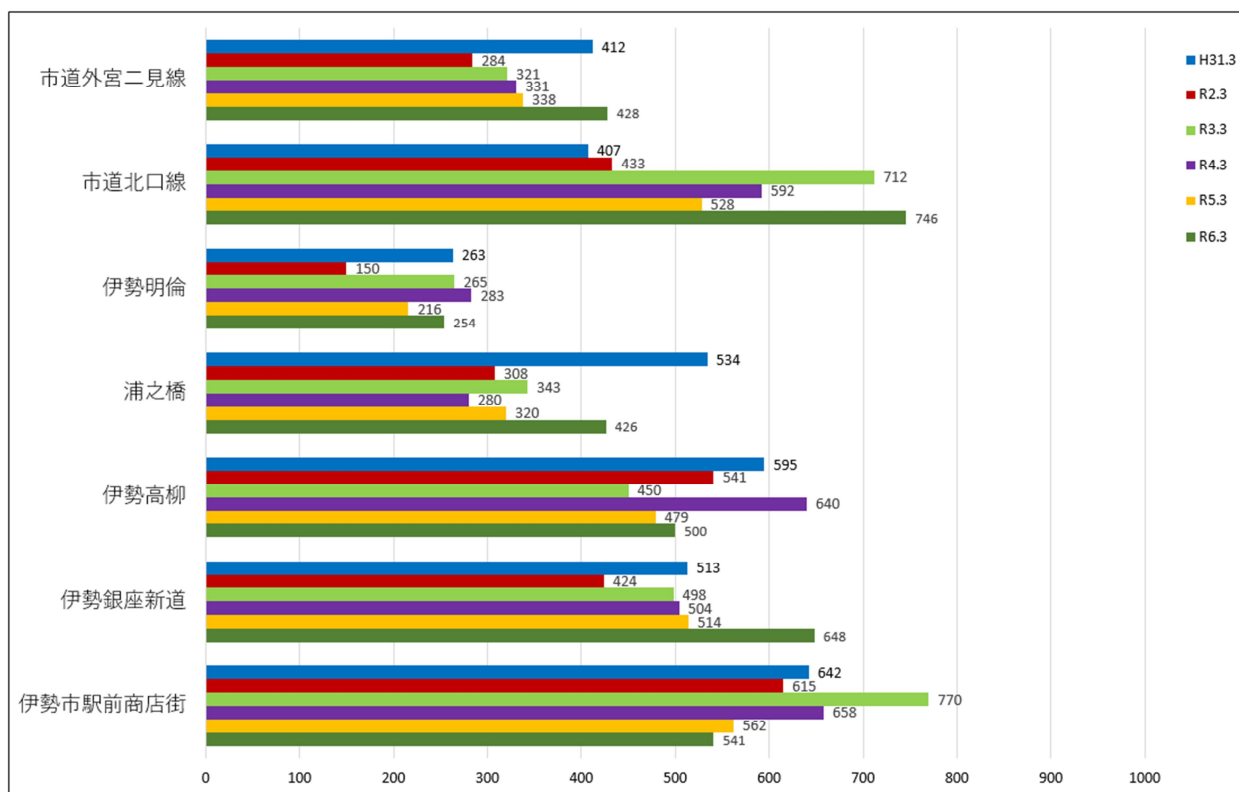
伊勢市は、世界に誇れる歴史・文化などの資源を数多く有し、そこで暮らす市民の営みもあわせて、伊勢ならではの魅力として今も多くの人達をひきつけているが、伊勢市観光客実態調査の観光客総合満足度の項目では、毎回「移動・交通」の満足度が低く、特に今回は前年と比べると下げ幅が大きく、不満の理由として「駐車場が遠い/混んでいる/少ない」、「バスの本数が少ない/混んでいる」、「交通の便が悪い」などが課題となっている。



資料：伊勢市観光統計（各年）

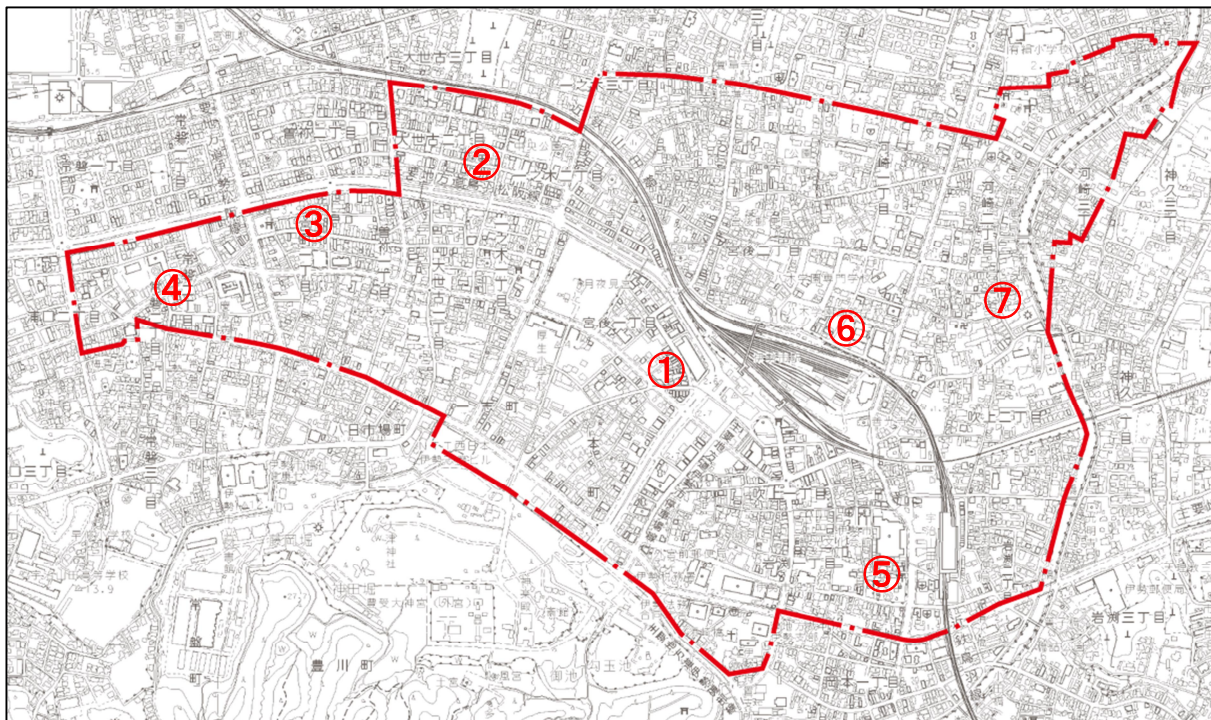
(3) 歩行者通行量に関する状況

中心市街地における歩行者通行について、毎年３月に調査を実施している。各調査地点で、維持または減少傾向であったが、令和６年度は、伊勢市駅前商店街を除く６地点において令和５年度と比較し、増加傾向であった。



資料：伊勢市商工労政課（各年）

図 歩行者通行量の調査地点



① 伊勢市駅前商店街 中央	⑤ 明倫商店街 西
② 伊勢銀座新道商店街 中央	⑥ 市道北口線
③ 伊勢高柳商店街 中央	⑦ 市道外宮二見線
④ 浦之橋商店街 西	

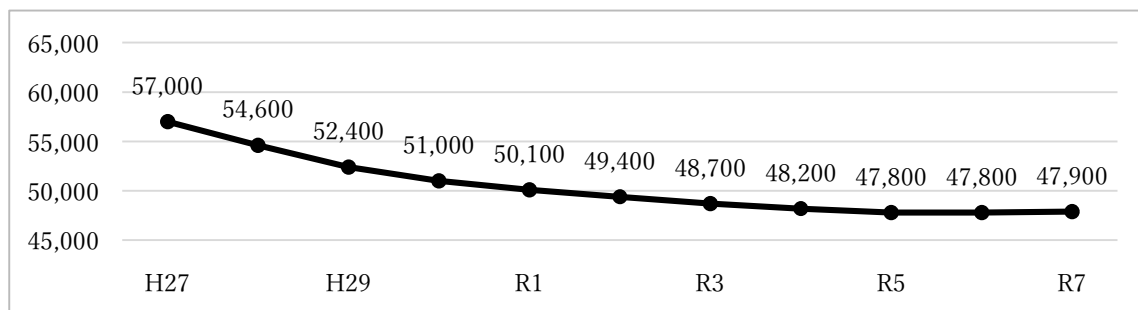
(4) 地価の状況

①地価公示価格の推移

外宮参道（本町 426 番 2）の地価公示は、土地利用の動向として観光面での需要が高く、上昇傾向にあるが、他の中心市街地では、下降傾向にある。

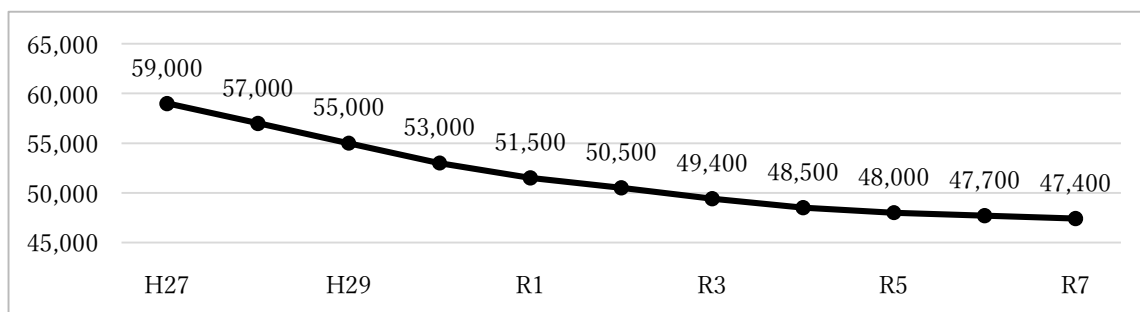
伊勢市常盤 1 丁目 1 1 6 0 番

(円/㎡)



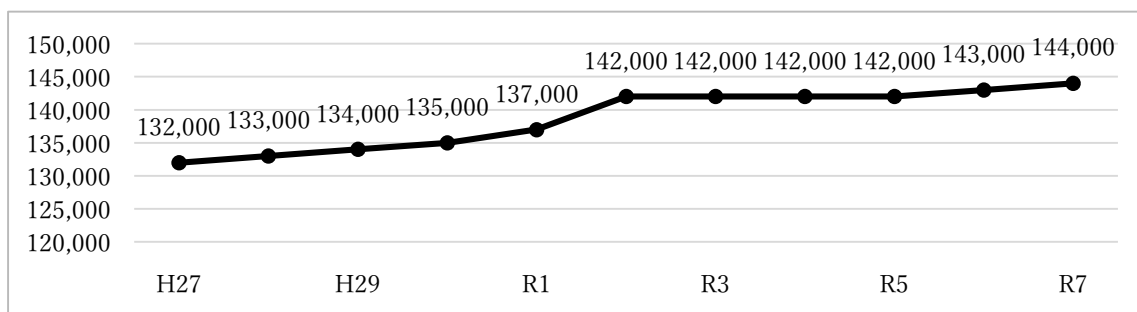
伊勢市一之木 2 丁目 2 2 8 0 番地

(円/㎡)



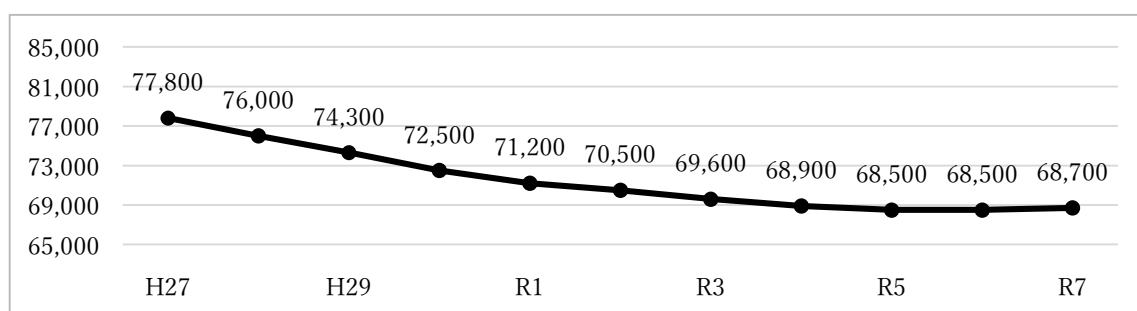
伊勢市本町 4 2 6 番 2

(円/㎡)



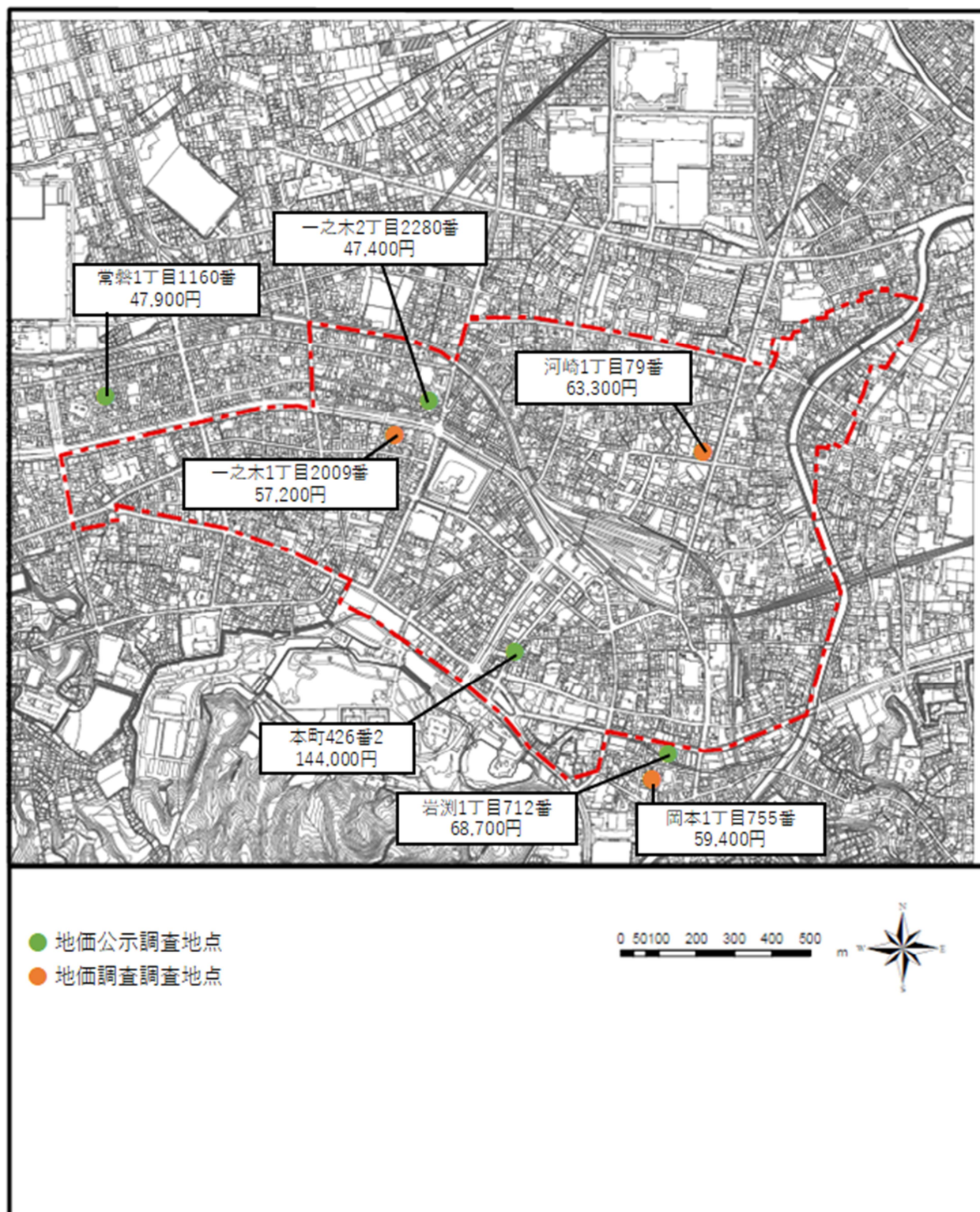
伊勢市岩渕 1 丁目 7 1 2 番

(円/㎡)



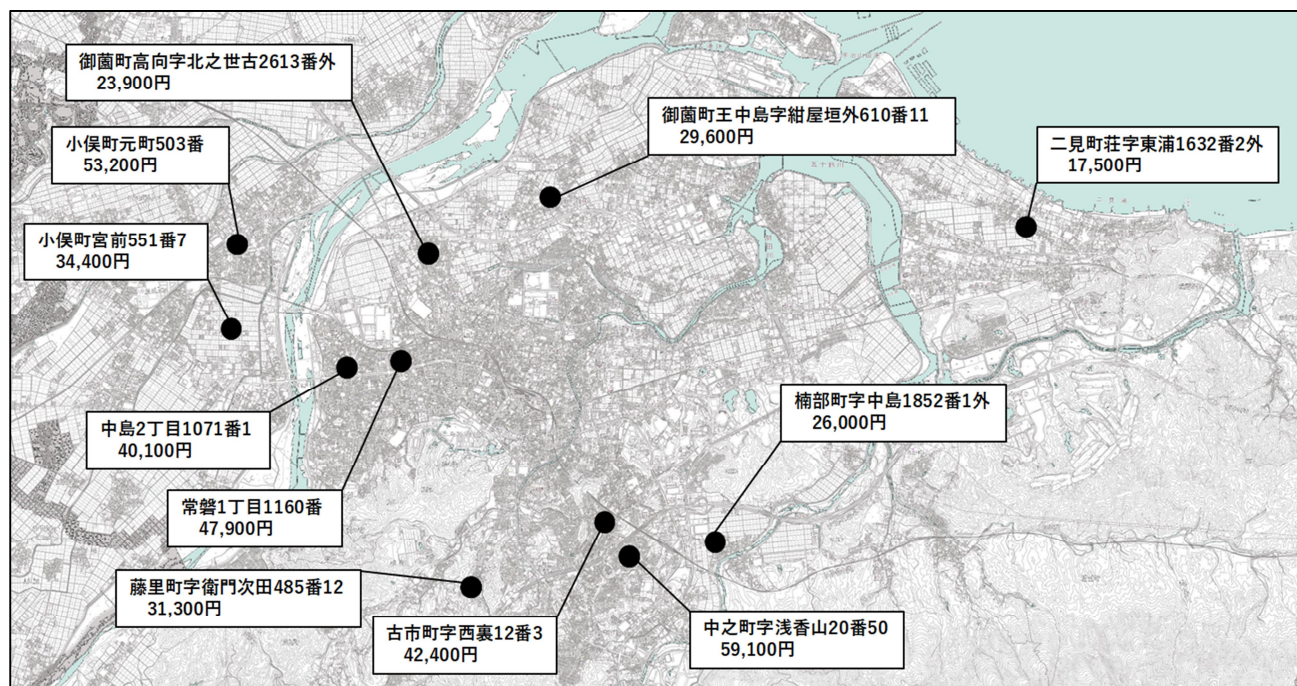
資料：地価公示価格（各年）

図一 地価の状況図



資料：地価公示（令和7年）、地価調査（令和6年）

図一伊勢市における地価の状況図



資料：地価公示（令和7年）

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) オンライン市民アンケート（令和6年度）

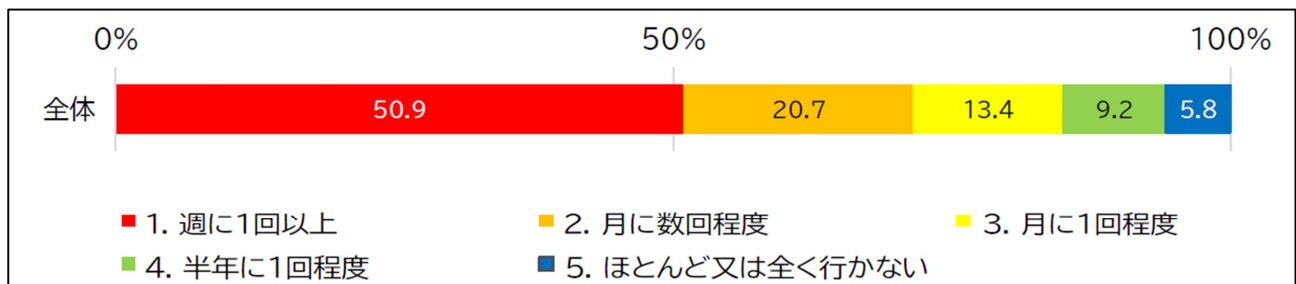
□調査目的

市民の皆様の意識や日常生活における活動等を把握し、今後の市政に反映させていくための基礎資料とすること。あわせて、市民の皆様にも業務や学習等に幅広くご活用いただくこととしているが、その中で、伊勢市中心市街地活性化基本計画に基づく取り組みについて、市民意識の変化や市民ニーズ、また中心市街地への定性的評価の把握を目的とする。

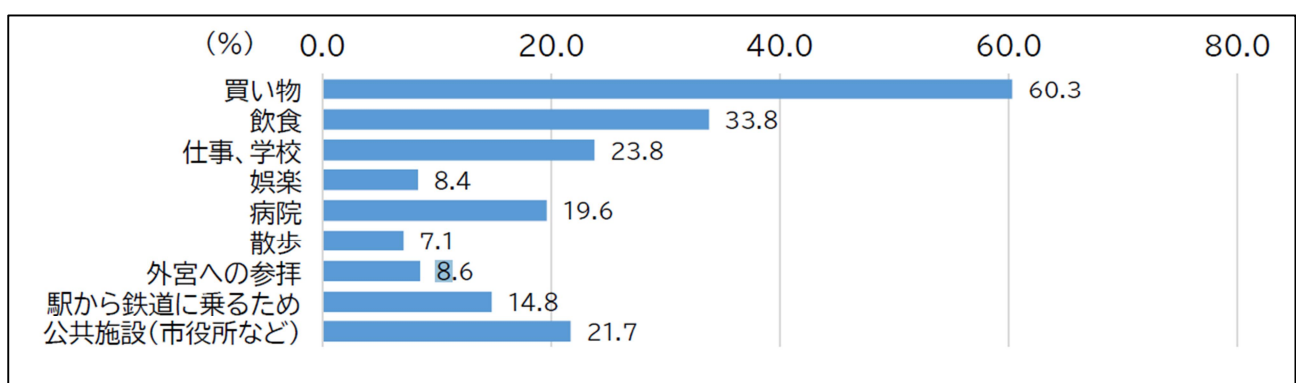
(2) 伊勢市の中心市街地に関する市民アンケート結果

中心市街地にどの程度出かけますか。

中心市街地にお住まいの方は、区域のどこかに出かける場合を想定してお答えください。（1つに○） ※ 回答数：482 件

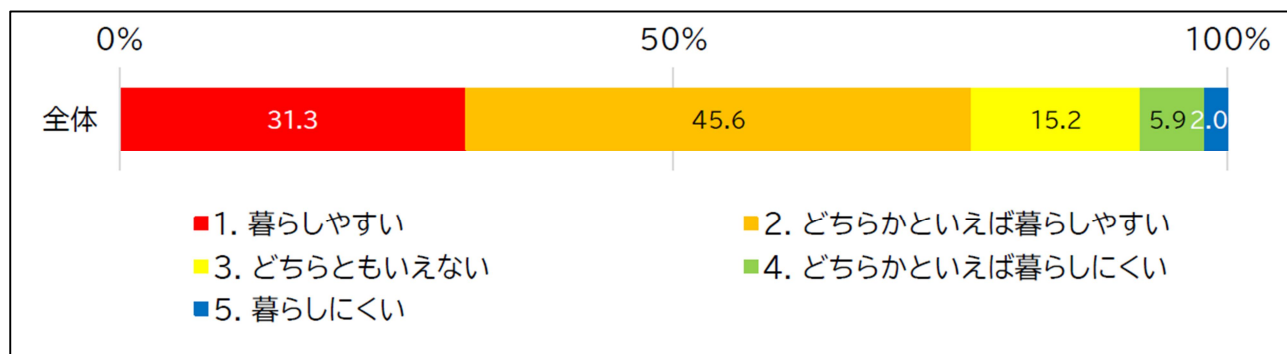


中心市街地に出かける目的は、主に何ですか。（3つまで選択可）※回答数：482 件

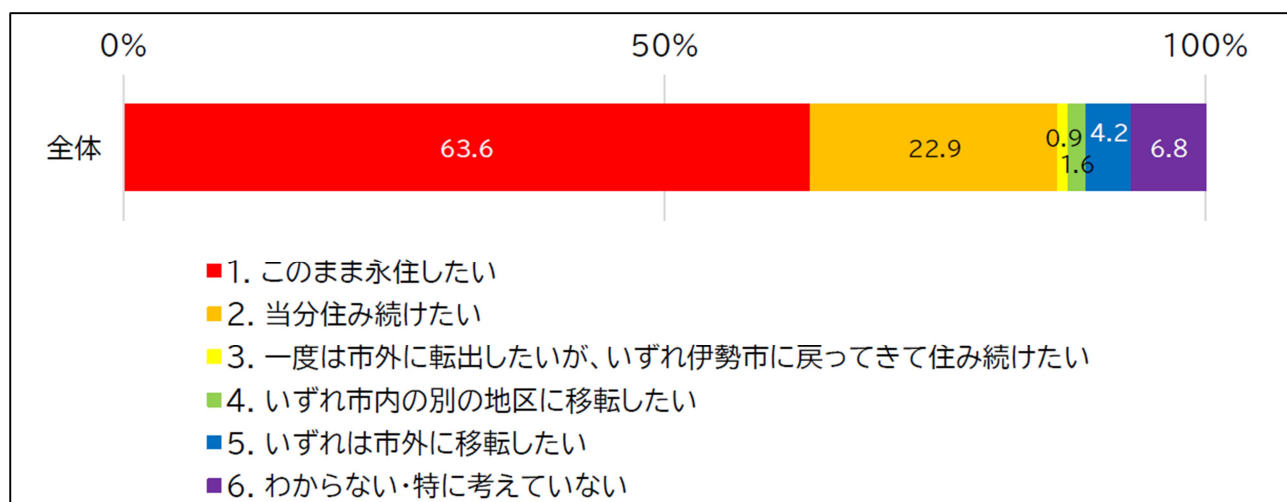


(3) その他 市民アンケート結果

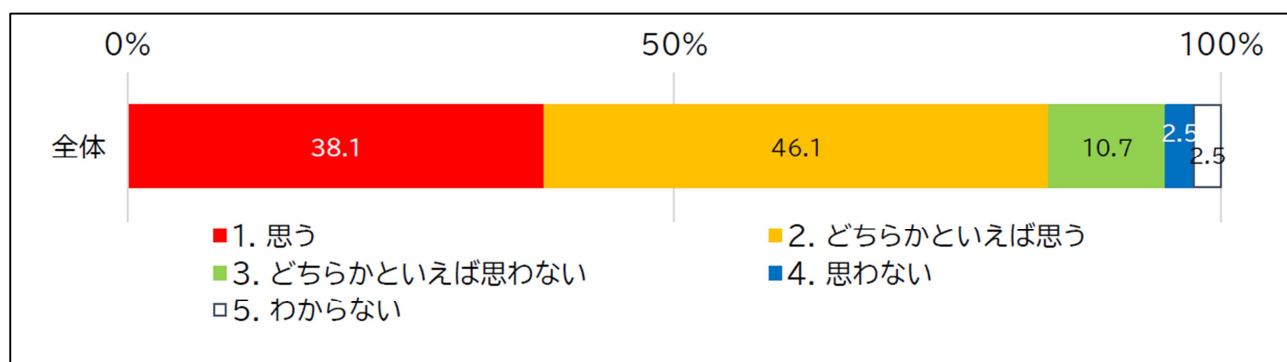
あなたにとって、今の伊勢市は暮らしやすいですか。(1つに○) ※回答数：551件



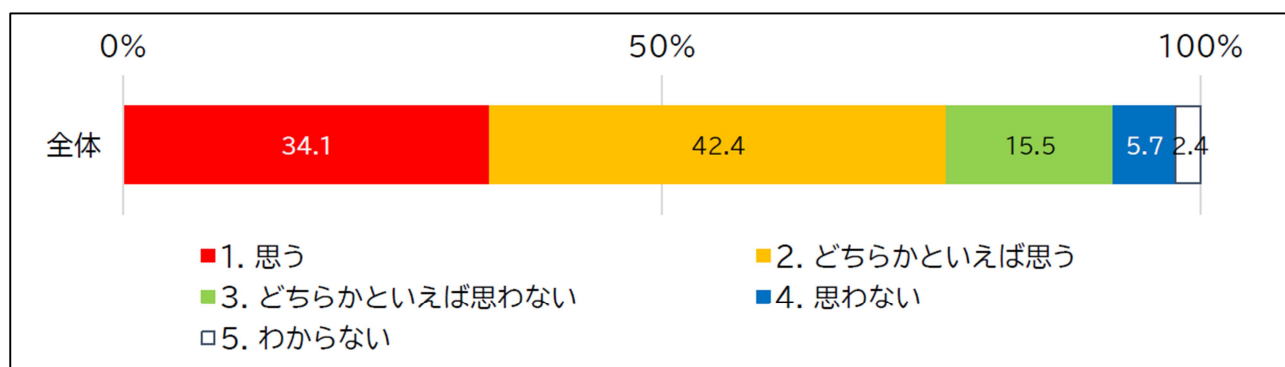
伊勢市に住んでいたいと思いますか。(1つに○)



伊勢市を国内外に誇れるまちだと思いますか。(1つに○)



観光は産業振興や雇用拡大、文化や景観の維持・向上、公共交通の充実など、地域に恩恵をもたらしていると思いますか。（1つに○）



(4) 伊勢市観光客実態調査報告書（令和6年）

□調査の目的

伊勢市を訪れる観光客の旅行目的、来訪手段、滞在種別（日帰り・宿泊）、立寄り箇所数、消費額、満足度など行動実態に関する調査（観光客実態調査）を実施し、その特性、傾向等を分析することにより本市の観光の実態を明らかにし、観光施策の効果的な推進を図る。

□調査地点

外宮周辺（外宮前三角広場）、内宮周辺（おかげ横丁）、二見（二見興玉神社付近の市営駐車場）、河崎（伊勢河崎商人館前の市道）

□調査対象

調査地点を訪れた観光客 1,600 人以上を対象

□回収結果

	全体	外宮周辺	内宮周辺	二見	河崎
目標数（人）	1,550	400	750	350	50
回収数（人）	1,911 (1,889)	662 (654)	870 (860)	317 (314)	62 (61)
達成率（%）	121.9	163.5	114.7	89.7	122.0

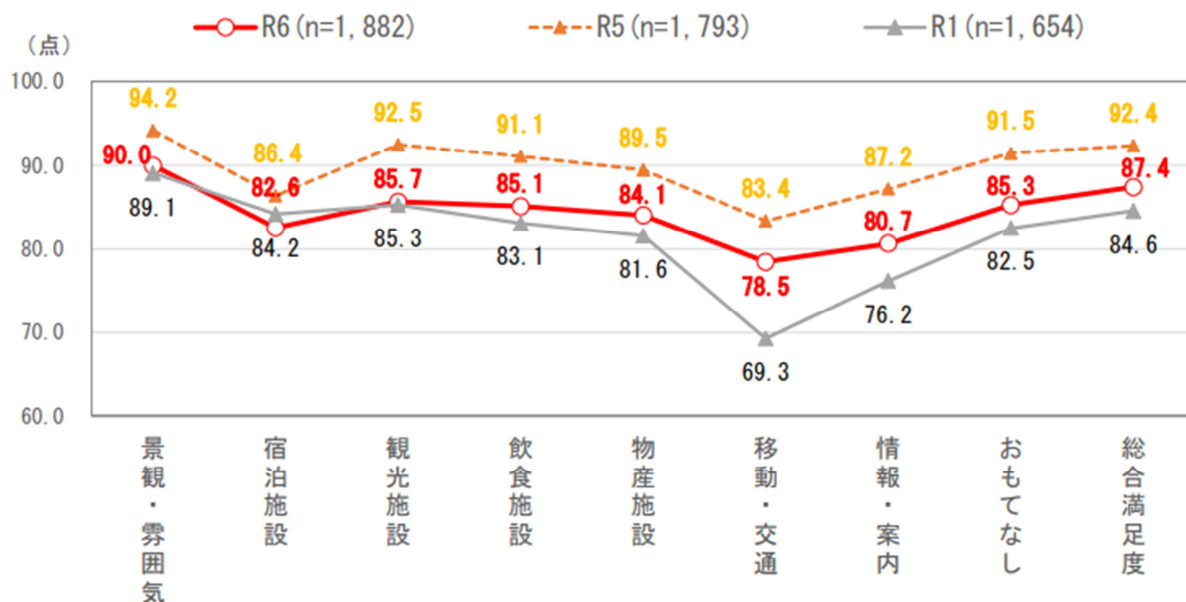
※調査時は市民を除外しないが、分析以降は市民を除く

※回収数のうち、上段は市民を含んだ人数、下段（括弧内の数値）は市民を除いた人数

① 観光客満足度

観光客の満足度について、「総合満足度」では87.4点となっており、「景観・雰囲気」が最も高く90.0点、「移動・交通」が最も低く78.5点となっている。

■図表 観光客満足度の平均点

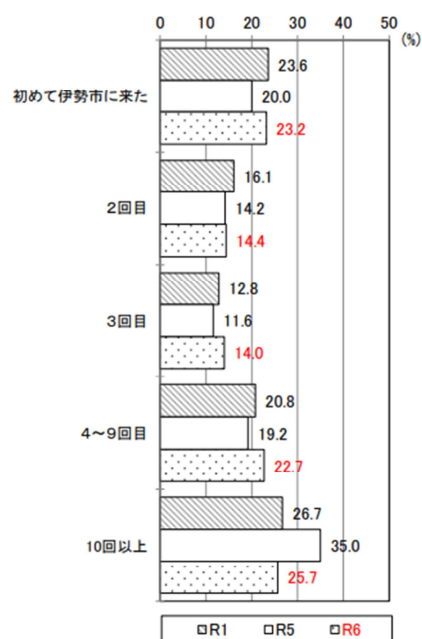


② 訪問回数

訪問回数について、「10回以上」が最も多く25.7%、次いで「初めて伊勢市に来た」が23.2%、「4～9回目」が22.7%となっており、4回以上訪れているリピーターが約5割、その中でも10回以上訪れているヘビーリピーターは約3割となっている。

項目	実数(人)		
	R1	R5	R6
1 初めて伊勢市に来た	390	358	403
2 2回目	267	255	251
3 3回目	211	208	244
4 4～9回目	344	344	394
5 10回以上	442	628	447
合計	1654	1793	1739

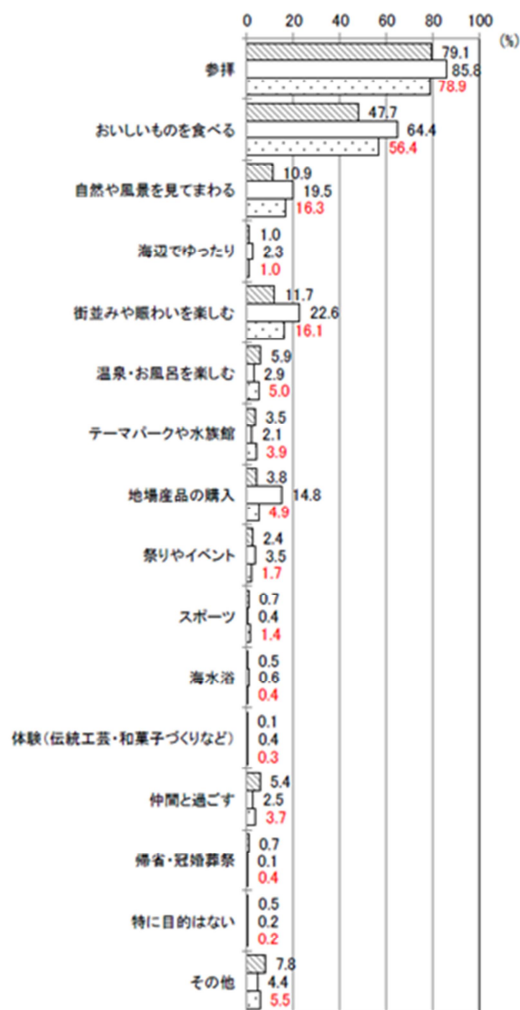
項目	構成比(%)			R1差 (ポイント)	R5差 (ポイント)
	R1	R5	R6		
1 初めて伊勢市に来た	23.6	20.0	23.2	▲ 0.4	3.2
2 2回目	16.1	14.2	14.4	▲ 1.7	0.2
3 3回目	12.8	11.6	14.0	1.2	2.4
4 4～9回目	20.8	19.2	22.7	1.9	3.5
5 10回以上	26.7	35.0	25.7	▲ 1.0	▲ 9.3
合計	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0



③ 旅行目的

旅行目的について、「参拝」が最も多く 78.9%、次いで「おいしいものを食べる」が 56.4%、「自然や風景を見てまわる」が 16.3%と上位 2 位は R1、R5 と同位となっている。

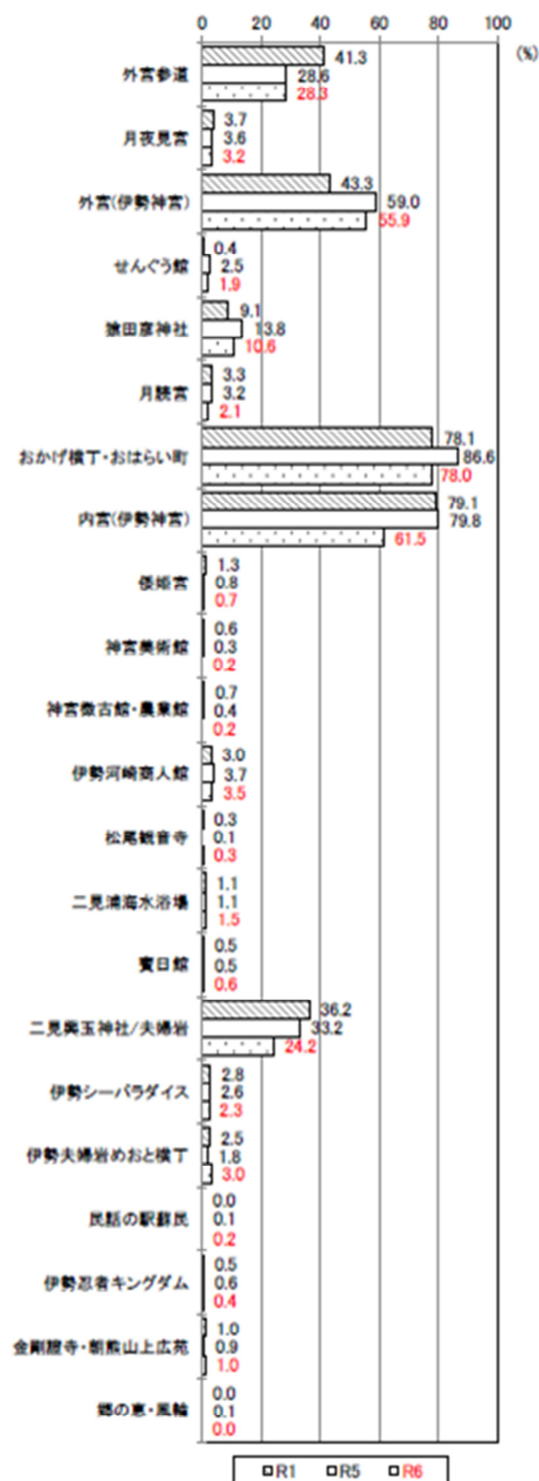
項目	割合(%)			R1 差 (ポイント)	R5 差 (ポイント)
	R1	R5	R6		
1 参拝	79.1	85.8	78.9	▲ 0.2	▲ 6.9
2 おいしいものを食べる	47.7	64.4	56.4	8.7	▲ 8.0
3 自然や風景を見てまわる	10.9	19.5	16.3	5.4	▲ 3.2
4 海辺でゆったり	1.0	2.3	1.0	0.0	▲ 1.3
5 街並みや賑わいを楽しむ	11.7	22.6	16.1	4.4	▲ 6.5
6 温泉・お風呂を楽しむ	5.9	2.9	5.0	▲ 0.9	2.1
7 テーマパークや水族館	3.5	2.1	3.9	0.4	1.8
8 地場産品の購入	3.8	14.8	4.9	1.1	▲ 9.9
9 祭りやイベント	2.4	3.5	1.7	▲ 0.7	▲ 1.8
10 スポーツ	0.7	0.4	1.4	0.7	1.0
11 海水浴	0.5	0.6	0.4	▲ 0.1	▲ 0.2
12 体験(伝統工芸・和菓子づくりなど)	0.1	0.4	0.3	0.2	▲ 0.1
13 仲間と過ごす	5.4	2.5	3.7	▲ 1.7	1.2
14 帰省・冠婚葬祭	0.7	0.1	0.4	▲ 0.3	0.3
15 特に目的はない	0.5	0.2	0.2	▲ 0.3	0.0
16 その他	7.8	4.4	5.5	▲ 2.3	1.1



④ 立ち寄った観光地

立ち寄った観光地について、「おかげ横丁・おはらい町」が最も多く78.0%、次いで「内宮（伊勢神宮）」が61.5%、「外宮（伊勢神宮）」が55.9%となっています。

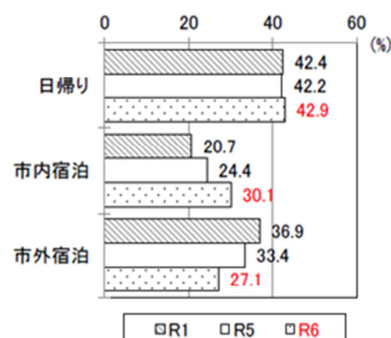
項目	割合(%)			R1差 (ポイント)	R5差 (ポイント)
	R1	R5	R6		
1 外宮参道	41.3	28.6	28.3	▲ 13.0	▲ 0.3
2 月夜見宮	3.7	3.6	3.2	▲ 0.5	▲ 0.4
3 外宮(伊勢神宮)	43.3	59.0	55.9	12.6	▲ 3.1
4 せんぐう館	0.4	2.5	1.9	1.5	▲ 0.6
5 猿田彦神社	9.1	13.8	10.6	1.5	▲ 3.2
6 月読宮	3.3	3.2	2.1	▲ 1.2	▲ 1.1
7 おかげ横丁・おはらい町	78.1	86.6	78.0	▲ 0.1	▲ 8.6
8 内宮(伊勢神宮)	79.1	79.8	61.5	▲ 17.6	▲ 18.3
9 倭姫宮	1.3	0.8	0.7	▲ 0.6	▲ 0.1
10 神宮美術館	0.6	0.3	0.2	▲ 0.4	▲ 0.1
11 神宮微古館・農業館	0.7	0.4	0.2	▲ 0.5	▲ 0.2
12 伊勢河崎商人館	3.0	3.7	3.5	0.5	▲ 0.2
13 松尾観音寺	0.3	0.1	0.3	0.0	0.2
14 二見浦海水浴場	1.1	1.1	1.5	0.4	0.4
15 寛日館	0.5	0.5	0.6	0.1	0.1
16 二見興玉神社/夫婦岩	36.2	33.2	24.2	▲ 12.0	▲ 9.0
17 伊勢シーパラダイス	2.8	2.6	2.3	▲ 0.5	▲ 0.3
18 伊勢夫婦岩めもと横丁	2.5	1.8	3.0	0.5	1.2
19 民謡の駅蘇民	0.0	0.1	0.2	0.2	0.1
20 伊勢忍者キングダム	0.5	0.6	0.4	▲ 0.1	▲ 0.2
21 金剛證寺・朝熊山上公苑	1.0	0.9	1.0	0.0	0.1
22 郷の恵・風輪	0.0	0.1	0.0	0.0	▲ 0.1



⑤ 宿泊

宿泊の有無について、「日帰り」が42.9%、「市内宿泊」が30.1%、「市外宿泊」が27.1%となっており、「市内宿泊」が増加している。

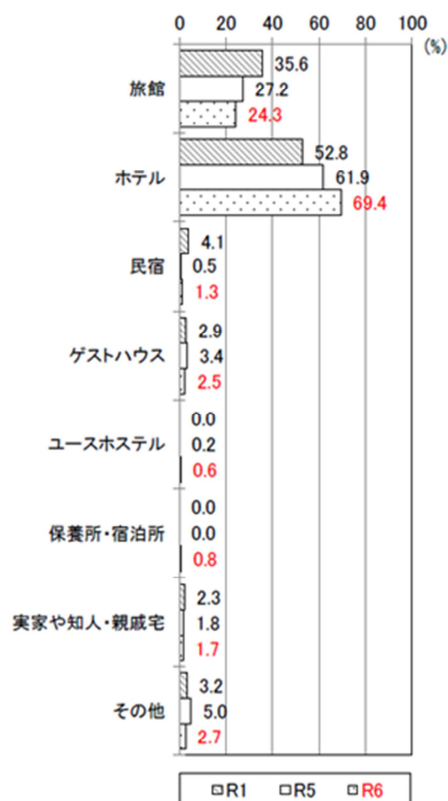
項目	構成比(%)			R1差 (ポイント)	R5差 (ポイント)
	R1	R5	R6		
1 日帰り	42.4	42.2	42.9	0.5	0.7
2 市内宿泊	20.7	24.4	30.1	9.4	5.7
3 市外宿泊	36.9	33.4	27.1	▲ 9.8	▲ 6.3
合計	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0



⑥ 宿泊施設

伊勢市内で宿泊する人の宿泊施設について、「ホテル」が最も多く69.4%、次いで「旅館」が24.3%となっており、R1、R5と同様の傾向となっています。

項目	割合(%)			R1差 (ポイント)	R5差 (ポイント)
	R1	R5	R6		
1 旅館	35.6	27.2	24.3	▲ 11.3	▲ 2.9
2 ホテル	52.8	61.9	69.4	16.6	7.5
3 民宿	4.1	0.5	1.3	▲ 2.8	0.8
4 ゲストハウス	2.9	3.4	2.5	▲ 0.4	▲ 0.9
5 ユースホステル	0.0	0.2	0.6	0.6	0.4
6 保養所・宿泊所	0.0	0.0	0.8	0.8	0.8
7 実家や知人・親戚宅	2.3	1.8	1.7	▲ 0.6	▲ 0.1
8 その他	3.2	5.0	2.7	▲ 0.5	▲ 2.3



⑦ 利用した交通機関

利用した交通機関について、「自家用車・バイク」が最も多く 53.4%、次いで「近鉄」が 34.3%、「新幹線」が 15.9%となっており、上位3位はR1、R5 と同位となっている。

項目	割合(%)			R1差 (ポイント)	R5差 (ポイント)
	R1	R5	R6		
1 飛行機	2.7	2.5	3.2	0.5	0.7
2 新幹線	16.1	16.1	15.9	▲ 0.2	▲ 0.2
3 JR	12.8	13.7	12.4	▲ 0.4	▲ 1.3
4 近鉄	33.4	28.9	34.3	0.9	5.4
5 レンタカー	3.3	2.8	3.4	0.1	0.6
6 自家用車・バイク	53.3	61.5	53.4	0.1	▲ 8.1
7 貸切バス	2.1	2.5	2.3	0.2	▲ 0.2
8 路線バス	8.9	7.6	5.2	▲ 3.7	▲ 2.4
9 フェリー・高速船	2.1	1.9	1.3	▲ 0.8	▲ 0.6
10 タクシー・ハイヤー	0.9	1.1	1.0	0.1	▲ 0.1
11 その他	1.5	4.2	2.3	0.8	▲ 1.9

